

川崎市大気・水環境計画 (素案)

令和3年1月

目次

はじめに

第1章 策定の趣旨	4
1 策定の背景及び目的	4
2 基本的事項	6
(1) 位置づけ及び対象範囲	6
(2) 計画期間	7
第2章 大気や水などの環境保全分野における現在の取組.....	8
1 地域環境を守るための取組	8
(1) 大気環境の取組（騒音、振動、悪臭含む）	10
(2) 水環境の取組（土壌、地盤含む）	17
(3) 化学物質対策の取組.....	30
2 大気や水などの環境に関する市民実感.....	35
(1) 環境改善の状況と市民の満足度	35
(2) 地域別、年代別の満足度の傾向	36
(3) 大気・水環境に対する関心及び配慮行動	38
(4) 効果的な情報発信手法	39
3 今後の課題	40
(1) 大気や水などの環境に係る主な課題	40
(2) 大気や水などの環境に関する市民実感の主な課題.....	44
第3章 基本的な考え方	45
1 本計画がめざすもの	45
2 目標	46
3 方向性及び視点	48
第4章 基本施策	49

1 施策整理の考え方.....	49
2 基本的な施策の方向性.....	49
3 基本施策	51
(1) 基本施策の構成	51
(2) 施策体系	52
(3) 本計画による取組推進のイメージとリーディングプロジェクト	54
(4) 施策	60
I 安全で良好な環境を保全する	61
II 安心で快適な環境を共に創る	64
(5) 複合的な環境施策の展開	72
(6) 地域の特性を踏まえた取組	77
第5章 推進体制及び進行管理	81

付属資料

資料1 環境基準等一覧.....	付- 2
資料2 「光化学オキシダント環境改善評価指標値」の算出方法について.....	付- 8
資料3 「水辺の親しみやすさ評価指標」について.....	付- 9
資料4 取組一覧.....	付-10
資料5 用語集.....	付-23

はじめに

本市の大気や水などの環境は、全国に先駆け制定した川崎市公害防止条例（以下「旧公防条例」という。）をはじめとした様々な独自の取組と法規制により大幅な改善が図られ、近隣都市と比べても遜色ない状況となっています。

本市は、これまでに京浜工業地帯の中核として我が国の工業発展を牽引してきた一方で、工場から排出されるばい煙や汚水による公害被害など甚大な公害を経験しました。これに対して、昭和 47（1972）年に本市独自の大気汚染に関する総量規制を規定した旧公防条例を制定し、その後も段階的に規制を強化し、平成 12（2000）年には川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「市条例」という。）に全面改正するとともに、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等による法規制と合わせて対策を進めてきました。

また、平成 6（1994）年には、川崎市環境基本計画に公害対策を位置付け施策を推進し、水環境については、平成 24（2012）年にそれまで取り組んできた川崎市河川水質管理計画と川崎市地下水保全計画を統合した川崎市水環境保全計画を策定して総合的な施策を推進してきました。

このような取組のもと、大幅な改善が図られた大気や水などの環境を良好に保全していくことが重要になります。

また、より良い環境を次の世代に引き継ぐためには、更なる環境の向上を図ることが必要であり、そのためには、市民や事業者と共に取り組んでいく観点が大切となることから、市が環境を良くするために取り組んでいる内容を分かりやすく伝えていくことも重要です。

このため、この計画では環境を保全するために行われている現在の取組を分かりやすく伝えるためのページを設けています。大気や水などの環境を保全する取組について、「何をやっているのか分からない」、「公害をなくすためにどのような取組をしてきたのかなどについて知りたい、興味がある」といった方は、ぜひ、第 2 章の「1 地域環境を守るための取組」をご覧ください、関心を持っていただくきっかけとしていただけると幸いです。

第1章 策定の趣旨

1 策定の背景及び目的

環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している川崎市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）では、めざすべき環境像を設定し、環境基本計画の環境要素の一つとして、「大気や水などの環境保全」を位置づけ、その目標を「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」としています。

川崎市大気・水環境計画（以下「本計画」という。）は、上位計画である環境基本計画が取組を推進する分野のうち、「大気や水などの環境保全」分野の取組の推進を担うため、この分野における考え方や目標、具体的な施策を体系的に取りまとめたものです。

本市の大気や水などの環境は、市独自の取組を中心とした施策と合わせて、法規制に基づく取組を進めてきた結果、多くの項目で環境基準を達成するなど、大幅な改善が図られました。公害の歴史を繰り返さないためにも、改善した良好な環境を保全していくことが大切です。

一方で、市民意識調査等の結果からは、依然として市民の意識に公害のイメージが残っており、環境改善が図られたことが浸透しているとはいえない状況がうかがわれます。より良い大気や水などの環境を次の世代に引き継ぐためにも、更なる環境の向上を図るとともに、環境が良好であることについて実感してもらうための取組が大切になります。

そのような状況があることから、本市は、令和元（2019）年5月に川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）に、「大気や水などの環境保全の推進に向けた考え方」について諮問を行いました。審議会では、大気や水などの環境保全を総合的に進めるための方向性や視点の考え方も含めて審議をしてきました。

審議会での主な意見として、

- ・これまでの取組の継続により、良好な環境を維持することが重要であること
 - ・更なる環境の向上を図るために、「環境に関する市民の実感」という観点を持つことは重要であり、そのために今実施している取組を市民に知ってもらう必要があること
- などがあり、こうした御意見を踏まえながら幅広い見地から審議を重ね、令和2（2020）年11月に審議会から答申をいただきました。

● 審議会からの主な意見

- ・これまでの規制を中心とした取組により、ほぼ環境基準を達成しているので、法律や条例に基づくこれまでの取組を継続することで現状の良好な環境を維持していくことが重要
- ・今後は、環境に関する市民の実感という観点を持つことが重要であり、環境配慮意識や市民実感の向上について計画に位置づけることが必要
- ・環境と経済を総合的に捉えた取組のひとつとして、事業者の自主的な取組の促進を図ることが効果的
- ・更なる環境の向上を図るためには、事業者の協力、市民や市民団体との協働、他分野との連携、広域的課題の解決に向けた連携を推進することが必要
- ・市民意識を見ると、環境を良くするために今取り組んでいる内容が伝わっていないように思われるので、現在実施している取組を市民に伝えることが重要
- ・地域ごとに異なる特性を考慮することが川崎らしさにもつながるので、地域の特性を踏まえた取組を進める視点が重要

以上のことを踏まえ、大気や水などの環境を良好に保全していくことに加えて、更なる環境の向上や実感の向上を図っていくためには、法律や条例に基づくこれまでの取組に加え、市民や事業者の連携・協力・参加の促進を図るといった視点も加えて総合的に取り組んでいく必要があります、こうした取組を効果的かつ計画的に推進するために本計画を策定します。

2 基本的事項

(1) 位置づけ及び対象範囲

ア 位置づけ

川崎市総合計画で定めるめざす都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を環境面から実現していく役割を担い、環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本指針である環境基本計画が掲げる環境要素のうち、本計画では「大気や水などの環境保全」分野の考え方や目標、施策体系、具体的な取組を示し、施策の推進を図ります。

また、本計画は、環境基本計画が取組を推進する分野のうち、「大気や水などの環境保全」分野を担う「個別計画」として位置づけます。

なお、本計画は、大気や水などの環境保全分野全般を対象とすることから、これまで水環境に係る施策を推進してきた川崎市水環境保全計画（P. 7 コラム参照）は、本計画に統合します。

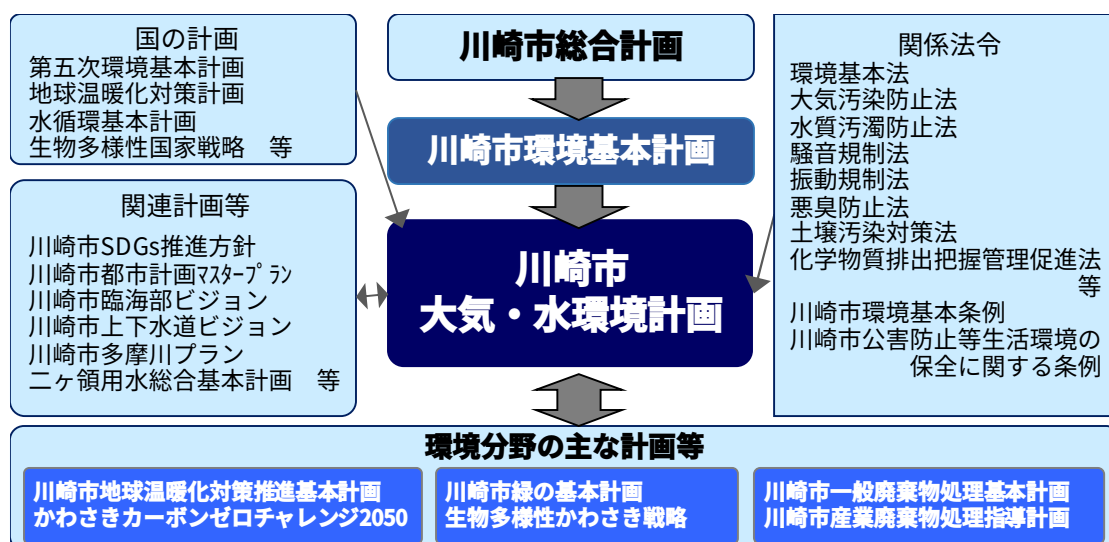


図 1-1 位置づけ

イ 対象範囲

環境基本計画における環境要素「大気や水などの環境保全」を形成する大気環境（大気、騒音、振動、悪臭）、水環境（水、土壌、地盤）、化学物質（大気や水などの環境中に含まれるもの）に加え、「1 策定の背景及び目的」で述べた環境改善についての実感の向上に取り組むため、大気や水などの環境に関する市民の実感（市民実感）を対象範囲とします。

(2) 計画期間

本計画は、上位計画である環境基本計画と整合を図り、令和3（2021）年度から概ね10年先を見据えながら、「大気や水などの環境保全」分野における令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間の具体的な取組をとりまとめた計画とします。

大気や水などの環境の変化を継続的かつ長期的に把握し、取組の効果を踏まえつつ見直しを図っていく観点から、策定後5年で具体的な取組の見直しを行います。

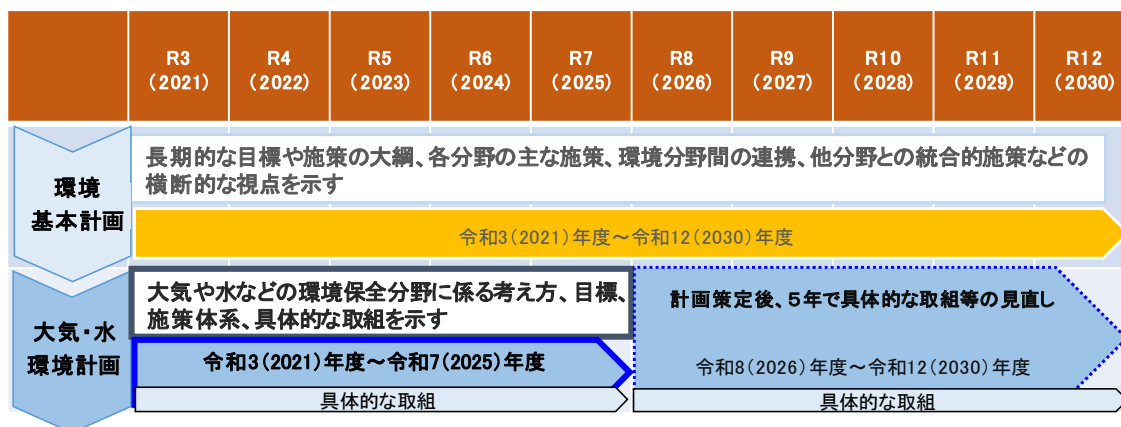


図 1-2 計画期間

● コラム 川崎市水環境保全計画について

●水環境保全計画とは

平成24（2012）年に策定した「川崎市水環境保全計画」は、良好な水環境像の実現に向けて、水環境を構成する「水量」「水質」「水生生物」「水辺地」の4つの要素ごとに目標を設定するとともに、庁内関連部局で連携して施策を推進してきました。

水環境保全計画における施策体系

良好な水環境像	構成要素	目標	施策の方向
人と水とのつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境	水量	水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生態生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること	Ⅰ-1 現状の平常時河川流量を維持する Ⅰ-2 適切な地下水量を確保する Ⅰ-3 かん養機能を保全・回復する
	水質	公共用水域や地下水への汚染物質の流出を抑制し、人と水生生物にとって望ましい水質が確保されること	Ⅱ-1 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす Ⅱ-2 化学物質の環境リスクを低減する Ⅱ-3 水質保全・監視を充実する
	水生生物	水生生物の生態生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること	Ⅲ-1 水生生物の生態生育環境を保全する Ⅲ-2 多様な水生生物との共生がなされる
	水辺地	人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生態生育環境となる水辺地が保全されること	Ⅳ-1 良好な水辺環境を保全する Ⅳ-2 人と水のふれあいを育む

本計画では、水環境保全計画を統合し、4つの構成要素に関する取組は、施策体系において改めて整理し、より良い水環境の実現をめざした取組を推進します。

●良好な水環境とは

水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素が適正なバランスで構成されている状態のことをいいます。



第2章 大気や水などの環境保全分野における現在の取組

1 地域環境を守るための取組

大気や水などの環境保全を総合的に進める上で、この分野における現在の取組を市民に知ってもらい、環境を保全する取組に対する理解を促進することが大切です。

本章では、環境を保全するために行っている取組を分かりやすく示すため、はじめに大気や水などの環境保全分野における現在の取組を紹介します。

大気環境や水環境などの地域環境を守り、生活環境を向上するため、本市では、市民・事業者と協力し、次の取組を推進しています。

(1) 法律、市条例により、公害の発生を抑えています（法や条例による規制）

ア 届出・許可制度

公害を発生させるおそれのある施設を設置する際は、市に届出や申請などをする必要があります。

市では、届出等を確認し、その施設が法や条例を守るか、事前に審査します。



イ 排出基準の設定

煙突や排水口での濃度などの基準（排出基準）をつくり、公害の原因となるものを環境に排出する量を減らします。

ウ 立入調査、指導

市では、工場に立ち入り、排出基準を守っているか、調査を行います。守られていない場合は、基準を守るよう指導します。

(2) 環境の状況を調査しています（環境などのモニタリング）

ア モニタリングの実施（大気汚染、水質汚濁、地盤沈下）

市内の大気の状態について、24 時間測定する装置を各区に設置するとともに、川などの水質、地盤沈下も定期的に調査するなど、環境の状態を常に監視しています。

大きな工場などでは、24 時間測定できる装置により、排出基準を守っているか調査しています。市は、この情報をオンラインでリアルタイムに入手し、工場の排出状況を監視しています。



イ 問題が発生した時の調査（騒音、振動、悪臭など）

騒音、振動、悪臭などの問題が生じた際には、持ち運び出来る測定機器等を活用するなどして、現地の状況を把握し、迅速な対応に努めています。



ウ 問題になる前の調査（未規制化学物質）

排出基準の決められていない化学物質について、将来、問題になる可能性がないか、空気や川などの環境中の濃度の調査を実施し、実態の把握に努めています。

（３）市民、事業者と協力して、環境負荷の低減をめざしています

ア 自動車排出ガスへの取組

自動車排出ガスによる大気汚染を防ぐため、窒素酸化物などの排出量の少ない車への買い換えや積極的な使用に向けた取組を進めたり、エコドライブを普及させるために講習会を開くなど、市民・事業者と協力して取り組んでいます。

イ 環境・リスクコミュニケーション

化学物質などの地域の環境に関する情報を、市民・事業者・行政が共有し、お互いに理解していくことを、「環境・リスクコミュニケーション」といいます。

環境・リスクコミュニケーションを通して地域のよりよい環境づくりをめざしています。



このような取組を継続的に行うことで、市内の大気や水などの環境は大きく改善しました。

以下に、大気環境・水環境・化学物質の項目ごとに詳細な取組を示します。

大気環境

(1) 大気環境の取組（騒音、振動、悪臭含む）

大気汚染物質には、もともと大気中に微量に存在するものもありますが、窒素酸化物や粒子状物質などは、工場・事業場の煙突等からの排出ガスや自動車などの排気ガス、その他に一般家庭の湯沸かし器などからも排出されます。また、窒素酸化物等の大気汚染物質は大気中で反応して、健康影響を及ぼすおそれがある微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントを生成します。これら大気汚染物質が高濃度になると、人や植物に悪い影響を及ぼすおそれがあります。

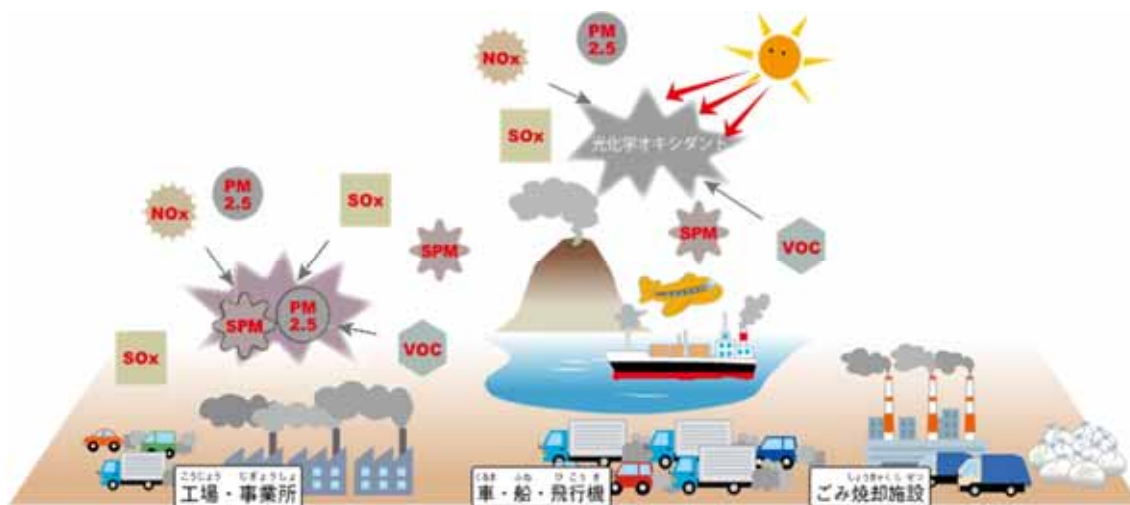


図 2-1 大気汚染物質の発生と生成の仕組み

市内の大気環境は、臨海部に石油化学、鉄鋼、発電所等の大規模な工場が集積しており、また、市内を横断する大型車交通量の多い幹線道路も多く存在するため、古くから大気汚染が問題となっていました。

そのような状況を受けて、本市では、川崎市環境基本条例に、大気環境に係る市独自のいわば最終的な目標として「環境目標値」を位置づけており、その達成に向けた段階的な目標として、市条例に「対策目標値」を設定しています。これらの達成に向けて、法や条例による規制、常時監視、自動車排出ガスへの取組等を市民・事業者・行政が進めてきたことにより大気環境は大幅に改善し、近隣自治体と比較しても遜色ない状況となっています。

市内には、常時監視測定局として、住宅地等の一般的な生活空間における大気の状態を把握する一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）と、道路周辺の状況を把握する自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）がそれぞれ9局あり、常時、大気汚染物質（二酸化窒素や微小粒子状物質（PM2.5）等）を測定し、人の健康や生活環境を守るための目標として環境基本法に規定されている環境基準や市独自の対策目標値等の達成状況を監視しています。

また、吸引すると健康影響を及ぼすおそれがあるとされている石綿（アスベスト）については、過去に建設された多くの建物の様々な場所に、建材として使用されてきたため、法や条例に基づき建築物等の解体工事における石綿の飛散防止に取り組んでいます。

その他、騒音、振動及び悪臭に係る市民等からの苦情相談についても、工事現場や事業所に対して、適宜、現場確認による監視や指導を実施するなど、法や条例に基づき、適切に対応しています。

ア 主な取組

（ア）大気環境の常時監視等

大気環境を把握するため、大気汚染防止法に基づき、下図の大気環境の常時監視測定局において、大気汚染物質で環境基準等が定められている二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、一酸化炭素、光化学オキシダント、有害大気汚染物質等の測定（測定局により測定項目は異なる。）を実施し、環境基準等の達成状況を確認しています。また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境濃度を把握するため市内3地点において、測定を実施し、環境基準の達成状況を確認しているほか、酸性雨、フロン類の環境調査を実施しています。



図 2-2 大気環境の常時監視測定局

(イ) 工場・事業場における大気汚染対策

工場・事業場の煙突等の排出ガスには大気汚染物質が含まれているため、これらの物質の排出を減らすための取組を行っています。

a 法や条例等に基づく審査・指導

事業者が大気汚染物質を排出する施設を設置する場合、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例等に基づき、届出等を行う必要があり、届出等の内容が法や条例に適合しているか、審査及び指導を行っています。

b 法や条例等に基づく立入調査による監視

工場・事業場の煙突等からの排出ガスについては、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例等に基づき、立入調査（測定等）を実施し、窒素酸化物やダイオキシン類等の排出基準が守られているか確認を行っています。また、工場・事業場が法や条例に基づき実施する自主測定結果を確認し、各施設からの排出状況を把握するとともに、提出された施設設置の届出等について、立入調査を行い届出内容の確認を行っています。

c 発生源自動監視システムによる常時監視

窒素酸化物等の大気汚染物質の排出量が多い大手工場（令和2年度現在23工場）を対象に、事業者が毎時間、自動測定している測定データをオンラインでリアルタイムに入手できる自動監視システムにより、大気汚染物質の排出状況を監視するとともに、総量規制の基準の遵守状況等も確認しています。

(ウ) 交通分野における大気汚染対策

自動車排出ガスには大気汚染物質である窒素酸化物や粒子状物質等が含まれるため、これらの物質の排出を減らすための取組を実施しています。

a 古い型の車両の走行を禁止する取組（ディーゼル車運行規制）

首都圏自治体との連携により、型式が古く、粒子状物質等の排出が多いトラック等の車両の走行を禁止する規制を行うとともに、規制の遵守状況の確認のための検査を実施しています。



b 環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度）の運用

市内の事業者が荷物を運搬するためにトラック等の車両を使用する際に、運送事業者に対して、環境に優しい車両の使用やエコドライブの実施等、環境に配慮した運搬を働きかけるエコ運搬制度を運用しています。

c 環境にやさしい自動車を増やす取組（次世代自動車等の普及促進）

ハイブリッド自動車や天然ガス自動車等の、大気汚染物質の排出が少なく環境にやさしい車両の普及に向けて、助成など車両の導入支援を行っています。

d 自動車運転の際の環境配慮を促す取組（エコドライブの普及促進）

自動車を停車する際にエンジンを切るようにするアイドリングストップや排気ガスを多く排出する急加速、急発進等を行わない「エコドライブ」の普及促進のため、エコドライブ講習会等を実施しています。

（エ）石綿（アスベスト）対策

建物の解体・改造補修工事を行う際は、事前にアスベストの使用状況について調査することが義務付けられているため、大気汚染防止法及び市条例に基づき、届出等を行う必要があります。届出等の内容が法や条例に適合しているか、審査及び指導を行っています。また、アスベストの飛散防止状況の監視・指導のため、アスベストの除去工事等の立入調査を実施しています。

さらに、大気中のアスベスト濃度を把握するため、毎年環境測定を実施しています。



（オ）騒音・振動対策

事業者が騒音、振動を発生する施設を設置する場合や、工事現場等において著しい騒音、振動を発生する建設作業等を行う場合は、騒音規制法、振動規制法及び市条例に基づき、届出等を行う必要があります。届出等の内容が法や条例に適合しているか、審査及び指導を行っています。また、自動車・鉄道・航空機による騒音・振動の状況を把握するため、市内各所で測定を実施しています。

市民等からの騒音・振動に係る苦情相談には、工場・事業場に対して、適宜、現場確認による監視や指導を実施することなど、騒音規制法、振動規制法及び市条例に基づき適切に対応しています。



（カ）悪臭対策

悪臭は、主に感覚的・心理的な被害を与える感覚公害と言われていますが、市条例において、悪臭が発生する作業として規定しているものについては、事業者

が届出等を行う必要があり、届出等の内容が市条例に適合しているか審査及び指導を行っています。また、市民等からの飲食店等の事業所や工場等からの悪臭に係る苦情相談については、適宜、現場確認による監視や指導を実施するなど、市条例に基づいて適切に対応しています。さらに、臨海部については、工場・事業場が多く存在することから、悪臭苦情が比較的多く寄せられる夏場に悪臭パトロールを実施するなど、悪臭の実態把握及び監視に努めています。

イ 現在の状況

(ア) 大気

これまでの工場・事業場への対策や交通環境対策により、大気汚染物質の排出は大幅に削減され、近年まで環境基準非達成が続いていた二酸化窒素や微小粒子状物質を含む、ほぼ全ての項目で環境基準を達成しています。

環境基準の達成に至っていない光化学オキシダントについても、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の環境中の濃度は低下傾向にあります。

a 二酸化窒素(NO_2)

二酸化窒素については、環境目標値（0.02ppm）の達成に向けた段階的な目標として、対策目標値¹（0.04ppm～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下：環境基準と同値）の達成を目指してきたところです。

これまでの取組により、二酸化窒素の環境濃度は、市内全 18 測定局において、平成 25（2013）年度に、対策目標値（環境基準）を達成するなど低下傾向にあります。また、令和元（2019）年度は、大気環境の改善がさらに進んだことから、一般局で対策目標値（環境基準）の下限値（0.04ppm）を初めて全 9 局で達成しました。一方、自排局では、9 局中 6 局で下限値（0.04ppm）を達成しています。

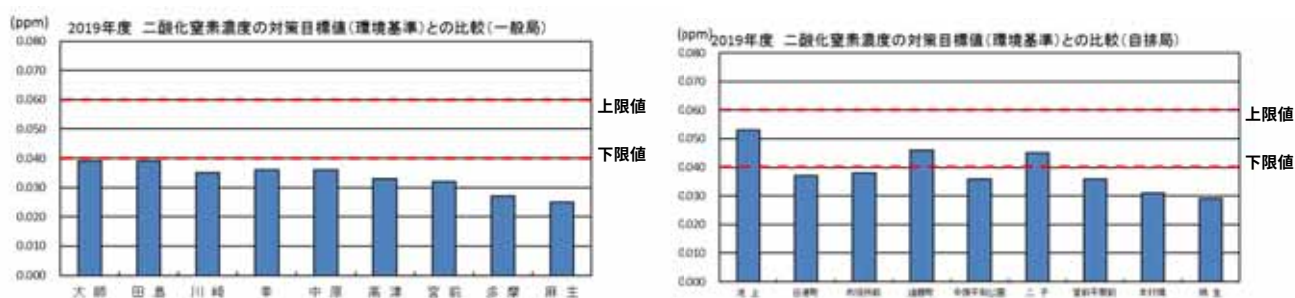


図 2-3 二酸化窒素濃度の対策目標値(環境基準)との比較

¹ 対策目標値：二酸化窒素の対策目標値は、環境基準と同じ「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」と定めている。
ppm は 100 万分の 1 の比率を示す単位。1 ppm を %（パーセント）で表すと 0.0001% となる。

b 微小粒子状物質 (PM2.5)

PM2.5 については、これまで環境基準の達成に向けて、常時監視体制の整備や大気中の濃度についての実態把握を行うとともに、対策を推進してきました。

令和元（2019）年度は一般局（8局）及び自排局（8局）の全16局において測定しており、平成28（2016）年度以降、測定している全局で環境基準を達成するなど大気中の濃度は低下傾向にあります。しかしながら、PM2.5の社会的な関心は依然として高く、また、生成までの過程の解明など種々の研究が進められている状況にあることから、今後も引き続き注視していく必要があります。

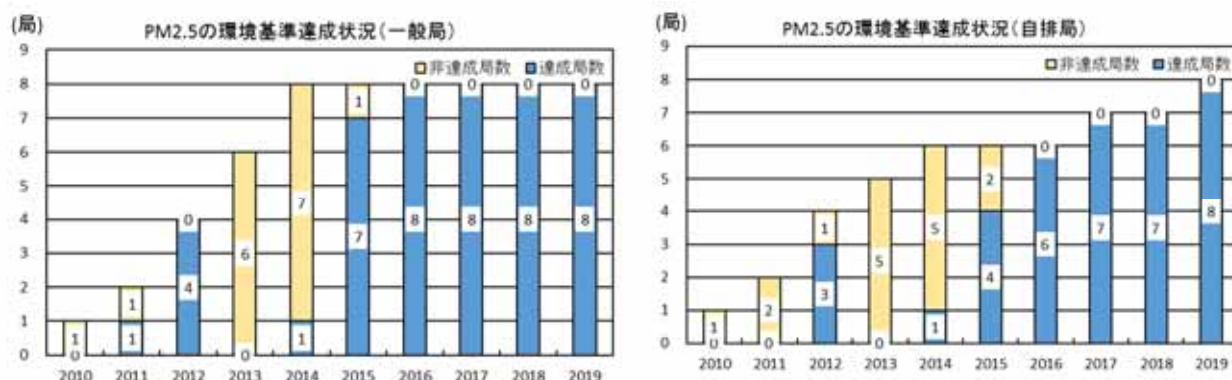


図 2-4 PM2.5 の環境基準達成状況

c 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、原因物質である窒素酸化物と揮発性有機化合物(VOC)が太陽の紫外線により複雑な化学反応を起こすことで発生するため、気象要因による影響を大きく受け、また、生成までの過程も未解明な部分がある物質です。窒素酸化物は、近年、濃度が低下傾向にあり、VOCについては、平成18（2006）年に大気汚染防止法の改正に伴い規制等されたことで、VOCの排出が削減され、環境中のVOCの一種である非メタン炭化水素(NMHC)濃度が低下傾向にあります。

このように、原因物質の濃度がいずれも低下傾向にありますが、光化学オキシダントが高濃度になって発生する光化学スモッグ注意報は、年度によってばらつきがあるものの毎年発令されています。さらに、平成26（2014）年に環境省から示された光化学オキシダントの環境改善効果を示すための指標「光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99%タイル値の3年平均値（以下「国の新指標」という。）」は、気象要因や越境汚染によると思われる変動はあるものの概ね横ばい傾向にあり、低下傾向がみられておりません。

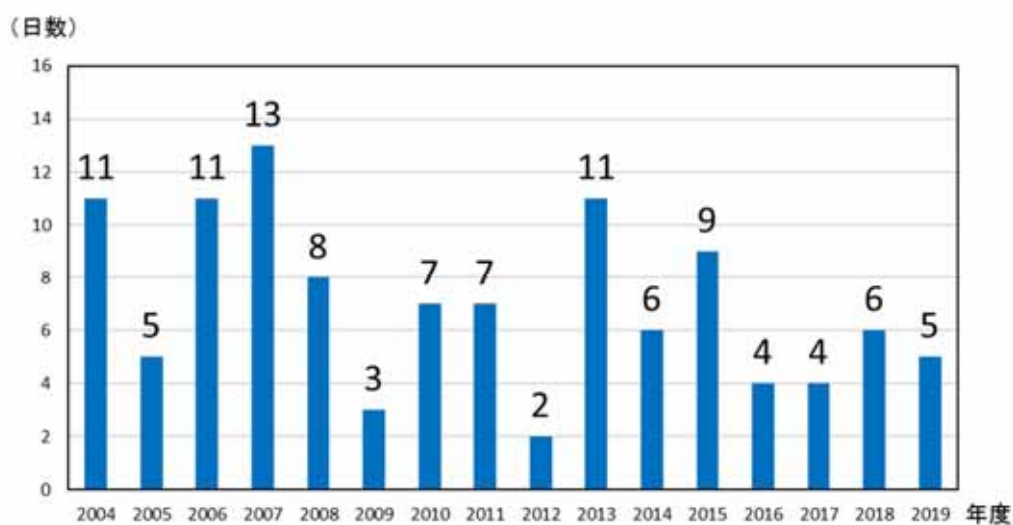


図 2-5 市内の光化学スモッグ注意報の発令日数の推移

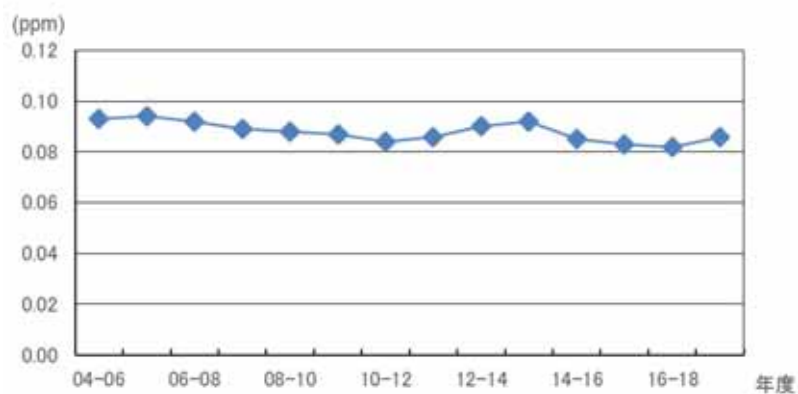


図 2-6 国の新指標による光化学オキシダント濃度の経年推移

(イ) 石綿（アスベスト）

大気汚染防止法及び市条例に基づき、建築物等の解体等工事における届出審査及び立入調査を実施し、監視・指導を行ったことで、大気中のアスベスト濃度は、世界保健機関（WHO）が「健康リスクが検出できないほど低い」と規定している濃度（1～10 本/L 程度）よりも大幅に低い 0.1 本/L 程度で推移しています。

(ウ) 騒音、振動及び悪臭

騒音、振動及び悪臭に係る苦情相談に対して、適宜、実態把握を行った上で騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法及び市条例に基づき、立入調査や測定を実施し、監視・指導を行うなど、生活環境の保全に支障のない状況が保たれるよう、適切に対応しています。

水環境

(2) 水環境の取組（土壌、地盤含む）

水環境に影響を与える要因には、生活排水により有機物や窒素、りんなどの汚れが川や海に流れ込むことや、工場排水に含まれるヒ素や鉛などの有害物質が流れ出て、川や海、土壌を汚すことなどがあります。また、都市化の進行による川の水量の減少や、大量の地下水の汲み上げによる地盤沈下も要因となります。これらのことが起こると、市民生活や水生生物の生息環境に影響を与えることがあります。

市内の水環境の監視として、多摩川水系と鶴見川水系の市内河川及び海域で水質測定を行い、環境基本法に基づく環境基準の達成状況の確認を行うとともに、市内の工場・事業場の排水口で排水測定を行い、水質汚濁防止法や市条例に基づく排出基準が守られているかを確認しています。



河川の水質測定及び排水検査の実施状況

市内の水環境は、昭和 30、40 年代の経済の発展に伴い、生活排水による汚れや工場排水による有害物質により、川や海の水が汚れ、そこにすむ生物も減少してしまいました。このため、本市では、下水道の普及による生活排水処理の推進、工場・事業場の排水処理設備の設置及び行政による排水規制など、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取組を行い、川や海の水の水質は大幅に改善され、有害物質についても環境基準値を大幅に下回る濃度に低下しています。

しかし、新たに、都市化の進行に伴う緑地の減少による河川流量の減少、水質悪化により減少した水生生物の生育環境の回復、自然豊かで人とふれあえる水辺空間の要望の高まりなどの課題が生じ、その解決が求められてきました。このため、平成 24（2012）年に「川崎市水環境保全計画」を策定し、水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地の 4 つの要素を総合的に捉えた施策を推進してきました。



図 2-7 水環境を構成する4つの要素

水環境保全計画における水環境の構成要素のうち、河川、海域の水質は、海域で一部環境基準を達成していない項目があるものの、河川、海域共にほとんど全ての項目で環境基準を達成しています。水生生物は、河川の生物の生息状況の継続的な調査において、魚類、底生生物（川の底にすむ水生昆虫やエビ、カニなど）の確認された種類数が増加しています。また、関係機関と連携した水量、水辺地に関する施設整備も進めながら、4つの構成要素に係る取組を推進しています。

その他の水環境の取組として、土壌環境と地盤環境の取組を進めています。土壌環境については、汚染した土壌を摂取することにより市民の健康に影響を与えるおそれがあるだけでなく、土壌汚染が地下水の水質の汚濁原因となるため、土壌汚染対策法及び市条例により土壌・地下水汚染の拡散を防止する取組を推進しています。地盤環境については、地下水を大量に汲み上げることで、地下水量が減少し、地盤沈下につながるため、工業用水法及び市条例による揚水規制の取組を推進しています。

水環境保全計画において4つの構成要素ごとに目標や施策を設定し、それに基づき次のような取組を実施しています。ここでは、水環境保全計画で示している構成要素の順序によらず、水質汚濁に対応するために対策を実施してきた本市の歴史的経過を踏まえ、はじめに水質を掲げ、続けて水量、水生生物、水辺地の順としています。

ア 主な取組

(ア) 水質に関する取組

水質がきれいであることは、人と水とのふれあいや水生生物の生息環境にとって重要です。そのため、水質の取組は、「公共用水域や地下水への汚染物質の流出

主な取組として水質の汚濁状況を監視するとともに、水質改善に向けた取組を行っています。

公共用水域（河川・海域）及び地下水の水質を把握するため、水質汚濁防止法に基づき、神奈川県が定めた測定計画及びそれを補完する市計画を定めています。これらの計画に基づき、公共用水域及び地下水において、環境基準が定められている項目などの測定を行い、環境基準の適合状況を確認しています。

地下水については、地下水の環境基準項目を定点調査（市内 18 地点を隔年で調査）及びメッシュ調査（市内全体 2 km メッシュで区切り 4 年で市域全体を調査）により市内全体を調査するとともに、過去に汚染が確認された地点を継続して調査しています。



生物化学的酸素要求量（BOD）や化学的酸素要求量（COD）などの生活環境の保全に関する環境基準は、他都市にまたがる「水域」ごとに「達成」状況を判断することになっています。本市では「地点」ごとに環境基準値との比較をしており、測定値が環境基準値以下であったときは「適合」と表現しています。

b 法や条例等に基づく審査・指導

事業者が水質汚濁物質を排出する施設を設置する場合、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づき届出等を行う必要があり、工場・事業場からの排水の排水基準及び地下浸透に係る構造基準等の届出等の内容が法や条例に適合しているか、審査及び指導を行っています。

c 法や条例等に基づく立入調査による監視

工場・事業場の排出口からの排水については、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づき、立入調査（測定等）を実施し、排水口において排水基準が守られているかの確認を行っています。また、工場・事業場が法や条例に基づき実施する自主測定結果を確認し、各排出口からの排水の状況を把握するとともに、提出された施設設置の届出等について、立入調査を行い届出内容の確認を行っています。

d 東京湾における水質総量削減制度

人口や産業が集中して汚濁が著しい東京湾などの閉鎖性水域では、水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づき水質総量削減制度が定められています。この制度では、国が水域ごとに化学的酸素要求量（COD）²、窒素、リンの汚濁負荷量（汚濁濃度×排水量）の削減目標量、目標年度等の基本方針を定め、これに基づいて都県知事は、総量削減計画を定めています。現在、神奈川県では「東京湾における化学的酸素要求量等に係る第8次総量削減計画（神奈川県）」により、削減が進められています。

対象の工場・事業場には、汚濁負荷量の総量規制基準が設けられており、市は、対象の工場・事業場から定期的に報告を受けて、基準が守られているか確認を行っています。

e 下水道部局による水質汚濁防止対策

工場・事業場からの排水や生活排水が直接公共用水域に排水されずに公共下水道に排出される場合は下水道法により排水基準が定められており、下水道部局により排水に関する指導や下水道施設の適切な維持管理が行われており、役割分担をしながら水質汚濁防止対策に取り組んでいます。

² 化学的酸素要求量（COD）：水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODはChemical Oxygen Demandの略号。
この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

f 水質事故対応

公共用水域に汚水、廃液、油等が流出し、水質を汚濁する水質事故について、河川を管理する国、県など関係機関と連携して、現地調査、原因者の特定、適切な指導など迅速な対応を行い、被害の拡大防止を図っています。

(イ) 水量に関する取組

水量の維持は、良好な水質、水生生物の生息環境の保全にとって重要です。そのため、水量の取組は、「水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生息生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること」をめざして進めてきました。

主な取組として、河川流量、地下水位の監視や、河川及び地下水の水量を維持するための地下水揚水の規制を行うとともに、雨を森林などで貯えるかん養機能の保全や雨水浸透施設の設置促進の取組を関連部署と連携して推進しています。

(ウ) 水生生物に関する取組

水質悪化により少なくなった水生生物は、水質の改善により増えてきていますが、生物多様性の観点も踏まえ、更に生物の生息環境を整えていくことが重要です。そのため、水生生物の取組は、「水生生物の生息生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること」をめざして進めてきました。

主な取組として、水質改善の取組により、水生生物の生息環境を保全するほか、河川・海域の水生生物調査を実施しており、水質改善に伴う生物の生息状況の変化を確認しています。また、調査結果を活用した水生生物に係るパンフレットの作成など環境教育・学習の取組を関連部署と連携して推進しています。



市内で確認された非常にきれいな水にすむ魚（ホトケドジョウ）



かわさき水辺の生きものパンフレット

(エ) 水辺地に関する取組

人と水とのふれあいには、水質がきれいであり、多様な水生生物が生息している環境が大切です。そのため、水辺地の取組は、「人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生息生育環境となる水辺地が保全されること」をめざして進めてきました。

主な取組として、水辺環境の保全に配慮した河川改修、水辺に親しむイベントなどの取組を関連部署と連携して推進しています。



水に親しむイベントの実施状況（夏休み多摩川教室）

(オ) 土壌環境及び地盤環境に関する取組

事業活動等により、有害物質が土壌に漏えいして生じた土壌汚染や汚染土壌が原因で生じた地下水汚染により、市民に健康影響が生じてしまうことを未然に防止するため、土壌汚染対策法及び市条例に基づき、土壌汚染対策及び汚染土壌の適正な管理について、事業者に指導・助言を行っています。この取組は地下水の水質に関する取組でもあります。

また、地下水の過剰な揚水による地盤沈下を防止するため、地下水の水位や精密水準測量による地盤の変動の監視を行うとともに、工業用水法や市条例に基づく揚水規制を行っています。この取組は地下水の水量に関する取組でもあります。

イ 現在の状況

(ア) 水質

市内河川及び海域の水質は昭和 46（1971）年度から継続して監視し、地下水質は昭和 58（1983）年度から継続して監視しています。

a 河川の水質の経年推移

河川の有機物による汚れの指標である 生物化学的酸素要求量（BOD）³については、これまでの取組により大幅に改善しています。BOD の環境基準は、平成 28（2016）年に市内のほぼ全ての河川に適用され、水質測定を行っている 26 地点のうち、環境基準の評価を行っている 12 地点の全地点で基準値に適合しています。

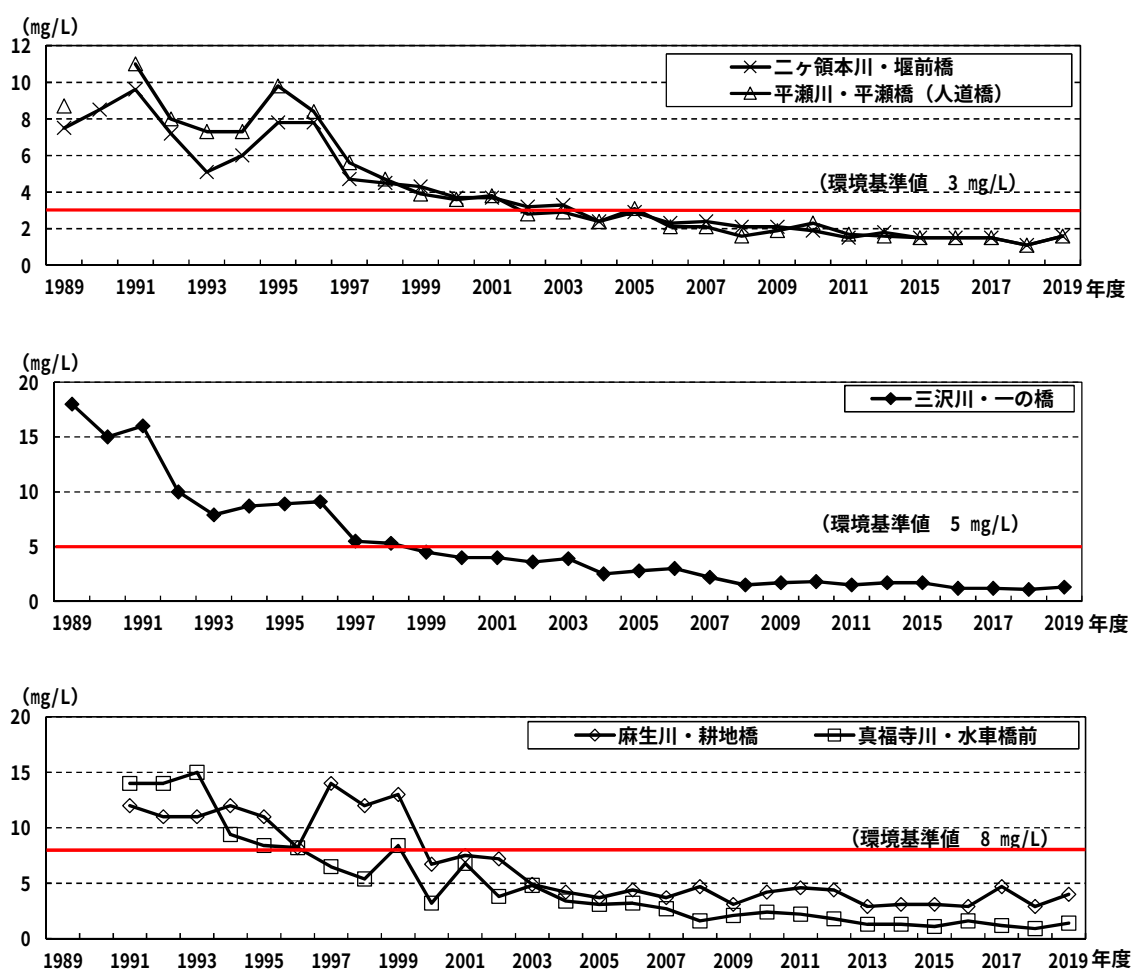


図 2-9 測定計画地点 (P.19 図 2-8 参照) BOD 環境基準適合状況の推移 (75%水質値⁴)

³ 生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、BOD は Biochemical Oxygen Demand の略号。この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

⁴ 75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ 0.75×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値。BOD の環境基準値以下であれば達成。

b 海域の水質の経年推移

海域の有機物の汚れの指標である化学的酸素要求量（COD）の環境基準は、他都市の地点も含む水域内の全ての測定地点において、75%水質値が環境基準値に適合している場合に環境基準を達成していると評価しています。

運河部（水域名：東京湾（6）〔類型C〕）では環境基準を達成していますが、環境基準値が厳しい沖合部（水域名：東京湾（9）、東京湾（12）〔類型B〕）では、環境基準を達成しておらず、本市の沖合部3地点では、平成28（2016）年度以降、基準値を上回っています。

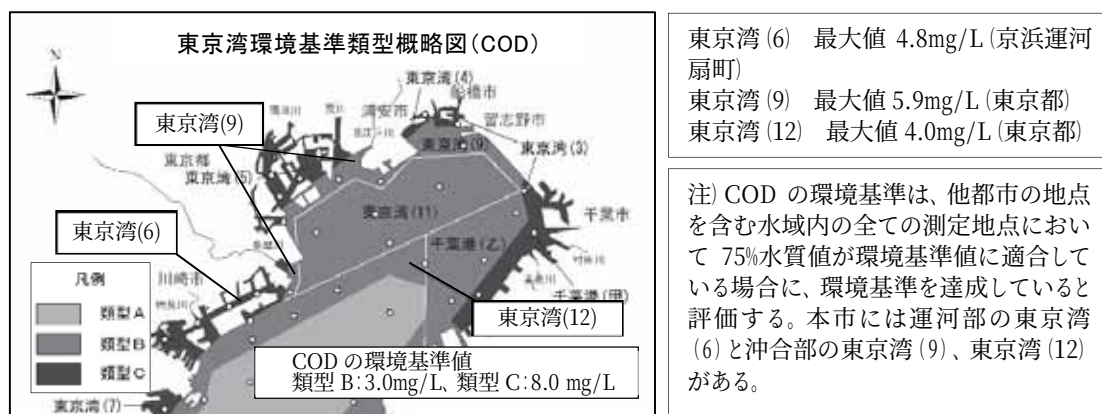


図 2-10 東京湾における COD 環境基準類達成状況 (2019 年度)

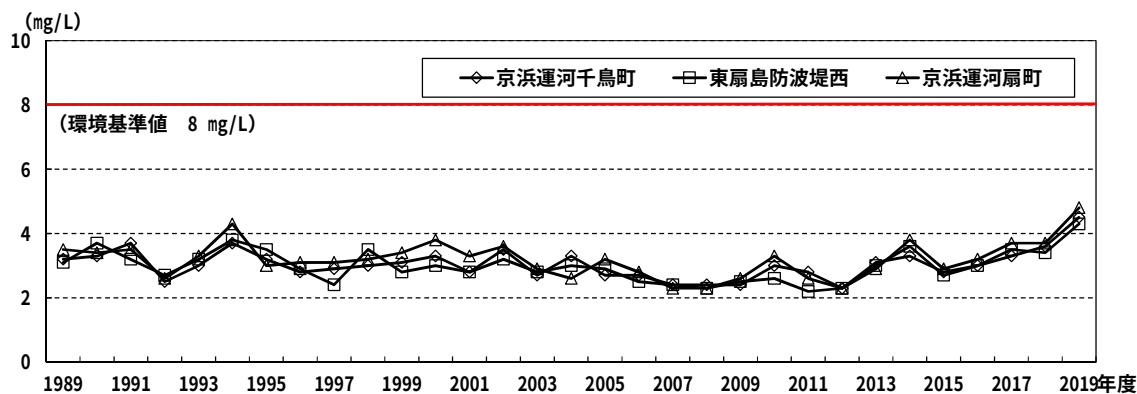


図 2-11 運河部（類型C）の COD の環境基準適合状況（75%水質値）

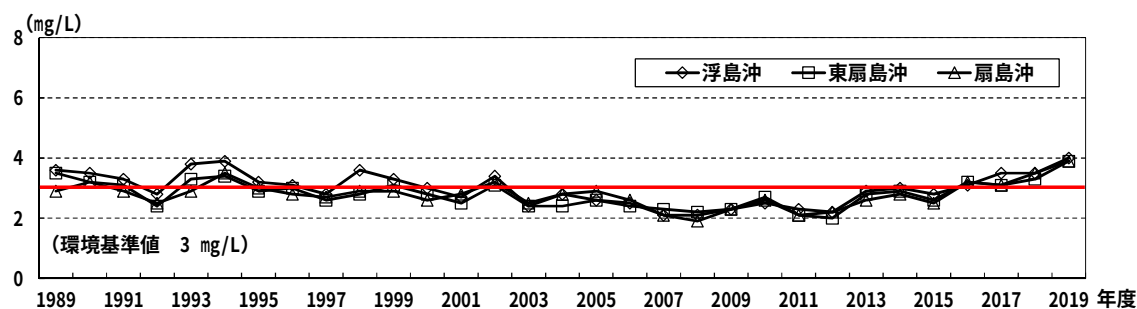


図 2-12 沖合部（類型B）の COD の環境基準適合状況（75%水質値）

海域の富栄養化の要因となる全窒素及び全りん的环境基準は、他都市の地点も含む水域ごとの平均値で評価しており、水域ごとの平均値は全窒素、全りんとも環境基準を達成していますが、市内の測定地点ごとの結果では環境基準の数値を上回る地点があります。

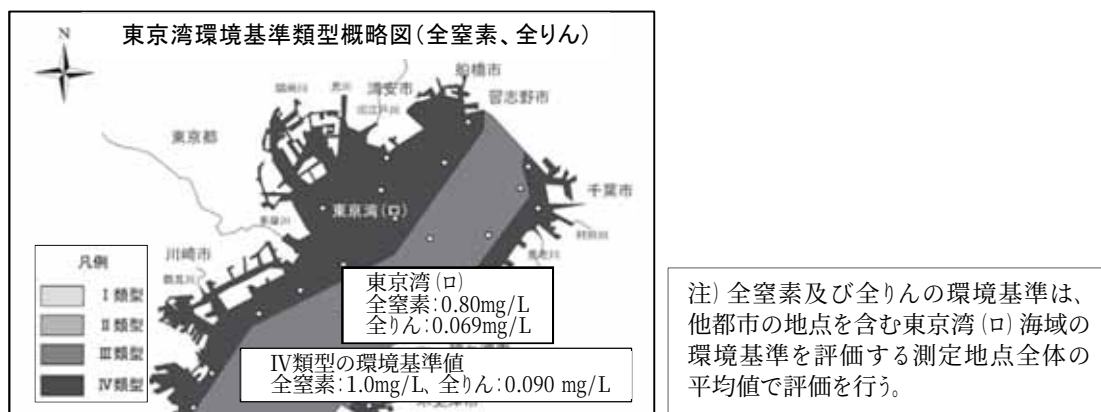
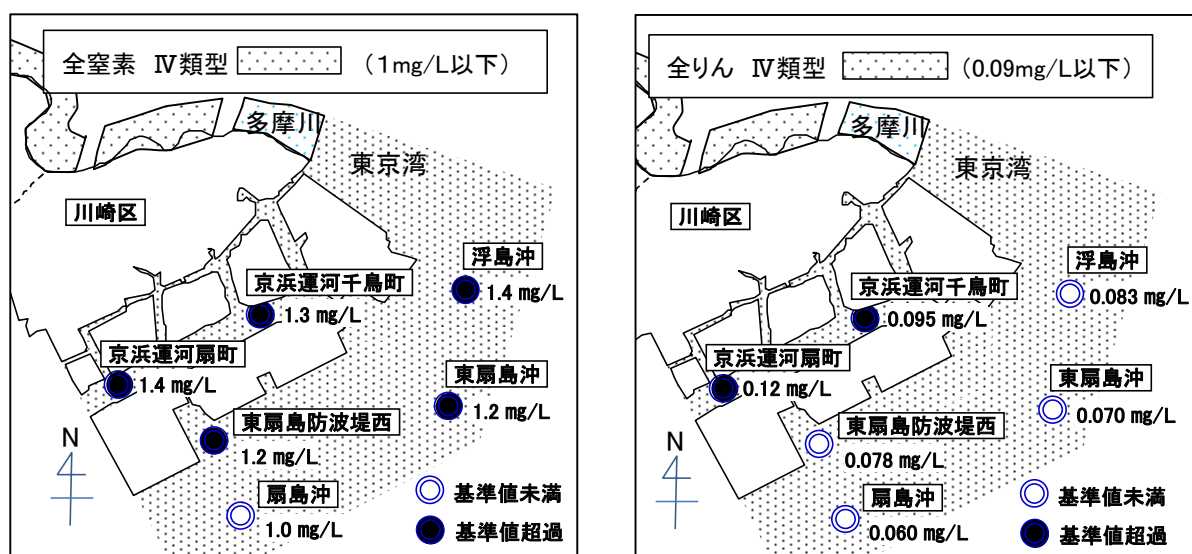


図 2-13 東京湾における全窒素、全りん環境基準類達成状況 (2019 年度)

(出典：環境省資料)



注) 他都市の地点を含む水域ごとの平均値で評価する環境基準は、全窒素、全りん共に達成しています。

図 2-14 海域における全窒素、全りん環境基準適合状況 (2019 年度)

東京湾は閉鎖性水域であることから、汚れが滞留しやすく水質改善が難しいという特徴があります。そのため、本市では、水質総量削減制度に基づく取組を推進するとともに、国や東京湾岸の自治体が連携した取組として、首都圏の自治体及び関係省庁からなる東京湾再生推進会議に参画し、東京湾再生のための行動計画に基づき、関係機関と連携して東京湾の再生に向けた取組を推進しています。

c 地下水の水質

長期的な観点から水質の経年変化を調査するため、市内 18 地点を隔年で調査する定点調査を行っており、全ての地点で環境基準を達成しています。また、新たな汚染がないかを確認するため、市域を 2km メッシュに分割し、メッシュごとに井戸を 1 地点選定し、4 年間で市域全体を調査するメッシュ調査や、過去の調査で汚染が確認された地点について、継続的に監視をするための調査を行っています。

表 2-1 地下水質定点調査地点一覧

No.	測定地点	浅深の別	用途	No.	測定地点	浅深の別	用途
1	麻生区黒川	深井戸	農業用水	10	多摩区菅稲田堤	浅井戸	その他
2	麻生区上麻生	浅井戸	生活用水	11	宮前区東有馬	浅井戸	生活用水
3	麻生区高石	浅井戸	生活用水	12	多摩区宿河原	浅井戸	生活用水
4	麻生区下麻生	浅井戸	生活用水	13	宮前区土橋	深井戸	生活用水
5	宮前区菅生	深井戸	営業用水	14	高津区上作延	浅井戸	生活用水
6	宮前区馬絹	浅井戸	生活用水	15	宮前区野川本町	浅井戸	生活用水
7	中原区下小田中	浅井戸	生活用水	16	高津区下野毛	浅井戸	生活用水
8	幸区南加瀬	浅井戸	生活用水	17	中原区下沼部	浅井戸	生活用水
9	川崎区大島	浅井戸	営業用水	18	幸区小向西町	浅井戸	その他

d 水質事故

事業活動に起因した水質事故だけでなく、分流式下水道区域(麻生区、多摩区、宮前区、高津区の大部分、中原区の一部)において、雨水側溝に汚水(一般家庭からの排水を含む)が流れ込むことで川が汚れてしまう水質事故が発生しており、関係機関と連携して迅速に対応しています。

表 2-2 市内で発生した種類別水質事故発生件数(2010~2019 年度)

事故種別	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
魚死亡	5	4	4	3	3	0	1	3	2	0
油浮遊	10	14	19	25	17	23	17	14	16	12
着色水	26	8	21	16	14	18	15	12	14	7
濁水	4	1	2	2	5	8	4	3	3	5
pH 異常	0	2	0	1	1	0	1	2	1	7
地下浸透	0	0	0	0	0	1	0	1	6	2
その他	1	7	2	3	4	2	5	3	5	2
合計	46	36	48	50	44	52	43	38	47	35

(イ) 水量

水量について、平常時の河川流量と地下水量を維持する取組を実施しています。

市内河川の平常時河川流量は、月に1回測定しており、年平均値を算定しています。下水道普及率の上昇や宅地化による土地利用状況の変化などにより、流量の低下が見られた河川もありましたが、近年は、河川によりばらつきはあるものの、横ばい傾向を示しています。また、地下水量の維持は、地盤沈下対策としても重要であり、工業用水法及び市条例に基づく地下水揚水の規制により地下水量の維持の取組を行うとともに、観測用井戸の地下水位の観測により変動状況を把握しています。高度成長期に低下した地下水位は地下水揚水量の減少に伴い回復し、近年は横ばい傾向を示しています。したがって、水量は概ね維持しています。

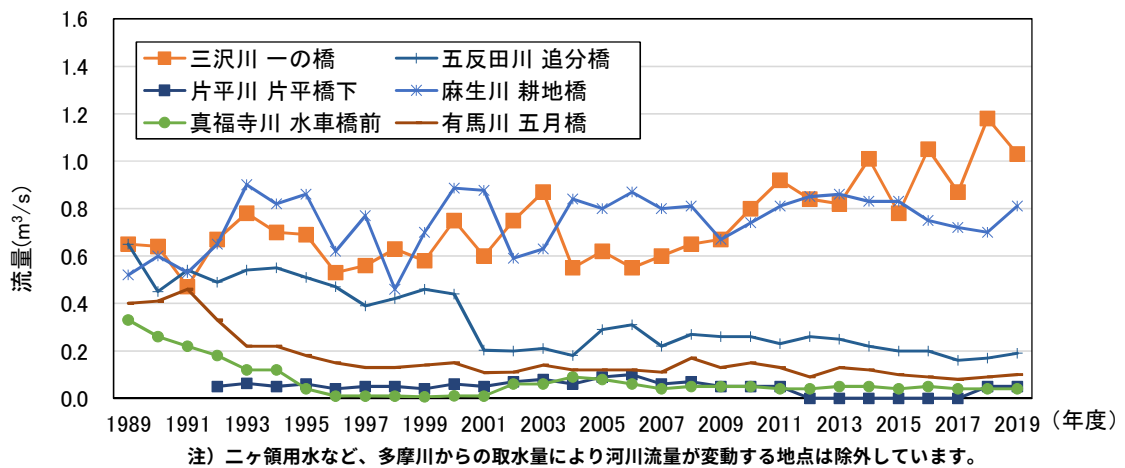


図 2-15 河川流量の経年推移

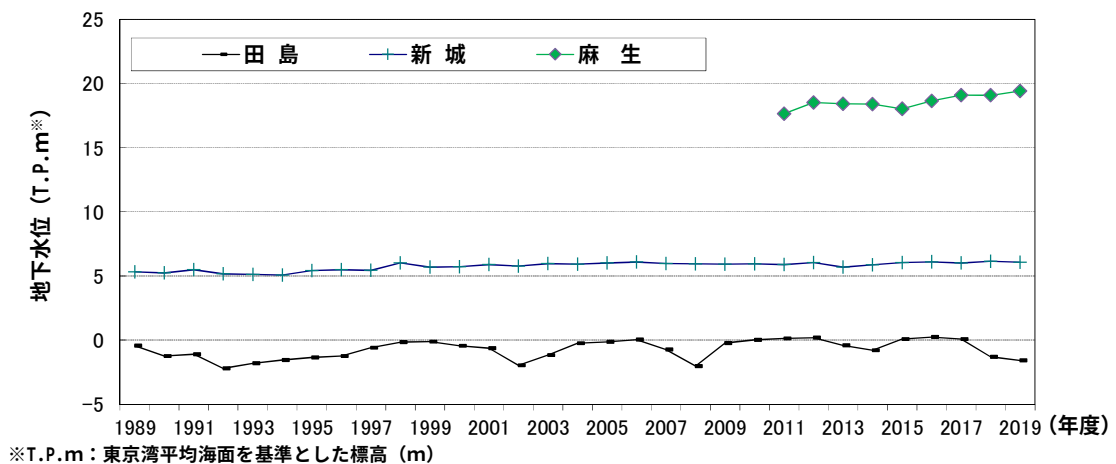


図 2-16 地下水位の経年推移

(ウ) 水生生物

市内河川の水生生物調査は、平成4（1992）年から水質調査地点付近の市内12地点で継続的に行っており、確認された在来種の魚類の出現種類数は、調査開始時と比較すると増加していますが、近年は横ばいで推移しています。また、川の底にすむ水生昆虫やエビ、カニなどの底生生物の出現種類数は、増加傾向を示しています。

海域の水生生物調査でも、様々な生物が確認されており、調査結果を活用した水生生物に係るパンフレットを作成して、環境教育・学習の取組を推進しています。

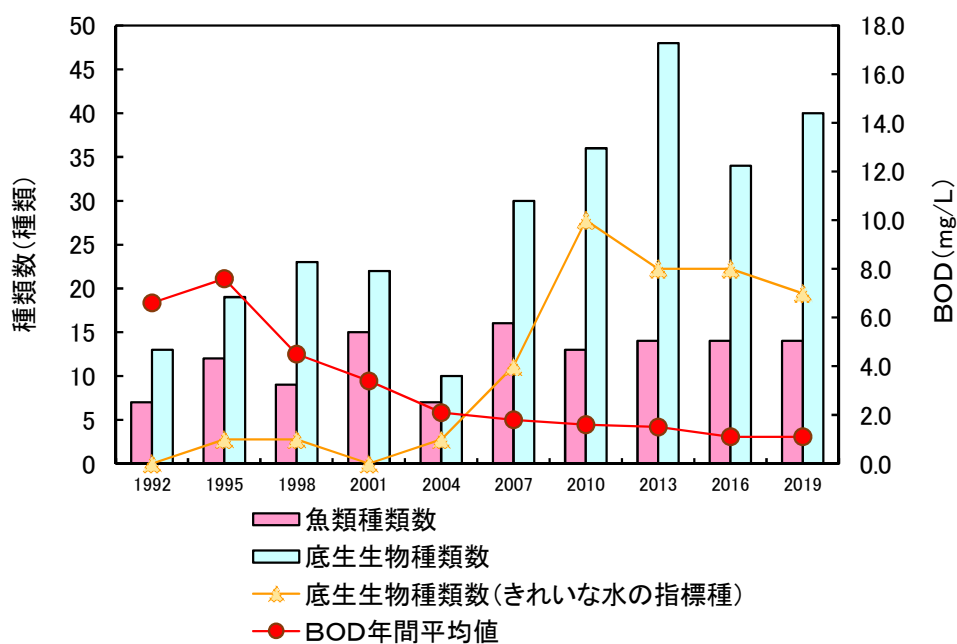


図 2-17 三沢川・下の橋における水生生物調査の経年推移



川崎港の生きものパンフレット

(エ) 水辺地

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・

創出するために河川管理を行う考え方である「多自然川づくり」として、親水施設を含めた河川整備が行われており、市民が水にふれあえる親水施設が増えてきています。これらの親水施設を活用して、市民が水辺に親しむイベントを行い、環境配慮意識の向上を図っています。

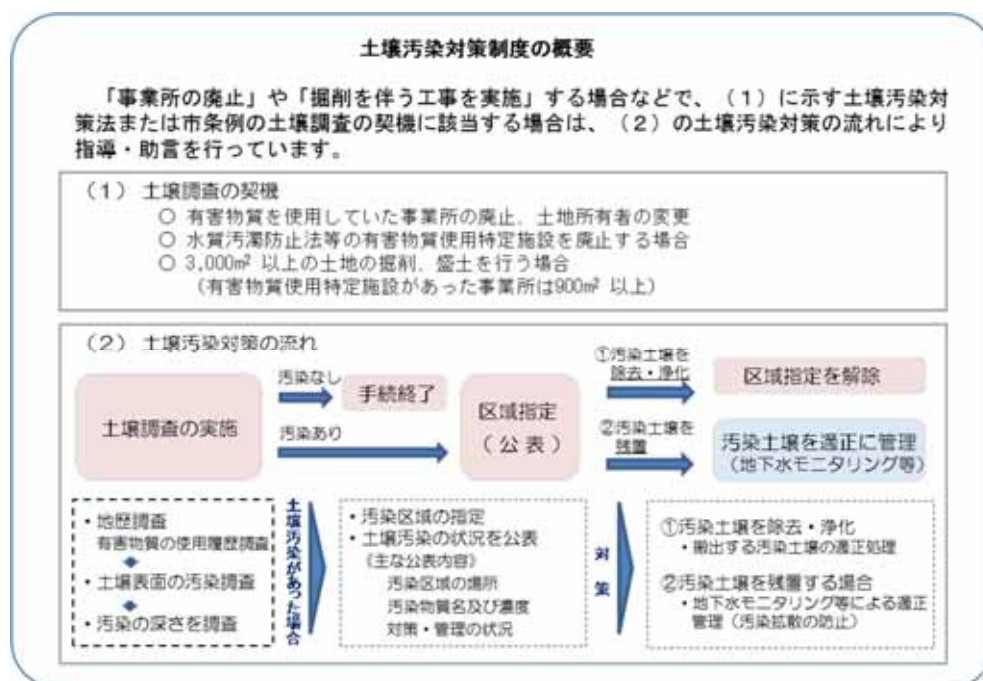


市内の親水整備された水辺の様子（二ヶ領本川・一本塚橋付近）

（オ） 土壌環境及び地盤環境

土壌汚染については、水質汚濁防止法に基づく地下水汚染の防止の取組や、土壌汚染対策法及び市条例に基づく、土壌汚染対策及び汚染土壌の適正な管理の指導・助言を行うことにより、市民の健康リスクの低減を図っています。

また、地盤沈下は、昭和 40 年代まで川崎区を中心に発生しましたが、工業用水道の整備と工業用水法及び市条例に基づく揚水規制により沈静化しています。



化学物質

(3) 化学物質対策の取組

化学物質は私たちの生活を豊かにし、毎日の生活を維持する上で欠かせないものとなっています。そうした化学物質の中には、適正に取り扱われなければ、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれのあるものがあります。

このような影響を未然に防止するためには、身の回りの化学物質の環境リスク(P.32 コラム参照)を正しく理解するとともに、市民、事業者、行政が協力して環境リスクを減らす取組を進めることが求められます。

そのため、本市は、化学物質の環境への排出状況や有害性などの情報を基に、人の健康や生態系への影響が懸念される化学物質の環境調査を実施するほか、PRTR⁵(ピ-ア-ルティ-ア-ル)制度の適正な運用、環境リスクの把握、環境・リスクコミュニケーションの促進などの化学物質対策に先進的に取り組んできました。



図 2-19 身の回りで使われている化学物質の例

⁵ Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度) の略称。

ア 主な取組

(ア) PRTR(ヒ°-アルティ-アル)制度の適正な運用

PRTR 制度は、事業者が自ら取り扱う化学物質⁶の環境への排出量・移動量を把握するとともに、年に 1 回、その排出量・移動量について市を経由して国へ届出を行う制度です。国は、その届出のデータを集計するとともにホームページ上で公表しています。また、市も、独自に市内の排出量を集計し、その結果を公表しています。

PTRR 制度を運用し、市民の方がほとんど目にする事のなかった化学物質の排出・移動に関する情報を広く公表することなどにより、事業者による自主的な化学物質の適正管理を促進するとともに、市民への化学物質に関する情報の共有及び理解の促進を図っています。



図 2-20 PRTR のイメージ

(イ) 化学物質の環境リスクの把握

化学物質の環境への排出状況や有害性などの情報を基に、人の健康や生態系への影響が懸念される化学物質について、大気、公共用水域（水質、底質）を対象に、市内の環境調査（試料の採取と分析）を実施しています。また、市の独自の取組として、環境調査の結果を用いて地域別に環境リスク評価を行い、環境リスクの詳細な把握に努めるとともに、その結果を公表することで環境リスクの低減につなげるなど、化学物質の適正管理に向けた取組を推進しています。

6 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）により、有害性の国際的な評価や生産量等を考慮して定められた化学物質

● コラム 化学物質の環境リスク等について

化学物質の環境リスクとは

塩が、少量であれば私たちの体に悪い影響を与えることがないように、化学物質が悪い影響を与えるかそうでないかは、化学物質の有害性だけでなく、体にとりこむ量（暴露量）も重要になります。

化学物質による「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいい、化学物質による悪い影響を考えると、「リスク」を考えることが大切です。

「環境リスク」を概念的に式で表すと次のようになります。



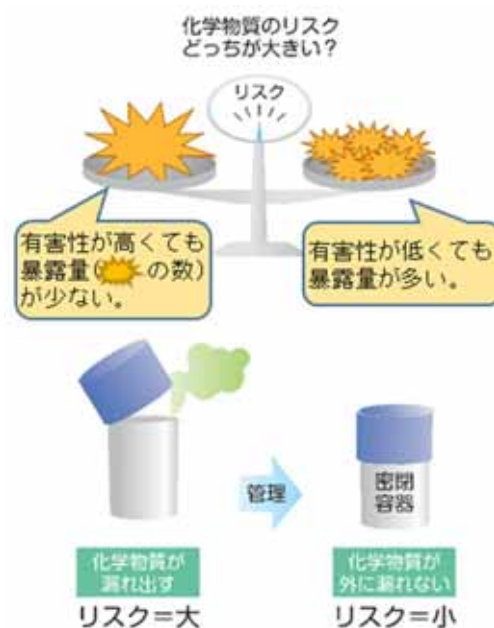
塩分の摂りすぎは体に悪い。

リスク低減の考え方

有害性が高い化学物質でも、体にとりこむ量（暴露量）が少なければリスクは小さくなり、逆に、有害性が低くても、暴露量が多ければリスクは大きくなります。

また、化学物質をふたの開いた容器で保管すると、その性質によって外に漏れだして暴露する可能性が高まり、リスクが大きくなります。しかし、密閉容器で保管すれば、容器の破損の可能性を考慮しても暴露の可能性が低くなるので、リスクも小さくなります。

このように、化学物質の取扱い方法を工夫することで、リスクを小さくすることができます。



環境リスク評価とは

化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性を評価することを、「環境リスク評価」と呼びます。環境中に存在する化学物質の種類はとて多く、すべての化学物質について基準値を設定するなどの対応はおおよそ困難です。そのため、市では、有害性などの情報を基に、独自に環境調査を実施し、地域特性を反映した環境リスクの把握に努めています。

(ウ) 環境・リスクコミュニケーションの促進

化学物質の環境リスクを低減し、化学物質の適正管理を促進するためには、市民、事業者、行政等で情報共有し、相互理解を深めることが重要です。市では、環境・リスクコミュニケーションの取組として、化学物質対策に関するセミナーや講習会を開催するなどにより、市民や事業者の理解度の向上を図っています。



図 2-21 環境・リスクコミュニケーションのイメージ

イ 現在の状況

事業者や市民の理解の下、事業者による自主的な化学物質の適正管理の推進及び市による事業者の取組促進などにより、環境基本計画(平成23(2011)年策定)等における重点目標を達成するとともに、市内における化学物質の環境への排出量は、図2-22及び図2-23に示すとおり、大幅に削減されています。

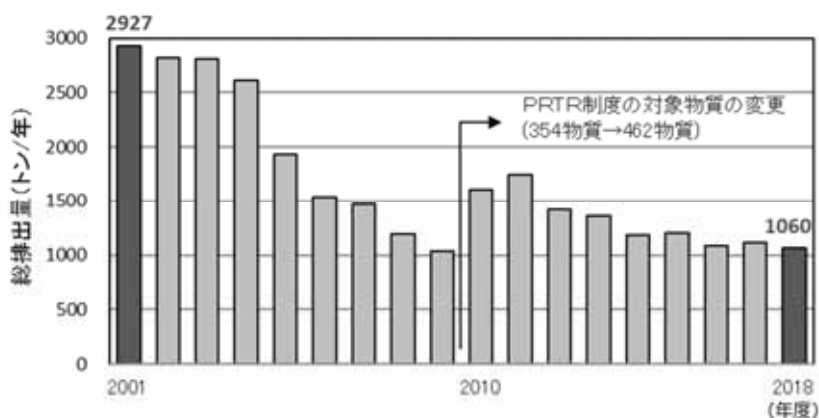


図 2-22 PRTR 対象物質の総排出量(届出対象事業者からの排出量)の推移

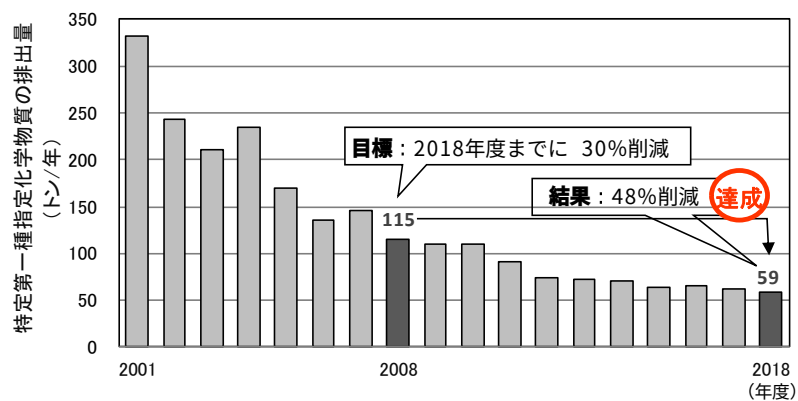


図 2-23 特定第一種指定化学物質の排出量（届出対象事業者からの排出量）の推移

環境基本計画（平成 23（2011）年策定）

重点目標の 1 つである「平成 20（2008）年度を基準年度として、平成 30（2018）年度までに特定第一種指定化学物質の排出量を 30%削減」*について、目標を達成しています（図 2-23 参照）。

※環境リスクの大きさは、化学物質の持つ有害性と暴露量により決まります。化学物質排出把握管理促進法では、より有害性の高い物質を特定第一種指定化学物質としており、川崎市環境基本計画（平成 23（2011）年策定）では、特定第一種指定化学物質の排出量を重点的に減らすことにより、効果的な環境リスクの低減を図りました。

2 大気や水などの環境に関する市民実感

本市では、都市イメージ調査・総合計画市民意識調査・かわさき市民アンケートなど、様々な市民アンケート調査を行っています。さらに、新たな計画の策定に向けて大気や水などの環境に関する市民意識等を把握するため、令和元(2019)年9月に「川崎市の大気、水などの環境に関するアンケート」(※)を実施しました。

※川崎市の大気、水などの環境に関するアンケート
(以下「大気、水などの環境に関するアンケート」という)
川崎市の大気や水などの環境への関心、満足度、望む取組などに関する市民意識調査。インターネットにおけるWEBアンケート調査として、18歳以上の市民1,660名を対象に、令和元(2019)年9月18日、19日に実施。

各種アンケート調査の結果から、大気や水などの環境に関する市民の意識について次のとおりまとめました。

(1) 環境改善の状況と市民の満足度

大気や水などの環境は年々改善しており、主な環境基準の達成状況は次のとおり光化学オキシダントや東京湾の水質を除き概ね達成し、近隣都市と比較しても遜色ない状況となっています。

表 2-3 主な環境基準の達成状況

	大 気					水 質	
	二酸化硫黄(SO ₂)	二酸化窒素(NO ₂)	浮遊粒子状物質(SPM)	微小粒子状物質(PM2.5)	光化学オキシダント	河川・生物化学的酸素要求量(BOD)	海域・化学的酸素要求量(COD)
達成状況(2019年度)	測定した全地点で達成				測定した全地点で非達成	測定した全地点で達成	沖合部で非達成
全市達成年度	1979	2013	2004	2016	—	2010	—

一方で、かわさき市民アンケートの「生活環境の満足度」のうち「市内の空気や川、海のきれいさ」の経年推移は横ばいであり、環境改善が満足度の向上につながっておらず、市民実感が伴っていない状況がみられます。

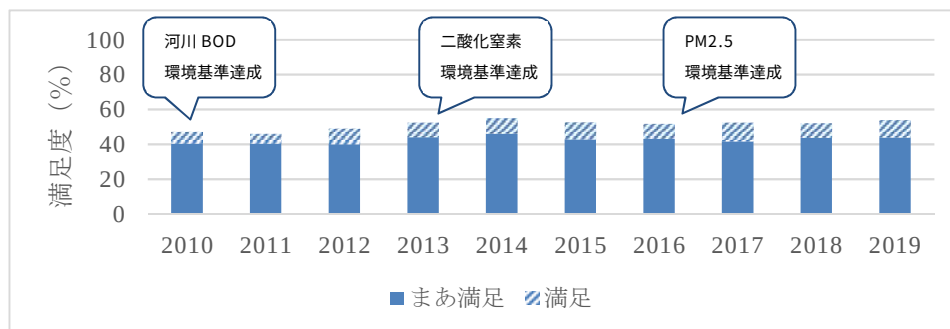


図 2-24 市民の空気や川、海のきれいさへの満足度の経年推移

出典：「かわさき市民アンケート（平成22(2010)～令和元(2019)年度調査）」より作成

かわさき市民アンケートでは、市政に対する評価と要望についての設問があり、ここ数年、継続して「大気汚染や騒音・振動などの公害防止対策」が力を入れてほしい取組の上位となっており、環境を改善するための取組が進められていることの周知が十分市民に届いていないことがうかがえます。

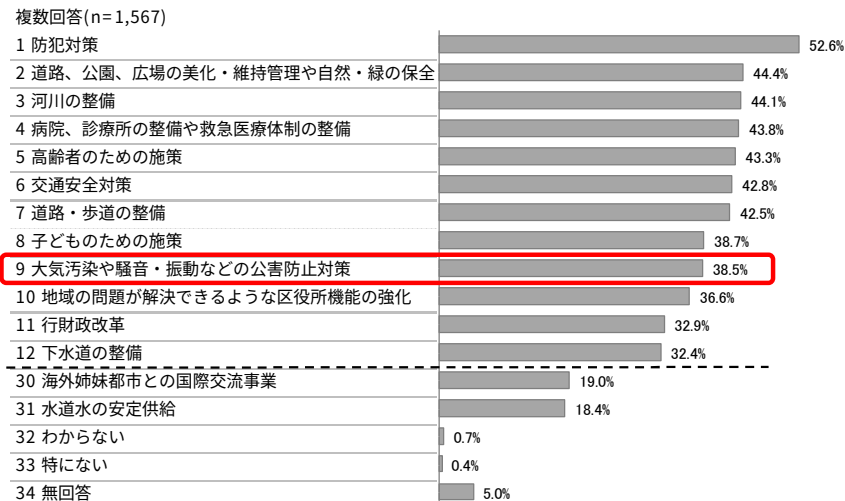


図 2-25 市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと

出典：「かわさき市民アンケート（令和元（2019）年度調査）」

なお、都市イメージ調査（平成 29（2017）年）でも、川崎市に対するイメージを自由記入する項目で「公害・環境汚染・汚い」と答えた割合が上位となるなど、環境改善の実感が伴っていない状況が見られました。

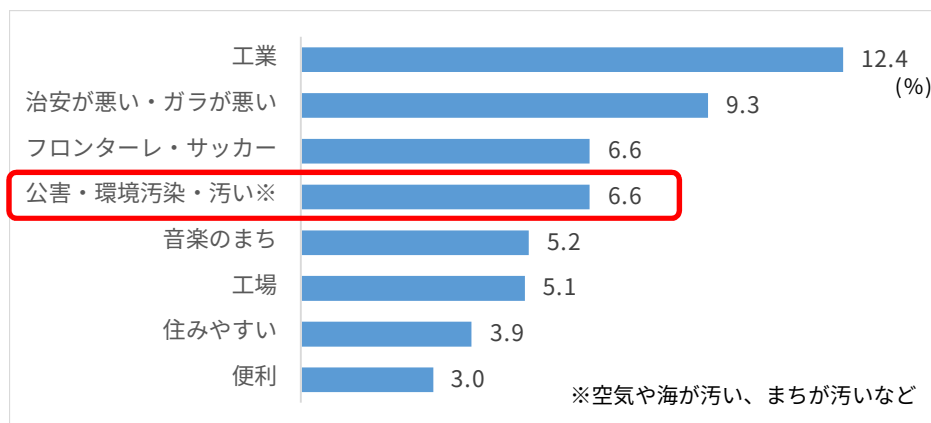


図 2-26 川崎市民が「川崎市」と聞いてイメージすること(自由記入)

出典：「都市イメージ調査（平成 29（2017）年度調査）」
（シティプロモーション戦略プラン第2次推進実施計画）より作成

（２） 地域別、年代別の満足度の傾向

各種アンケート結果を地域別、年代別に分析した結果、満足度について以下のような傾向が見られました。

大気、水などの環境に関するアンケートでは、自宅周辺の「空気のきれいさ」「静かさ」「におい」については、満足度が5割を超えています。が、「川・海などの水のきれいさ」は5割に至らず、全体的に南部（川崎区）の方が満足度が低く、北部に行くに従い満足度が高くなる傾向が見られました。

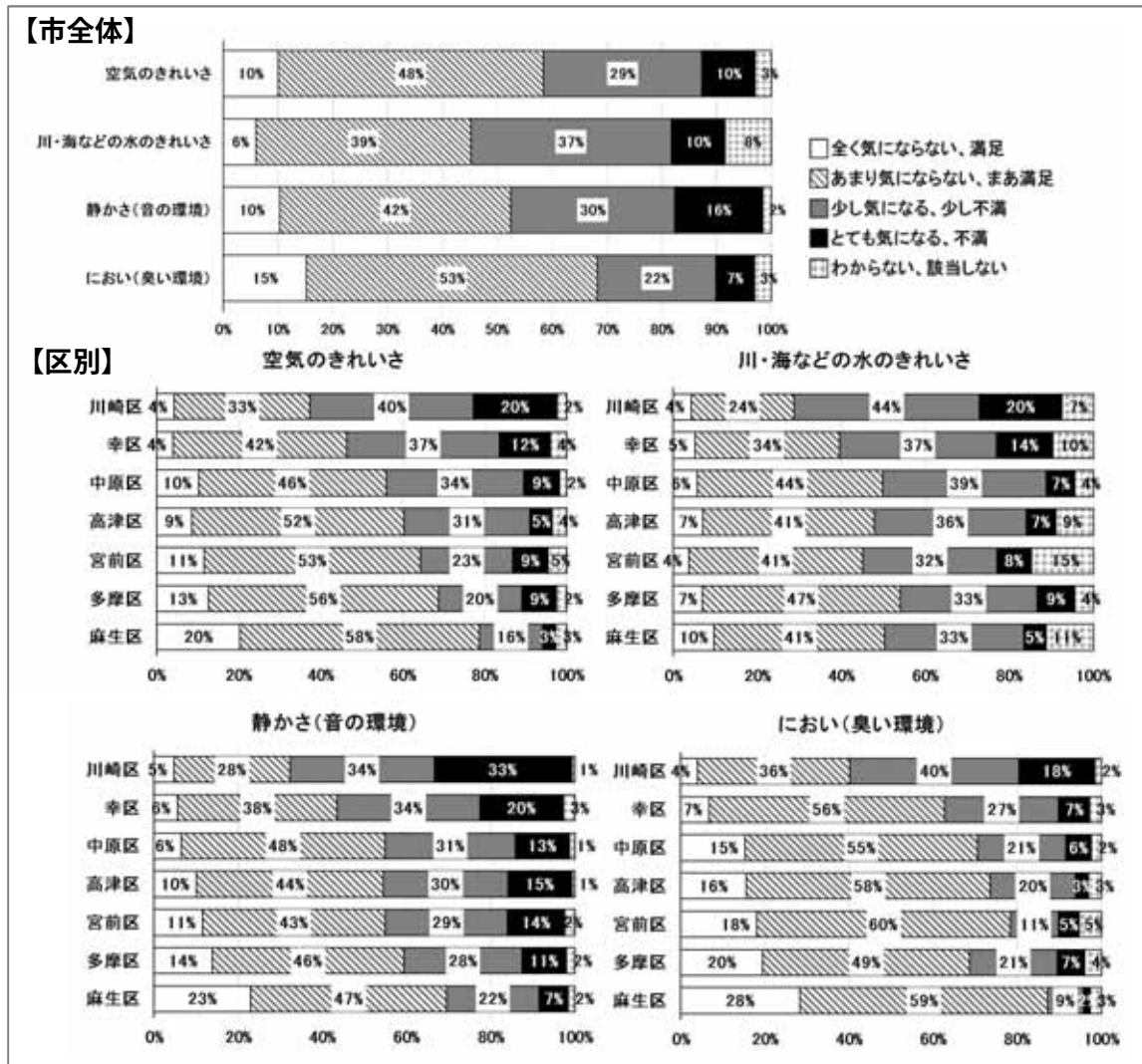


図 2-27 自宅周辺の環境について気になる・不満なこと(上段:市全体、中下段:区別)

出典:「大気、水などの環境に関するアンケート(令和元(2019)年度調査)」

(n=川崎区 254、幸区 177、中原区 295、高津区 257、宮前区 244、多摩区 246、麻生区 187)

かわさき市民アンケートでの「市内の空気や川、海のきれいさの満足度」を年代別に見ると、過去の川崎の状況を知る 60～69 歳と 70 歳以上の満足度は高くなっていますが、30～39 歳と 40～49 歳の「満足している」「まあ満足している」と答えた割合の合計は5割未満となっており、満足度はあまり高くない状況となっています。

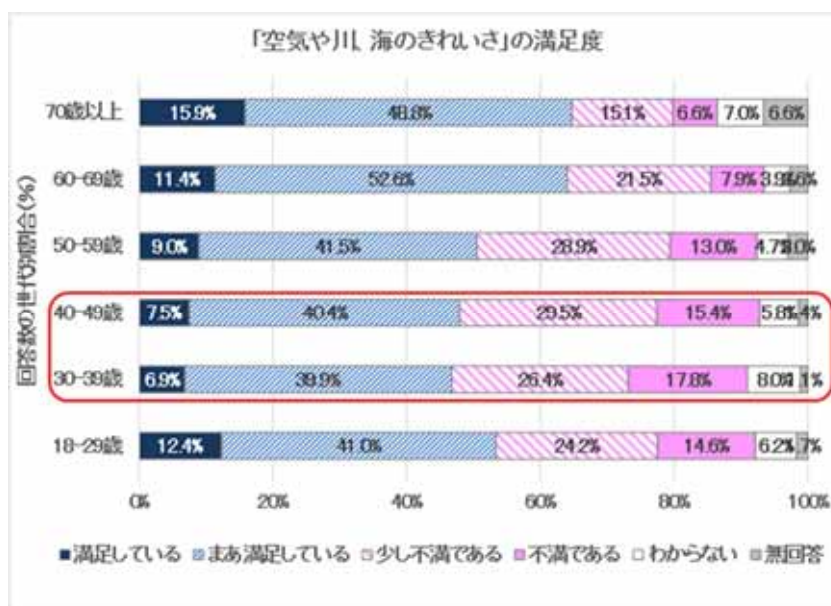


図 2-28 年代別環境への満足度

出典：「令和元(2019)年度第2回かわさき市民アンケート」

(3) 大気・水環境に対する関心及び配慮行動

大気、水などの環境に関するアンケートでは、「大気や水などの環境についての関心度」を聞いた結果、「特に関心はない」という回答が約4分の1、「関心があるが、特に自分から調べたりしたことはない」という回答が約半数を占める結果となっており、大気や水などの環境に関しては、必ずしも関心が高いとは言えない市民が一定数いる状況が見られました。

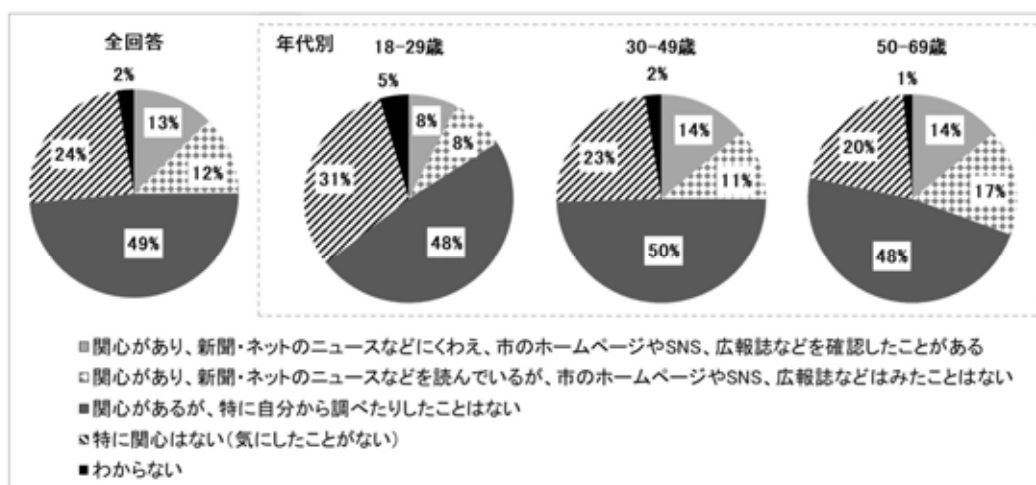


図 2-29 川崎市の大気や水などの環境の状況についての関心

出典：「大気、水などの環境に関するアンケート(令和元(2019)年度調査)」

また、普段実施している取組についての回答では、「油や調理くずを排水口に流さない」「公共交通機関や自転車、徒歩で移動」が高い割合を示した一方、「環境保護活動の参加」「低 VOC 塗料やミストタイプのスプレー製品の選択」は実施している割合が低くなっていました。

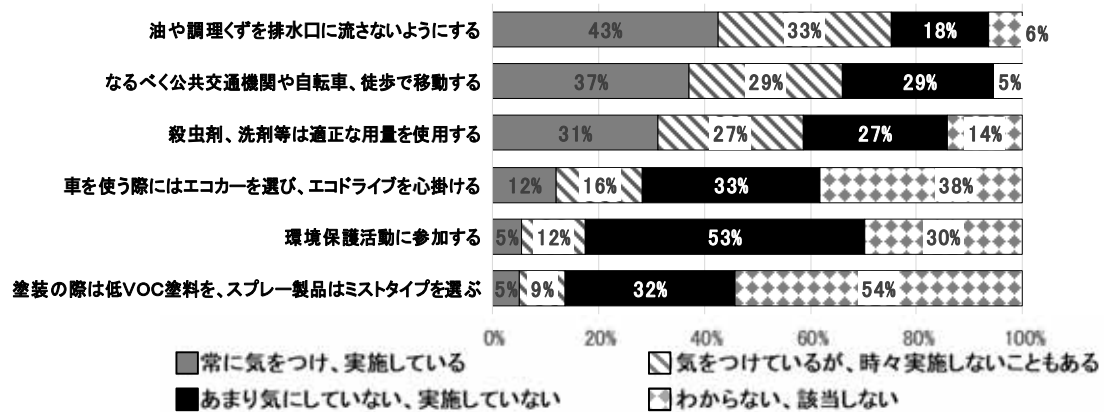


図 2-30 市民が普段実施している取組について

出典:「大気、水などの環境に関するアンケート(令和元(2019)年度調査)」

(4) 効果的な情報発信手法

大気、水などの環境に関するアンケートの「環境の状況を知るために利用したい方法」を年代別で見ると、SNS という回答は 18～29 歳で多く、広報誌などの紙媒体は 50～69 歳で回答が多くなっています。30～49 歳はその中間で、様々な媒体を利用したい意向が見られました。ホームページは、50～69 歳で最も多くなっているほか、どの年代でも回答が多いことが分かりました。

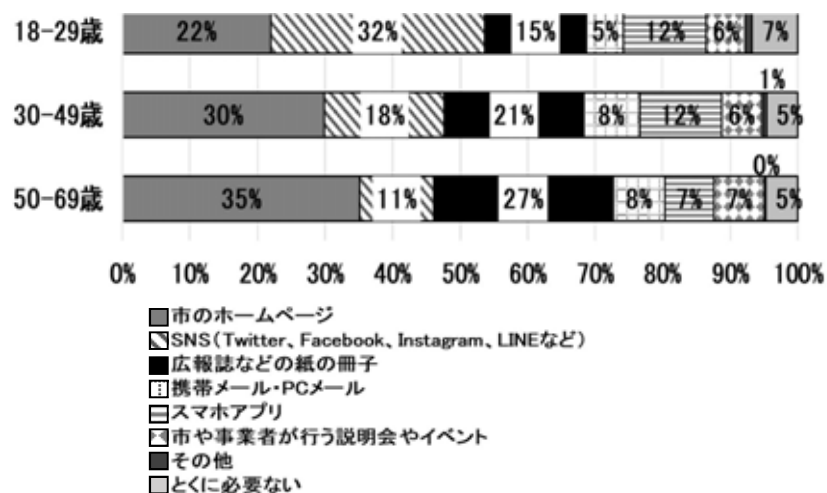


図 2-31 市内の環境の状況を知るために利用したい情報取得方法(年代別)

出典:「大気、水などの環境に関するアンケート(令和元(2019)年度調査)」

3 今後の課題

これまでの取組や成果などの現状を踏まえ、今後の課題を次のとおり整理します。

(1) 大気や水などの環境に係る主な課題

ア 大気環境

これまでの取組により、大気環境は大幅に改善し、ほぼ全ての項目で環境基準（巻末付属資料の付-2 参照）を達成していることから、今後においても、これまでの取組を継続することにより、環境基準の達成を維持していくとともに、課題の残る二酸化窒素、微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントについては、更なる大気環境の改善に向けて重点的に取り組む必要があります。

（ア）二酸化窒素（NO₂）

交通量の多い高速横羽線・産業道路などの幹線道路沿道では、対策目標値（環境基準）の上限値（0.06ppm）に近い値で推移しているなど、自排局においては、下限値（0.04ppm）の達成に至っていないため、これまでの取組を継続するとともに、更なる低減に向けて、交通環境対策については、主に事業者の自主的取組を一層推進する必要があります。

また、二酸化窒素濃度は地域ごとに差異があることから、これまでの取組を継続するとともに、地域の特性に応じた取組を推進していく必要があります。

（イ）微小粒子状物質(PM2.5)及び光化学オキシダント

PM2.5 は、一部の測定局で環境基準に近い値で推移しています。また、光化学オキシダントは全国的に環境基準を達成しておらず、本市においても、首都圏の他地域と同様に光化学スモッグ注意報が毎年発令されています。このため、PM2.5 や光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物(NO_x)や揮発性有機化合物(VOC)濃度の低減に向けて、大気汚染防止法及び市条例等に基づく取組のほかに、事業者の自主的な取組を促進する必要があります。

PM2.5 及び光化学オキシダントは、生成までの過程に未解明な部分が多いことから、他地域からの移流等による広域的な影響も考慮したデータ解析を含めた監視や原因究明に向けた調査研究を拡充していくことが求められます。

（ウ）石綿（アスベスト）

石綿（アスベスト）対策については、今後もアスベスト使用の可能性のある建築物の解体等工事が継続することから、解体等工事によりアスベストが大気に飛散しないよう、引き続き大気汚染防止法及び市条例に基づく監視・指導が必要です。

(エ) 騒音、振動及び悪臭等に係る苦情相談

騒音、振動及び悪臭等に係る苦情相談は減っておらず、依然として苦情相談が寄せられており、工事現場や事業所に対する監視・指導を引き続き実施する必要があります。

- 二酸化窒素については、安心して快適な環境を目指す中で、対策目標値の下限值（0.04ppm）の全局達成に向けて取組を進める必要があります。
- 微小粒子状物質(PM2.5)については、環境基準の達成を維持することが重要ですが、一部の測定局で環境基準に近い値で推移しています。また、生成のしくみに未解明な部分があるなどの課題があります。
- 光化学オキシダントが高濃度になって発令される光化学スモッグ注意報が、依然として毎年発令されており、光化学オキシダント濃度の低減に向けて取り組む必要があります。
- 大気環境に係るその他の課題に対して、これまでの取組を引き続き実施する必要があります。

イ 水環境

これまでの取組により、健康項目の環境基準（巻末付属資料の付-3 参照）はすべて達成するなど水環境は大きく改善しました。今後は、より良い水環境をめざし、水質、水量、水生生物、水辺地の構成要素ごとのこれまでの取組を引き続き進めるとともに、市民と水とのより良いふれあいの場づくりなど、総合的な取組を進める必要があります。

(ア) 水質

河川の環境基準の主な項目である生物化学的酸素要求量（BOD）は全地点で環境基準値に適合しており、引き続き全地点での環境基準値適合を維持するため、これまでの法や条例に基づく取組を継続して着実に推進する必要があります。海域の環境基準の主な項目である化学的酸素要求量（COD）は沖合部の水域で環境基準値に適合しておらず、全窒素、全りんは水域の平均値では環境基準を達成しているものの、個々の調査地点では一部で高濃度の地点があることから、東京湾の水質改善に向けて、引き続き国及び周辺自治体と連携した広域的な取組を進める必要があります。

また、水質事故については、事業活動によるものとともに生活排水に起因した事故も発生しているため、事業者や市民に対して、水質事故の未然防止に向けて普及啓発を行う必要があります。

(イ) 水量

法や条例に基づく揚水規制の取組を継続するとともに、健全な水循環の確保への対応として、鶴見川流域水協議会、多摩川流域協議会等への参画など、流域全体での広域的な連携の取組が必要です。

(ウ) 水生生物

水生生物は、より多様な生物が生息生育するよう環境を保全するとともに、その状況について継続して把握することが必要です。

(エ) 水辺地

水辺地は、水生生物の生息生育に適した環境の整備を継続して実施するとともに、より良い市民と水とのふれあいの場となることをめざす必要があります。さらに、市民の水環境への関心を高めるため、河川と合わせて整備されている親水施設を活用し、水質や生物の情報をより分かりやすく提供する必要があります。

(オ) 土壌環境及び地盤環境

水量や水質と関係している土壌環境及び地盤環境は、市域の開発や地下水の利用が継続していることから、これまでの法や条例に基づく取組を着実に推進することが必要です。

これらのことから、水環境保全計画における4つの構成要素に係る取組については、引き続き関連部署と情報を共有しながら、取組を推進していく必要があります。また、より良い水環境をめざし、市民に対しては、身近な水辺にふれあう機会の創出をより充実させることにより、水環境への関心を高め、環境配慮意識の向上を図り、市民一人ひとりに水環境を保全する行動を促していくことも必要です。

- 河川の水環境基準の主な項目である生物化学的酸素要求量（BOD）は、全地点での基準値適合を維持するため法や条例に基づく取組を継続して推進する必要があります。
- 海域の水環境基準の主な項目である化学的酸素要求量（COD）は、沖合部の水域で環境基準値に適合しておらず、基準値適合に向けて国や周辺自治体と連携して取り組む必要があります。
- 水環境に関わる関連部署と情報を共有しながら施策を推進するとともに、市民と水とのより良いふれあいの場づくりを進める必要があります。
- 生活排水に関する普及啓発などにより、市民一人ひとりに水環境を保全する行動を促すことで、更なる水環境への配慮意識の向上を図ることが必要です。
- 水環境に係るその他の課題に対して、これまでの取組を引き続き実施する必要があります。

ウ 化学物質対策

市内における化学物質の環境への排出量は、事業者の努力などにより大幅に削減されています。一方で、第5次環境基本計画（平成30（2018）年4月17日、環境省）では、有害化学物質の管理について、化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進が位置づけられるなど、化学物質対策の方向性は、環境リスクの最小化をめざす流れとなっていることから、これまでの取組を継続するとともに、環境リスクの低減のための取組が必要となります。

さらに、化学物質そのものの情報や化学物質による影響は一般的に理解が難しいものであることから、化学物質の正確な情報を市民、事業者、行政等で共有しつつ、意思疎通を図ることで、化学物質の環境リスク等に係る情報について、理解を促進する必要があります。

- 化学物質の環境への排出量は事業者の努力などにより大幅に削減されており、今後も継続して総排出量の維持又は低減に取り組むことが必要です。
- 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組が必要です。
- 化学物質の環境リスク等に関する理解促進に向けた更なる取組が必要です。

(2) 大気や水などの環境に関する市民実感の主な課題

ア 環境への関心、環境活動への参加意識の向上

アンケート結果によると、大気や水などの環境に関する情報を特に自分から調べたりしたことはない方も含めて、大気や水などの環境に対する関心が高いとは言えない市民が一定の割合で見られます。そのため、環境配慮意識の向上に向けて、身近な環境への関心を高めてもらえるような分かりやすい情報提供や、環境を知るとともに親しむことができる環境教育や環境学習、イベントなども含めて参加を促していく必要があります。

イ 市民への広報の充実

大気や水などの環境は大きく改善し、近隣都市と比べても遜色ない状況となっていますが、一方で、市政の仕事で今後特に力を入れてほしい取組として「大気汚染や騒音・振動などの公害防止対策」が継続して上位に位置しています。このことから、環境を保全するために行っている市の取組や、改善が図られた環境の現状を市民に分かりやすく伝えるなど、実感の向上を意識して取り組んでいくことが必要であると言えます。特に、環境への満足度が低い傾向のある30歳代から40歳の世代は、情報の取得のために利用している方法が、ホームページ、SNS、広報誌などの紙の冊子等多岐にわたっているため、他の世代も含め、伝えたい相手に応じて様々な媒体を効果的に活用し、広報する内容も含めて必要な情報を届ける工夫を行う必要があります。

- 大気や水などの環境への関心は必ずしも高くないことから、関心を高め、環境に配慮した行動を促すための取組が必要です。
- 環境保全の取組や環境の現状が市民に十分伝わっていない状況にあることから、市の取組や環境の現状を市民に分かりやすく伝える必要があります。

第3章 基本的な考え方

1 本計画がめざすもの

本市には、公害問題について、市民・事業者・行政のすべての主体が取組を進めてきた結果、改善が図られた実績があります。こうした実績を活かし、今後も大幅に改善した大気や水などの環境を維持し、次の世代に確実に引き継いでいくことが重要です。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを改めて認識し、健全で良好な環境を育み、健康でかつ心豊かに安心して快適に暮らせるよう、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりをしていかなければなりません。

本計画では、第1章で掲げた環境基本計画における「大気や水などの環境保全」の目標「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」の実現に向け、市民や事業者の連携・協力・参加を促進することで、より良い環境づくりを共に進めていくため、大気や水などの環境保全分野における考え方や目標、具体的な施策等を体系的に分かりやすくとりまとめ、**だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまち**の実現をめざします。

なお、環境基本計画におけるめざすべき環境像である「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」を踏まえ、大気や水などの環境保全分野において、川崎市環境基本条例の規定に基づく環境目標値といった長期的にめざすべき水準の達成を見据えた将来の環境の姿を次のとおり示すこととします。

- ・ 市民が安心できる良好な大気環境が保たれているとともに、快適に過ごせる清浄な大気の実現されている
- ・ 河川や海域の環境が良好に保たれているとともに、人と水のふれあいの場となる豊かな水環境が実現されている
- ・ 化学物質による環境リスクが最小化された安心できる環境が保たれている

また、これらの実現をめざしていくことを通じて、大気や水などの環境に係る市民実感の向上をめざします。

環境基本計画の目標を実現するためには、本計画の対象範囲である大気環境・水環境・化学物質・市民実感のそれぞれの項目ごとに、きれいさや環境リスクの低減等に係る望ましい状態をめざすことが必要となるため、本計画においては、大気環境・水環境・化学物質・市民実感ごとに目標を整理します。

2 目標

環境基本計画に掲げる大気や水などの環境保全分野の目標を踏まえるとともに、第2章において整理した今後の課題を踏まえ、大気環境・水環境・化学物質対策・市民実感の項目ごとに、めざす状況、目標及び指標を示します。

大気

大気環境のめざす状況

大気環境は、これまでの法や条例に基づく取組等により大幅に改善しているものの、二酸化窒素は対策目標値（環境基準）の下限値の達成までには至っておらず、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準に近い濃度で推移しており、光化学スモッグ注意報は毎年発令されている状況にあるため、「二酸化窒素濃度の更なる低減」、「PM2.5 濃度の更なる低減」、「光化学スモッグ注意報発令0日に向けた光化学オキシダント高濃度の低減」の3項目を主なものとして、各種取組を推進することで大気環境全体の負荷の低減をめざします。

【目標】

●二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）の達成

●PM2.5 の環境基準の達成維持

●光化学オキシダント高濃度の低減

〔指標〕

- ・二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）以下を達成した測定局数
〔めざす方向：対策目標値の下限値以下の達成局数の増加〕
- ・PM2.5 の環境基準を達成した測定局数
〔めざす方向：全測定局の環境基準達成の維持〕
- ・光化学オキシダント環境改善評価指標*
〔めざす方向：評価指標値の低減〕

*窒素酸化物濃度、非メタン炭化水素濃度（VOC の一種）、国の新指標についても把握します。

関連取組*：Ⅰ-1-①・③、Ⅱ-2-②、Ⅱ-3-①、Ⅱ-4-②・③等

※第4章の基本施策に位置づけた具体的取組のうち、指標に直接関連する主な取組を含む施策を示しています。

光化学オキシダント環境改善評価指標値

本計画では、市独自の新たな指標として、光化学スモッグ注意報が発令される4月から10月までの日中の光化学オキシダントの生成量に着目した指標を設定します。

この指標は、光化学オキシダントの原因物質（窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC））の環境濃度との関係性が強く、事業者や市民の原因物質削減の取組の効果が把握できる指標となっています。（詳細は巻末付属資料の付-8 参照）





水環境のめざす状況

水環境は、平成 28（2016）年度に、市内のほぼ全ての河川に生物化学的酸素要求量（BOD）をはじめとした環境基準が適用されたこと及び海域では化学的酸素要求量（COD）の環境基準を達成していないことから、これまでの法や条例に基づく監視・指導を継続するとともに、生活排水対策等の推進に向けて市民の水環境への配慮意識を向上する取組の推進や、国や周辺自治体との連携により、更なる水質改善をめざします。さらに、水量、水生生物、水辺地についても、関係機関と連携して施策を推進し、より良い水環境の実現をめざします。

【目標】

●河川の BOD 及び海域の COD の環境基準値適合

〔指標〕 河川の BOD 及び海域の COD の環境基準値の適合地点数

〔めざす方向：河川の BOD 及び海域の COD の環境基準値の適合地点数の増加〕

関連取組：Ⅰ-1-②・④・⑥・⑦、Ⅱ-1-①・②、Ⅱ-2-②、Ⅱ-4-③等



化学物質対策のめざす状況

化学物質の市内における環境への排出量は、事業者の努力などにより大幅に削減されています。今後は、これまでの取組の継続により第一種指定化学物質の総排出量の維持又は低減をめざすことに加え、事業者による自主的な取組を促進し、化学物質による環境リスクの低減に向けて、個々の化学物質の環境リスクを考慮した適正管理に係る施策を推進します。また、化学物質による環境リスクに関する情報共有等に向けた環境・リスクコミュニケーションを推進するなど、市民や事業者等の理解を促進します。

【目標】

●市内の PRTR 対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減

〔指標〕 PRTR 対象事業所から排出される第一種指定化学物質の総排出量

〔めざす方向：現状（H30：1,060 トン）を維持又は低減〕

関連取組：Ⅱ-4-①・③等



市民実感のめざす状況

大気や水などの環境は大きく改善した一方で、市民の満足度は必ずしも高くなく、大気や水などの環境についての関心も高いとは言えないことから、更なる環境の向上を図るとともに、世代ごとに合わせた分かりやすい情報発信や、身近な環境に親しむ取組などを通じて関心を高め、市民の参加を促し、環境配慮意識や環境が良好であるという実感の向上を図ります。

【目標】

●大気や水などの環境が良好であるという市民実感の向上

〔指標〕 市内の空気や川、海のきれいさの満足度（かわさき市民アンケート「生活環境の満足度」）

〔めざす方向：現状（R1：53.9%*）より増加すること〕*「満足している」「まあ満足している」の合計

関連取組：Ⅱ-1-①・②・③、Ⅱ-2-①等

3 方向性及び視点

これまでに述べたことを踏まえて、安全かつ安心で快適に暮らせる大気や水などの環境をめざし、次の2つの方向性を基本として施策を推進します。

【2つの方向性】

安全で良好な環境を保全する

大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの環境関連法、市条例に基づく規制を中心とした取組を継続して実施し、環境基準の達成維持を図るなど、これまでの取組で改善した大気や水などの安全で良好な環境を保全する。

安心で快適な環境を共に創る

市民など多様な主体と協働した環境意識の向上に資する取組、事業者の自主的な取組の推進などを実施し、更なる環境の向上や良好な環境に関する市民実感等の向上を図るなど、市民や事業者と一体となって、安心で快適な環境づくりを進める。

また、取組を効果的に推進するためには、大気や水などの環境保全分野だけでなく、関連する分野との連携や本市の地域特性に留意した取組が重要になるため、次の2つの視点を踏まえた取組の推進を図ります。

《2つの視点》

複合的な環境施策の展開

主要な環境分野や大気や水などの環境と関連する施策など、相互に効果が波及し合うことが期待される取組を推進する。

こうした取組を通じて、環境分野間の連携、社会・経済をはじめとする他分野との連携による複合的な環境施策の展開を図る。

地域の特性を踏まえた取組

本市は地域ごとに特徴があるため、地域の特性を踏まえ、地域ごとの大気や水などの環境に係る取組や情報を効果的に発信する。

こうした取組を通じて環境配慮意識の向上や市民実感の向上を図る。

第4章 基本施策

1 施策整理の考え方

第2章において現在の取組及び課題を示し、第3章では、それらを踏まえて目標を設定するとともに、施策を推進する上での「2つの方向性」及び「2つの視点」を示しました。本章では、方向性、視点を踏まえた施策の位置づけを体系として示します。

初めに、「2つの方向性」を具体的な施策体系として整理するため、「基本的な施策の方向性」及び「基本施策」を設定し、構成や具体的な取組等を示します。

本計画の目標は、大気環境・水環境・化学物質対策・市民実感の各項目ごとに設定していますが、目標の達成に向けた施策は総合的に取り組む必要があるため、施策体系を整理する上では、「多様な主体との協働・連携」や「事業者の自主的な取組」など、取り組み方や手法の観点で整理します。なお、経済・社会・環境の統合的な向上に寄与する観点から、川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針を踏まえ、SDGsのゴールやそのターゲットの考え方を取り入れながら施策を推進します。

次に、「2つの視点」による取組を整理するため、環境分野間の連携や他分野の施策との連携について「複合的な環境施策の展開」として示すとともに、地域特性等から本市を3つの地域区分に分類した「地域の特性を踏まえた取組」を示します。

2 基本的な施策の方向性

基本的な施策の方向性及び基本施策の考え方は、次のとおりとします。

基本的な施策の方向性Ⅰ「安全で良好な環境を保全する」（基盤となる継続的な取組）

市民の健康と良好な大気や水などの環境を保全するため、これまでの様々な取組により環境が大きく改善してきた成果を踏まえ、各種規制基準の遵守を図るなど、環境関連法や市条例に規定された取組（規制等）を、環境を保全するための基盤となる取組として継続して着実に推進し、環境基準の達成維持をめざす。併せて、災害発生時、大気や水質に関わる事故等の発生時に適切に対応する。

・基本施策Ⅰ-1「大気や水などの環境保全」

環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング等に引き続き取り組むとともに、緊急時等に適切な対応を行う。

取組の方向：これまで行ってきた取組は、環境改善に一定の成果があったことから、引き続き安全で良好な環境を保全する取組を行います。また、事故等の緊急時の対応を行います。

基本的な施策の方向性Ⅱ「安心で快適な環境を共に創る」（新たな視点による取組）

市民が身近な地域で安心して快適に暮らせるような環境をめざすため、地域の環境改善の実感向上や環境配慮意識の向上による市民の主体的な環境配慮行動の促進に向けた取組、事業者の自主的な取組の促進、環境への悪影響の未然防止のための取組等の新たな視点の取組により、より良い大気や水などの環境を、市民や事業者と連携して共に創る。

・基本施策Ⅱ－１「環境配慮意識の向上」

市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進による環境の向上をめざす。また、情報発信の手法や内容を広報の対象となる世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど情報を適切に伝えることで実感の向上を図る。

取組の方向：水辺に親しむ機会の創出など、水環境への市民の関心を高める取組を進め、環境配慮意識の向上を図ります。また、環境が良好であることについて市民の実感が伴っていないことから、市民にわかりやすい情報発信や、情報を直接届ける環境教育・環境学習の取組推進等により、環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動による環境負荷低減及び実感の向上を図ります。

・基本施策Ⅱ－２「多様な主体との協働・連携」

市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進する。また、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染や海域の水質などの広域的な課題を解決するため、近隣自治体との広域連携や事業者・学術機関との連携を強化する。

取組の方向：身近な環境への関心を高めるとともに市民ニーズを把握するためのワークショップなどを通じた市民参加の促進や、光化学オキシダントや東京湾の水質、流域全体での取組などの広域的な課題の解決に向けた近隣自治体や研究機関との連携、これまで培った環境技術を活用した国際貢献など、多様な主体との協働・連携を進めます。

・基本施策Ⅱ－３「事業者の自主的な取組の促進」

環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援する。

取組の方向：二酸化窒素の更なる低減に向けるとともに脱炭素化も踏まえ、交通環境対策をより一層推進するため、事業者の自主的な取組を促進します。併せて、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（VOC）については、工場・事業場の事業者に対して自主的な排出削減行動につながる取組を推進していきます。

・基本施策Ⅱ－４「環境影響の未然防止」

人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進する。また、市民・事業者がお互い環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有を図る。

取組の方向：大気や水などの環境への影響を低減する取組を事業者が積極的に進めるよう普及啓発を行うとともに、環境影響の低減に向けた調査研究を行います。また、事業者の適正な化学物質の管理を促進するため、化学物質の環境リスク評価を活用した取組を進めます。併せて一般的に理解が難しい環境リスクへの理解の促進を図ります。

3 基本施策

(1) 基本施策の構成

基本施策は、次のとおり「施策」、「具体的取組」、「リーディングプロジェクト」などから構成されます。それぞれの内容は、以下のとおりです。

<施策>

基本施策の下に、「施策」を設定します。

【P. 52, 53 (2) 施策体系図 参照】

<具体的取組>

それぞれの施策には「具体的取組」が紐づきます。

【P. 60 (4) 施策 参照 (詳細は巻末付属資料の付-10～ 参照)】

<リーディングプロジェクト>

基本施策ごとに「リーディングプロジェクト」を設定します。

【P. 54 (3) 本計画による取組推進のイメージとリーディングプロジェクト 参照】

<取組を効果的に推進するための2つの視点>

○複合的な施策の展開

・主要な環境分野との連携

脱炭素化・自然共生・資源循環といった他の環境分野への効果が期待される取組を位置づけます。

【P. 72 (5) 複合的な環境施策の展開 ア 主要な環境分野との連携 参照】

なお、巻末付属資料の取組一覧で、連携する環境分野として位置づけた取組を掲載します。

・大気や水などの環境に影響する連携施策

基本施策ごとに「連携施策」を位置づけます。それぞれの連携施策には、公共交通や下水道整備など他分野の取組による大気や水などの環境への効果を踏まえた取組を「連携取組」として位置づけます。

【P. 74 (5) 複合的な環境施策の展開 イ 大気や水などの環境に影響する連携施策 参照】

○地域の特性を踏まえた取組

地域の特性や地域ごとの環境の状況を考慮して進める取組の方向性、地域ごとの主な取組などを示します。

【P. 77 (6) 地域の特性を踏まえた取組 参照】

(2) 施策体系

	基本施策	施策
基本的な施策の方向性Ⅰ 安全で良好な環境を保全する	基本施策Ⅰ-1 大気や水などの環境保全 【環境保全の基盤となる取組】 環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時に適切な対応を行う。 	① 大気環境に係る事業所等の監視・指導  ② 水環境に係る事業所等の監視・指導  ③ 大気環境に係るモニタリングの実施  ④ 水環境に係るモニタリングの実施  ⑤ 苦情相談への対応   ⑥ 緊急時の対応   ⑦ 大気や水などの環境保全に係る連携施策  
	基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上 市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進による環境の向上をめざす。また、情報発信の手法や内容を広報の対象となる世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど情報を適切に伝えることで実感の向上を図る。 	① 大気や水辺に親しむ取組の推進    ② 環境教育・環境学習の推進     ③ 効果的な情報発信の推進     ④ 環境配慮意識の向上に係る連携施策   
	基本施策Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携 市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進する。また、光化学オキシダント、PM2.5等の大気汚染や海域の水質などの広域的な課題を解決するため、近隣自治体との広域連携や、事業者・学術機関との連携を強化する。 	① 市民協働・連携の取組     ② 広域連携等の推進     ③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進    ④ 多様な主体との協働・連携に係る連携施策   
	基本施策Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進 環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援する。 	① 交通環境配慮行動の促進  ② 事業者の自主的な取組の支援    ③ 事業者との情報共有の促進    ④ 自主的な取組の促進に係る連携施策 
	基本施策Ⅱ-4 環境影響の未然防止 人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進する。また、市民・事業者がお互い環境に対する正しい認識を持つよう情報共有を図る。 	① 化学物質の適正管理の推進と理解の促進   ② 環境影響の低減に向けた取組     ③ 環境影響の低減に向けた調査研究    ④ 環境影響の未然防止に係る連携施策   

主な具体的取組		取組を効果的に推進するための2つの視点		
・大気環境に係る法や条例等に基づく立入調査 ・大気環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導 ・石綿（アスベスト）飛散防止対策に係る届出等の審査・指導 ・水環境に係る法や条例等に基づく立入調査 ・水環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導 ・土壤汚染に係る届出等の審査・指導 ・大気環境の監視 ・光化学オキシダントに係る監視 ・河川、海域の水質調査 ・地下水質の監視 ・精密水準測量による地盤沈下量の監視 ・騒音、振動に係る苦情相談対応 ・悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応 ・水質等に係る苦情相談対応 ・事故時の対応 ・災害時の対応 ・アスベスト対策、下水道整備、浄化槽管理　ほか【連携取組】		複合的な環境施策の展開	地域の特性を踏まえた取組	
●水辺に親しむ機会の創出 ・水環境に係る調査研究（河川の生物調査など） ・大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進				リーディングプロジェクト 環境配慮意識向上プロジェクト①
●出前授業（大切な大気・水環境のはなし）の推進 ・水辺に親しむイベント等の実施　ほか ・多様な世代に合わせた情報発信 ・地域ごとの取組や環境データの情報発信 ・市民・事業者が利用しやすいデータの構築・提供 ・自転車活用推進、生物多様性推進　ほか【連携取組】				リーディングプロジェクト 環境配慮意識向上プロジェクト②
●ワークショップ等による市民参加の促進 ・市民参加型環境調査 ・他自治体連携による取組 ・国、自治体等と連携した東京湾の環境調査 ・国際的な環境保全活動への支援・連携 ・市民協働による地域緑化　ほか【連携取組】				リーディングプロジェクト 協働・連携プロジェクト
●次世代自動車の普及促進 ・エコ運搬制度の運用 ・工場・事業場の自主的取組を促す取組の推進（環境行動事業所制度の運用） ・VOC排出削減に向けた取組の推進（事業者の排出状況の把握及び削減取組の支援） ・事業者交流の取組（事業者との連絡会など） ・公共交通施策の推進、次世代自動車等の導入　ほか【連携取組】		リーディングプロジェクト 自主的取組促進プロジェクト	複合的な取組につなげる	
●環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進 ・環境・リスクコミュニケーションの推進 ・環境性能に優れた施設（トップランナー等）導入促進 ・環境影響評価の推進 ・大気環境に係る調査研究（光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など） ・化学物質に係る調査研究（環境リスク評価など） ・脱炭素等新たな課題に関する調査研究（水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など） ・建築物環境配慮　ほか【連携取組】		リーディングプロジェクト 環境影響未然防止プロジェクト		本文 P.72～参照
		主要な環境分野 ☐ 脱炭素化 ☐ 自然共生 ☐ 資源循環	地域区分 ☐ 南部 ☐ 中部 ☐ 北部	
		大気や水などの環境に影響する連携施策	市民実感の向上につなげる	
		本文 P.72～参照	本文 P.77～参照	

（３） 本計画による取組推進のイメージとリーディングプロジェクト

大気や水などの環境分野には、大気、水、騒音、振動、土壌など様々な要素があり、従来から環境関連法や市条例に基づく取組が進められてきました。これらの**主に規制を中心とした取組は、環境を保全するための基盤となる取組であり、今後も着実に推進すべき重要な取組として、「基本的な施策の方向性Ⅰ 安全で良好な環境を保全する」に位置づけています。**

今後、更なる環境負荷の低減や市民の実感の向上をめざすために、「基本的な施策の方向性Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る」に位置づけた取組を効果的に推進することが重要であり、こうした取組推進のイメージを図示すると次の図のようになります。

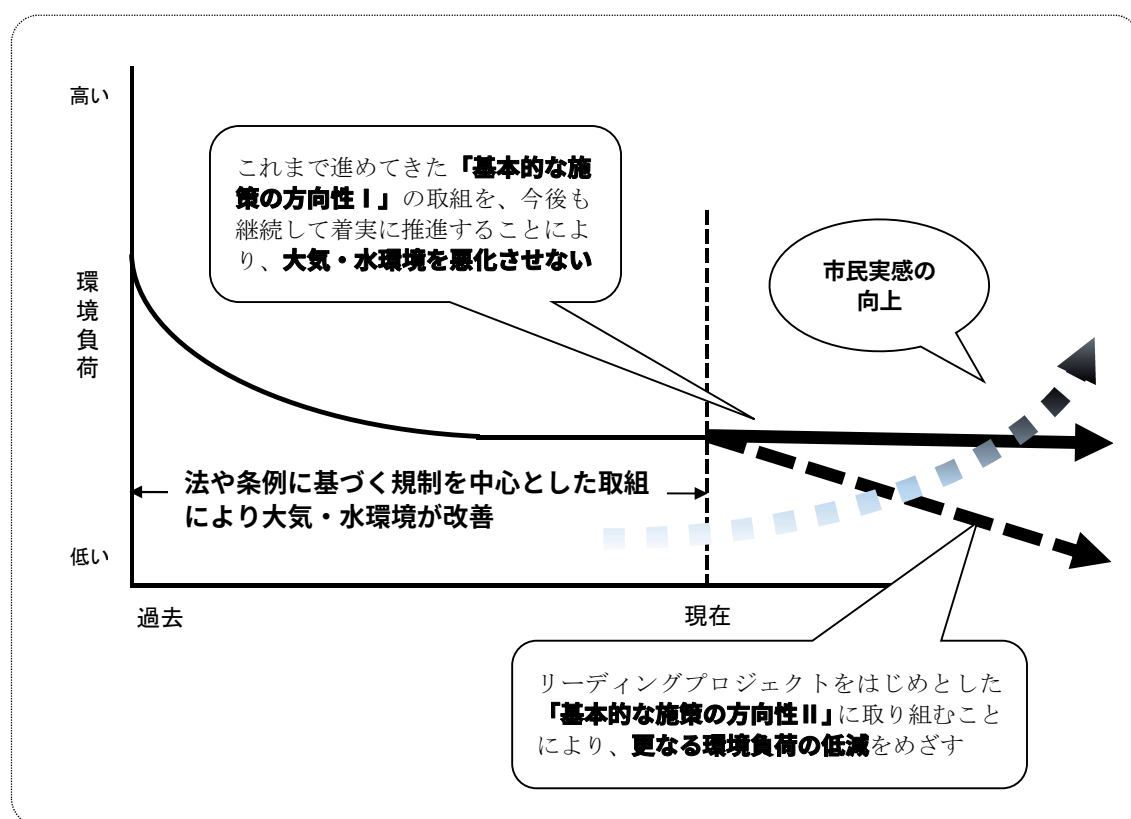


図 4-1 本計画による取組推進のイメージ

また、「基本的な施策の方向性Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る」の具体的な取組のうち、**基本施策を進める上で核となり、先導的な役割を果たす取組を、基本施策ごとに「リーディングプロジェクト」として設定**します。リーディングプロジェクトは、毎年度、実施状況を把握し点検することにより、効果的に取組を推進していくこととします。

リーディングプロジェクト1 環境配慮意識向上プロジェクト① 水辺に親しむ機会の創出

【基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上】

より良い環境を市民と共に創るとともに実感の向上を図るためには、市民の大気や水などの環境への関心や配慮意識を高め、環境配慮行動を促すことが重要です。そのための取組として、市民が身近に感じられる河川を活用した取組が効果的であることから、市民が水辺の親しみやすさを評価しながら水辺にふれあうきっかけをつくるとともに、水環境に係る情報を知ってもらうことで水環境への関心を高め、環境配慮意識の向上を図り、結果としてより良い水環境や満足度の向上につながる取組を推進します。

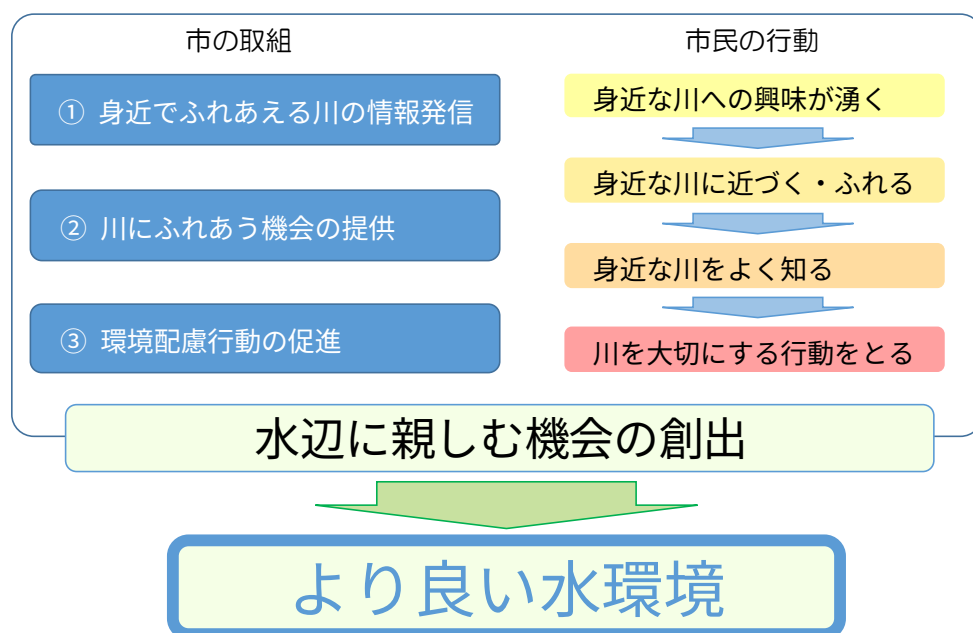
<背景>

「より良い水環境」をめざすには、市民一人ひとりに水環境を保全する行動を促していく必要があります、そのためには、身近な川にふれあい、水環境への関心を高めるための取組を推進する必要があります。

<取組>

市民が水辺にふれあうきっかけとなるよう「水辺の親しみやすさ評価指標」を作成し、市民参加型イベントや環境教育を通じて、この指標を活用した調査を行います。調査結果を公表し、市が身近でふれあえる川の情報発信を行うことで、川にふれあう機会を提供し、環境配慮行動を促進するとともに、水環境の満足度や実感の向上につながる取組を推進します。（詳細は巻末付属資料の付-9参照）

「水辺に親しむ取組」について



リーディングプロジェクト2 環境配慮意識向上プロジェクト②

出前授業(大切な大気・水環境のはなし)の推進

【基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上】

大気や水などの環境の大切さを理解することや、環境を守るためにどのような取組が行われているかを知ることが、環境配慮意識の向上や環境が良好であるという実感の向上を図る上で重要です。そのため、市内の小学生を対象に、大気や水などの環境について直接伝える出前授業を行い、質問のやり取りや各自で考えることなどを通じて、効果的に環境教育を推進します。

<背景>

大気や水などの環境はこれまでの取組により大幅に改善されていますが、アンケート等の結果からは、環境が良好であるという実感は必ずしも高くないことがうかがえます。また、環境を良好に保全するために行われている取組についてもあまり知られていないことがうかがえるため、現状を正しく知ってもらう取組の推進を図る必要があります。

<取組>

市内の小学生を対象に、大気・水環境を守る業務の概要や環境の現状、大気・水環境の大切さ、みんなにできること等について説明して質問を受ける「出前授業」を行います。体験型の授業や視覚に訴える授業を実施し、小学生に環境の大切さを直接伝え、学ぶなかで実感してもらうとともに、授業後は家庭で学習内容を伝えてもらうことを通じて、学習の効果を親世代にもつなぎ、ひろげていく取組を進めます。



リーディングプロジェクト3 協働・連携プロジェクト ワークショップ等による市民参加の促進

【基本施策Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携】

市民等が連携・協力・参加する取組は、大気や水などの環境への関心や実感の向上につながるとともに、市にとっても様々な気づきとなる重要な取組です。このため、市民の参加を促進するワークショップ等の手法を活用し、市民等と様々な情報を共有しながら、大気や水などの環境への関心や配慮意識に係る市と市民等の相互の理解促進を図ります。

<背景>

- ・大気や水などの環境に関する市民の関心はあまり高くないことから、身近な環境の取組や環境の現状を分かりやすく伝えることが重要です。
- ・環境への関心を高め、イベント等に市民の参加を促すことにより、協働・連携の推進を図る必要があります。

<取組>

親子向け環境学習や施設見学と組み合わせるなど、様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じ、大気や水などの環境への理解を深め、関心を高めて実感の向上につなげるとともに、行政と市民の対話の機会を設けることで市民参加の促進を図ります。



● コラム 感染を防ぎ、新たな日常を

新型コロナウイルス感染症については、令和2（2020）年に国内でも感染が拡大し、「新しい生活様式」の実践例が示されました。環境活動を行う上でも感染予防への注意が必要となるなど、イベント、ワークショップなどの開催にあたっての配慮が必要になっています。

今後は、市の感染者数等の社会の状況を踏まえながら、マスクの着用、対人距離の確保、換気や消毒、適切な人数制限やオンラインでの市民参加など、感染防止対策に配慮しつつイベント・セミナーなどを実施していきます。



「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省 HP）より

リーディングプロジェクト4 自主的取組促進プロジェクト 次世代自動車の普及促進

【基本施策Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進】

自動車から排出される窒素酸化物は、大気環境中の二酸化窒素濃度への寄与が大きいことから、大気環境の更なる改善のためには、車両1台当たりの窒素酸化物の排出量が少ない次世代自動車の普及が重要です。また、次世代自動車は二酸化炭素の排出量も少ないため、脱炭素社会の実現に向けても、普及は重要です。

このため、次世代自動車の普及を図る環境整備を推進するとともに、市民への啓発や広域での連携した取組による普及促進、自動車を多く所有する事業者自らが次世代自動車を積極的に導入する取組を推進します。

<背景>

次世代自動車は、通常車両との価格差やインフラ整備状況等が課題となり、普及率が低い状況にあることから、事業者の積極的な導入に向けては、これらの課題の解決を図る必要があります。

<取組>

上記の課題解決に向けて、次世代自動車の導入支援、市民の利用機会の創出などについて脱炭素モデル地区を活用した取組などを推進するとともに、公用乗用車への電動車の率先導入により、次世代自動車の普及を促進します。

- ・EVの普及拡大に向けて、市民のEVの利用機会創出に繋がる、EVカーシェアリングを活用した普及方策を推進します。
- ・充電設備及び水素ステーションなどのインフラ整備に向けた取組を推進します。
- ・民間事業者と連携したEVの普及拡大に向けた取組を推進します。
- ・ハイブリッド等のトラック・バスについて助成等の導入支援を行います。
- ・公用乗用車への電動車（xEV:EV,PHV,HV,FCV）の導入を促進します。
- ・廃棄物発電を活用したEVごみ収集車の運用を推進します。
- ・乗用車等のガソリン車に比べて次世代自動車の普及率が低いトラック・バス等のディーゼル車のZEVへの転換に向けて調査研究を行います。

ZEV、xEVとは

●ZEV（ゼロエミッションビークル）

排出ガスを一切出さない電気自動車（EV）や
燃料電池自動車（FCV）

●xEV（エックスイーバイ）

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド（PHV）、ハイブリッド車（HV）
燃料電池自動車（FCV）といった、いわゆる電動車の総称



リーディングプロジェクト5 環境影響未然防止プロジェクト

環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進

【基本施策Ⅱ-4 環境影響の未然防止】

化学物質による環境影響を未然に防止するため、国内外においては環境リスクを最小化する方向にあり、本市においても、化学物質の適正管理により環境リスクを低減することが重要です。そのため、環境リスク評価を活用し、事業者による化学物質の適正管理を促進します。

<背景>

- ・化学物質は、事業活動に伴い環境中に排出されますが、規制されている物質は一部であるため、事業者の適正管理を促進することで、環境影響を未然防止することが重要です。
- ・市内の化学物質排出量は事業者の努力などにより大幅に削減されています。
- ・国内外においては、化学物質の環境リスクの最小化をめざす方向にあります。

<取組>

- ・化学物質の有害性の知見や市内の大気環境の状況等を踏まえた環境リスク評価を活用し、「自主管理優先物質」（有害性の程度や市内の大気環境の状況等を鑑み、事業者による自主的な管理の優先度が高い物質）等を示すことで、事業者による自主的な化学物質の適正管理を促進します。
- ・環境リスクを見える化することで、化学物質に対する市民の理解を促進します。
- ・自主管理優先物質等については、定期的に見直しを行います。なお、自主管理優先物質及びその選定基準等は、本計画とは別に定めます。

環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進のイメージ

【市】

- ・化学物質に関する個々の有害性の知見や市内の大気環境の状況等を踏まえ「環境リスク評価」を実施
- ・環境リスクの観点から自主管理の優先度が高い化学物質を「自主管理優先物質」等として選定

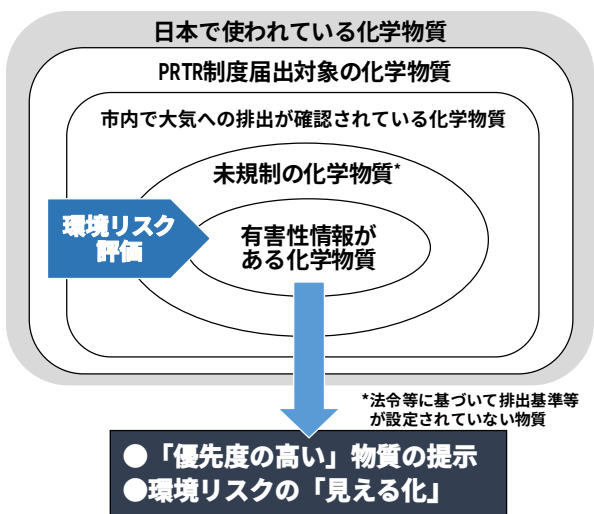
【事業者】

優先度の高い化学物質を認識することで、環境リスクを考慮した化学物質の適正管理を推進

【市民】

環境リスクを見える化することで、化学物質に対する理解を促進

環境影響の未然防止を確保



(4) 施策

本計画に位置づける施策について、次の【凡例】のとおり整理します。

【凡例】

基本的な施策の方向性Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る

基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上

市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進を図る。また、情報発信の手法や内容を広報の対象となる世代に応じた教育を推進するなど情報を適切に伝えます。

基本施策の名称

【施策】 具体的取組のうち主なものを記載（取組一覧は巻末に掲載）

① **大気や水辺に親しむ取組の推進**

施策の名称

意識の向上につなげるよう、市民が身近な取組や、大気を身近に感じる市民参加型市民参加の機会の創出を推進します。また、河川の水生生物に利用できるよう公表するなど、効果的な情報発信に取り組みます。

具体的取組：

- 水辺に親しむ機会の創出【リーディングプロジェクト】
- 水環境に係る調査研究（河川の生物調査など）
- 大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進

関連するSDGsのゴール





アイコン	目標との関係
	大気環境に係る目標
	水環境に係る目標
	化学物質に係る目標
	市民実感に係る目標

～略～

【進行管理の指標】

指標の名称	説明・考え方	備考（指標の種類、現状）
水辺の親しみやすさに係る河川の水環境評価＜水辺地＞	市内河川の水質調査で「良好」と評価した割合	【進行管理の指標】 進行管理の指標は、以下の2種類を設定する 1. 取組成果：取組を行ったことによる効果を表す（環境基準、その他環境基準に準ずるもの 等） 2. 取組状況：取組の実施状況、内容を表す（取組状況、イベントの開催状況 等）
「きれいな水」の指標魚種の生息地点割合＜水生生物＞	河川の水生生「きれいな」又種が生息して「非常にきれいな」地点の割合	
出前授業に対する満足度	参加者のアンケート結果を把握	
大気を身近に感じる環境調査等に係る取組状況	大気を身近に感じる環境調査等の取組状況を把握	

基本的な施策の方向性 I 安全で良好な環境を保全する

基本施策 I - 1 大気や水などの環境保全



環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング等により引き続き取り組むとともに、緊急時等に適切な対応を行います。

【施策】 具体的取組のうち主なものを記載（取組一覧は巻末付属資料の付-10～ 参照）

① 大気環境に係る事業所等の監視・指導



大気環境を保全するために、大気汚染防止法、騒音振動法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などの法律や市条例に基づき、事業所等に対して、立入調査及び届出等の審査・指導を実施します。

具体的取組：

- 大気環境に係る法や条例等に基づく立入調査
- 大気環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導
- 石綿（アスベスト）飛散防止対策に係る届出等の審査・指導

② 水環境に係る事業所等の監視・指導



水環境を保全するために、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、工業用水法などの法律や市条例に基づき、事業所等に対して、立入調査及び届出等の審査・指導を実施します。

具体的取組：

- 水環境に係る法や条例等に基づく立入調査
- 水環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導
- 土壌汚染に係る届出等の審査・指導

③ 大気環境に係るモニタリングの実施



市内の大気環境の状況を 24 時間測定する装置等で常時監視し、環境基準等の達成状況を確認します。

具体的取組：

- 大気環境の監視
- 光化学オキシダントに係る監視

④ 水環境に係るモニタリングの実施



市内の水環境の状況を把握するため、河川、海、地下水の水質・水量や地盤沈下の状況について、定期的にモニタリング調査を行い、環境基準等の達成状況を確認します。

具体的取組：

- 河川、海域の水質調査
- 地下水質の監視
- 精密水準測量による地盤沈下量の監視

⑤ 苦情相談への対応



騒音、振動、悪臭等の苦情相談があった際には、適宜、現場等を確認して、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などの法律や市条例に基づき適切に対応します。

具体的取組：

- 騒音、振動に係る苦情相談対応
- 悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応
- 水質等に係る苦情相談対応

⑥ 緊急時等の対応



大気汚染物質の漏洩時や、川や海に汚水や油などが流れ込み水質が著しく汚染される水質事故の発生時に関連機関と連携するなど、緊急時等の対応を適切に行います。

具体的取組：

- 事故時の対応
- 災害時の対応

⑦ 大気や水などの環境保全に係る連携施策



アスベスト対策や水質保全のための下水道整備・浄化槽管理など、大気や水などの環境の保全に関連する取組を行います。

連携施策の主な取組：

- アスベスト対策
- 下水道整備
- 浄化槽管理

【進行管理の指標】

指標の名称	説明・考え方	備考（指標の種類、現状）
大気汚染防止法・水質汚濁防止法等の立入調査	法や条例に基づく工場・事業場への立入調査	取組状況
大気汚染防止法・水質汚濁防止法等の届出等の審査・指導	法令に適合した新施設等の設置状況等を把握、届出等の審査や指導を実施	取組状況
建築物の解体工事等における石綿（アスベスト）の飛散防止対策に係る届出等の審査・指導	石綿の飛散防止対策に係る適切な建築物の解体工事等の実施に向けた届出審査や指導を実施	取組状況
環境基準 ⁷ 達成状況	環境基準が定められている項目の基準達成状況	取組成果 【環境基準値】
地盤沈下した水準点数 ⁸ ＜水量＞	地盤沈下の状況	取組成果 【方向性：少ないほどよい】 現状 該当地点なし（R1）
水質事故への対応状況 ＜水質＞	水質事故への対応件数	取組状況

⁷ 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」に定められた基準（巻末付属資料の付-2～ 環境基準等一覧参照）

【定められている項目】

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）、健康項目（河川、海域）、生活環境項目（河川、海域）、地下水質、ダイオキシン類、騒音（一般地域、道路に面する地域、新幹線沿線）

⁸ 地盤沈下した水準点数：精密水準測量による水準点の標高を前年度と比較して 20 mm以上沈下した水準点数

基本的な施策の方向性Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る

基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上



市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進による環境の向上をめざします。また、情報発信の手法や内容を広報の対象となる世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど情報を適切に伝えることで実感の向上を図ります。

【施策】 具体的取組のうち主なものを記載（取組一覧は巻末付属資料の付-10～ 参照）

① 大気や水辺に親しむ取組の推進



市民の環境配慮意識の向上につなげるよう、市民が身近な水辺を調査して親しみやすさを評価する取組や、大気を身近に感じる市民参加型の環境調査の取組など、市民参加の機会の創出を推進します。また、河川の水生生物等の調査結果を環境学習に利用できるよう公表するなど、効果的な情報発信に取り組みます。

具体的取組：

- 水辺に親しむ機会の創出【リーディングプロジェクト】
- 水環境に係る調査研究（河川の生物調査など）
- 大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進

② 環境教育・環境学習の推進



市内の小学生を対象に、大気や水環境を守る業務の概要や環境の現状、大気・水環境の大切さ、みんなにできること等について直接伝える環境教育として、出前授業を行います。市民等に環境配慮の考え方・行動が定着することをめざし、環境学習の教材プログラム、人材育成を充実するとともに、市民や学校等における環境学習を支援します。また、市民ができる水環境への配慮などについての環境教育を行うほか、化学物質についての理解の促進を図ります。

具体的取組：

- 出前授業（大切な大気・水環境のはなし）の推進【リーディングプロジェクト】
- 水辺に親しむイベント等の実施
- 環境・リスクコミュニケーションの推進【再掲】

③ 効果的な情報発信の推進



大気や水などの環境の分野は、一般的になじみのない用語が使われることも少なくないため、分かりやすさを意識するとともに、情報の受け取り手を考慮して、リーフレット、ホームページ、SNS など様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、身近な地域環境への関心を高めてもらえるよう、身近な地域における環境保全

の取組や地域の環境データを紹介していきます。また、公害の歴史や優れた環境の取組等の展示等による情報発信を推進するとともに、環境データのオープンデータ化など、これまで蓄積してきた環境データを広く利用してもらう取組を進めます。

具体的取組：

- 多様な世代に合わせた情報発信
- 地域ごとの取組や環境データの情報発信
- 市民・事業者が利用しやすいデータの構築・提供

④ 環境配慮意識の向上に係る連携施策



環境負荷の少ない自転車の活用の推進、生物多様性の普及啓発など、環境配慮意識の向上に資する取組を進めます。

連携施策の主な取組：

- 自転車活用推進
- 生物多様性推進

【進捗管理の指標】

指標の名称	説明・考え方	備考（指標の種類、現状）
水辺の親しみやすさに係る河川の水環境評価 ＜水辺地＞	市内河川の水辺の親しみやすさ指標を活用した調査で「川に近づく快適に利用できる」と評価した人の割合	取組成果 【方向性：高いほどよい】 現状 指標の作成（R1）
「きれいな水」の指標魚種の生息地点割合 ＜水生生物＞	河川の水生生物調査地点のうち、水質が「きれい」又は「非常にきれい」の指標魚種が生息している地点の割合 「非常にきれい」の指標魚種が生息している地点の割合	取組成果 【方向性：高いほどよい】 現状：「きれい」又は「非常にきれい」92%（11/12地点）「非常にきれい」17%（2/12地点）（R1）
出前授業に対する満足度	参加者のアンケートにより、環境学習等の取組効果を把握	取組成果 【方向性：高いほどよい】 現状 —
大気を身近に感じる環境調査等に係る取組状況	大気を身近に感じてもらうために実施する環境調査等の取組状況を把握	取組状況
情報発信の取組状況	SNS や環境総合研究所アーカイブスペース等を活用した多様な世代に合わせた情報発信の取組状況の把握	取組状況
水辺に親しむイベント等による広報活動の実施状況 ＜水辺地＞	水辺に親しむイベント等の実施状況	取組状況

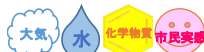
基本施策Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携



市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進します。また、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の大気汚染や海域の水質などの広域的な課題を解決するため、近隣自治体との広域連携や、事業者・学術機関との連携を強化します。

【施策】 具体的取組のうち主なものを記載（取組一覧は巻末付属資料の付-10～ 参照）

① 市民協働・連携の取組



大気や水などの環境に対する関心を高めるための取組を、市民等と共に実施し、市民参加を促進します。また、市民を対象としたイベントで身近な水辺の親しみやすさ調査といった市民参加型・体験型の環境調査を行うとともに、市民活動団体やコミュニティと連携した取組を行うなど、協働・連携の取組を進めます。

具体的取組：

- ワークショップ等による市民参加の促進【リーディングプロジェクト】
- 市民参加型環境調査

② 広域連携等の推進



近隣自治体等と連携して、大気や水などの環境に係る広域的な課題解決に向けた取組や普及啓発等を推進します。また、大気汚染物質、水質、水生生物等について、国立環境研究所、地方環境研究所等と連携した共同研究を実施します。また、国や東京湾岸の自治体と連携し、流域の住民の環境への関心を高める取組を実施するとともに、水質の一斉調査に参画して東京湾の水質汚濁機構の解明に向けた取組を進めます。

具体的取組：

- 他自治体連携による取組
- 国、自治体等が連携した東京湾の環境調査

③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進



国際的な環境保全活動への支援・連携を実施し、優れた環境技術を活用した国際貢献を推進します。国際・研究機関と連携して海外からの視察・研修を受け入れ、優れた環境技術を活用した国際貢献を推進します。

具体的取組：

- 国際的な環境保全活動への支援・連携

④ 多様な主体との協働・連携に係る連携施策



市民との協働による地域緑化など多様な主体との協働・連携の取組を進めます。

連携施策の主な取組：

- 市民協働による地域緑化

【進行管理の指標】

指標の名称	説明・考え方	備考（指標の種類、現状）
ワークショップ等参加者の環境への関心度・理解度	ワークショップ等に参加した市民に、環境への関心度や市の取組への理解度に関してワークショップ参加前後の高まりについてアンケート調査を行い、効果を把握	取組成果 【方向性：高いほどよい】 現状 ー
市民参加型環境調査イベントの参加状況	大気を身近に感じる調査・イベント（視程調査など）や水辺の親しみやすさ指標を活用した調査への参加人数により、市民協働の取組状況を把握	取組状況
他自治体等との広域連携による取組状況	九都県市による普及啓発活動、光化学オキシダント等の共同調査により、広域連携の取組状況を把握	取組状況
国、自治体等が連携した東京湾の環境調査の参加状況 ＜水質・水生生物＞	国、東京湾岸の自治体が連携して、企業、市民団体の参加を募り、東京湾岸域で実施する一斉調査の参加状況の把握	取組状況
国際貢献に係る取組状況	UNEP 等との連携などによる環境技術の海外移転や国際的な環境保全に向けた取組状況の把握	取組状況

基本施策Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進



環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進します。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援します。

【施策】 具体的取組のうち主なものを記載（取組一覧は巻末付属資料の付-10～ 参照）

① 交通環境配慮行動の促進



自動車排出ガス中の大気汚染物質や二酸化炭素の排出を低減するため、事業者による次世代自動車の導入やエコ運搬制度の運用などの交通環境配慮行動を促す取組を推進します。

具体的取組：

- 次世代自動車の普及促進【リーディングプロジェクト】
- エコ運搬制度の運用

② 事業者の自主的な取組の支援



環境負荷の更なる低減に向けて、事業者の自主的な取組が促進されるよう、行政が事業者を支援する取組を推進します。

具体的取組：

- 工場・事業場の自主的な取組を促す取組の推進（環境行動事業所制度の運用）
- 揮発性有機化合物（VOC）排出削減に向けた取組の推進（事業者の排出状況の把握及び削減取組の支援）

③ 事業者との情報共有の促進



市内事業者の環境対策を円滑化するため、事業者との連絡会や事前相談の充実など、事業者間の情報共有や事業者と行政との情報共有の取組を推進します。

具体的取組：

- 事業者交流の取組（事業者との連絡会など）

④ 事業者の自主的な取組の促進に係る連携施策



環境負荷の低減に向けて公共交通の利用促進を図るとともに、事業者の自主的な環境対策の推進に向けた率先導入を図ります。

連携施策の主な取組：

- 公共交通施策の推進
- 次世代自動車等の導入

【進行管理の指標】

指標の名称	説明・考え方	備考（指標の種類、現状）
次世代自動車普及率	次世代自動車の普及率により、環境に配慮した自動車への転換状況を把握	取組成果 【方向性：高いほどよい】 現状：13.4%（H31.3）
公用乗用自動車への電動車導入率	公用乗用車への電動車（xEV:EV, PHV, HV, FCV）の導入状況を把握	成果指標 【方向性：高いほどよい】 現状：25.6%（H30年度）
エコ運搬制度の運用状況	エコ運搬要請件数やエコドライブ宣言登録件数により、エコ運搬制度の運用状況を把握	取組状況
環境に配慮した事業所等の認定状況	環境行動事業所制度の認定事業所数等により、市内の環境に配慮した事業活動を行う事業者数の状況を把握	取組状況
揮発性有機化合物（VOC）削減促進に向けた取組状況	事業者の排出状況の把握及び排出削減の支援に係る取組状況の把握	取組状況
事業者との連絡会の取組状況	事業者の自主的な取組支援を目的とした事業者との連絡会の実施状況	取組状況

基本施策Ⅱ-4 環境影響の未然防止



人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進します。また、市民・事業者がお互い環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有を図ります。

【施策】 具体的取組のうち主なものを記載（取組一覧は巻末付属資料の付-10～ 参照）

① 化学物質の適正管理の推進と理解の促進



化学物質の環境リスク評価を活用し、事業者による化学物質の適正管理を促進するなど、化学物質による環境リスク低減に向けた取組を効果的に推進します。また、事業者や市民を対象としたセミナーを実施するなど、化学物質による環境リスクに関する情報共有等に向けた環境・リスクコミュニケーションを推進し、市民や事業者等の理解を促進します。

具体的取組：

- 環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進【リーディングプロジェクト】
- 環境・リスクコミュニケーションの推進

② 環境影響の低減に向けた取組



工場・事業場が環境影響の低減に向けた取組を積極的に実施するよう、事業者に対する普及啓発等の推進を図ります。また、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為等の事業の事前段階において環境影響評価を実施するなど、環境影響の低減に向けた取組を行います。

具体的取組：

- 環境性能に優れた施設（トップランナー等）導入促進
- 環境影響評価の推進

③ 環境影響の低減に向けた調査研究



更なる環境影響の低減につなげるため、生成過程が未解明な光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）等に係る調査研究、未規制化学物質や環境リスク評価に関する調査研究、水環境中のマイクロプラスチック等の新たな環境課題に関する調査研究など、大気環境や水環境等に係る調査研究を推進し、それらの結果を活用することで、今後の条例や本計画における各種施策の方向性を検討していきます。

具体的取組：

- 大気環境に係る調査研究(光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など)
- 化学物質に係る調査研究(環境リスク評価など)
- 脱炭素等新たな課題に関する調査研究(水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など)

④ 環境影響の未然防止に係る連携施策



環境に配慮した建築物の増加により環境負荷低減を図るなど、大気や水などの環境への影響を未然に防止する取組を実施します。

連携施策の主な取組：

- 建築物環境配慮

【進行管理の指標】

指標の名称	説明・考え方	備考(指標の種類、現状)
環境リスク評価の実施総件数	環境リスク評価を実施した総件数	取組成果 【方向性：多いほどよい】 現状 —
環境リスク評価を活用した化学物質の自主的な管理の改善に向けた取組状況	環境リスク評価結果に基づく化学物質に係る事業者の自主的な管理の改善に向けた取組の実施状況	取組状況
市民・事業者を対象としたセミナーの実施状況	市民・事業者を対象とした化学物質対策に関するセミナーの実施状況	取組状況
環境性能に優れた施設の導入要請に係る取組状況	低NOx(窒素酸化物)などの環境性能に優れた施設の導入状況を把握	取組状況

● コラム 環境活動への参加に関するアンケートについて

本計画では、より良い環境を「共に創る」ための施策として、「多様な主体との協働・連携」（基本施策Ⅱ-2）を進めていくことを位置づけています。

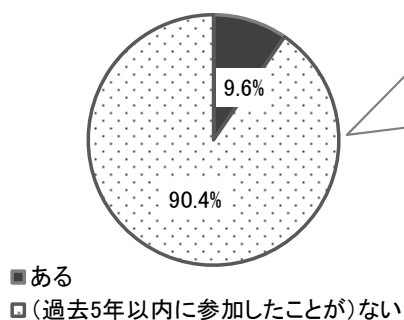
取組を進めていくにあたり、市民が参加しやすい協働・連携のあり方を検討するため、「環境活動への参加」に関する市民意識を把握することを目的に、令和2年11月に、18～70歳までの市民を対象にインターネットWEBアンケートを行いました。

近年（過去5年以内）に環境活動に参加したことがある市民は約10%でしたが、参加したことの無い人のうち半分は「今後環境活動に参加すること」に興味があるとの結果が出ました。今後参加してみたい活動では、「川や海、山や森での自然観察や体験」は18～49歳の希望が多く、「身の回りの環境について学ぶ学習講座やセミナー」は50～70歳の希望が多いなど、年代等によってニーズに違いがあることがわかりました。自由記載での具体的な要望としては、「環境保全の取組みの歴史を知りたい」「昔と今の場所を比較してどれだけ環境が変化したか知る体験」などもありました。

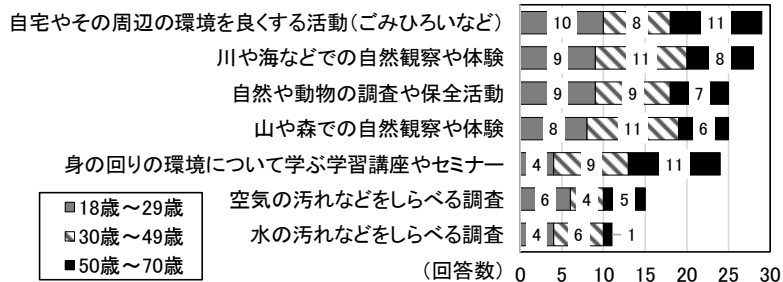
一方、「今まで参加できなかった理由」として「仕事や学校等で活動に参加する時間がない」のほか、「どんな活動をやっているのかわからない」「参加の方法がわからない」との回答が多くなっていました。自由記載では「そもそも情報が届いていない」

「活動内容が届く配信の仕方をしてほしい」等の意見もあり、興味のある人に伝わる情報発信を進めることが重要であると言えます。

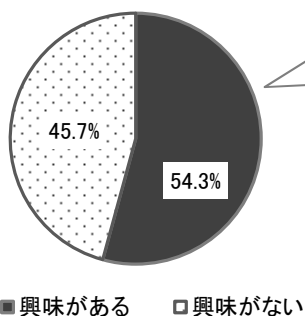
環境活動への参加の有無(N=104)



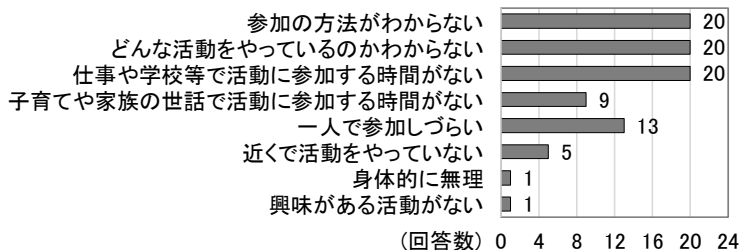
今後参加するとしたら、どの活動がよいか(2つまで: 環境活動に参加したことがない人)



環境活動に参加したことがない人で
今後、環境活動へ参加することへの興味(N=94)



今後、環境活動へ参加することに興味がある人(N=51)が、
環境活動に参加しなかった理由(最大2つ)



（５）複合的な環境施策の展開

大気や水などの環境に係る取組は、産業振興、健康維持等の多様な地域課題、気候変動等の地球規模の課題等の解決に向けた取組と互いに貢献し合うものであり、環境基本計画においても、環境分野間の連携、SDGs の考え方を活用した社会・経済をはじめとする他分野との統合的施策などの横断的な視点を示すことが掲げられています。

本計画においても、同様な視点により施策の展開を図ることが重要であるため、脱炭素化・自然共生・資源循環といった他の環境分野への効果が期待できる「主要な環境分野との連携」の取組、他分野の施策による大気や水などの環境への効果を踏まえた「大気や水などの環境に影響する連携施策」を示し、関連する様々な分野との連携を図りつつ、複合的に施策を展開します。

ア 主要な環境分野との連携

施策の中で、大気や水などの環境保全以外の主要な環境分野に関連するものについては、他分野への効果が期待できる「主要な環境分野との連携」の取組として次のとおり位置づけ、以下のとおり基本施策ごとに主な取組を示します。

巻末付属資料の取組一覧で、連携する環境分野に位置づけた取組を掲載します。

（ア）脱炭素化

温室効果ガスの排出量削減に向けた次世代自動車の普及をはじめとした交通環境対策の推進など、脱炭素化に寄与する取組

○基本施策ごとの取組

I-1-① 大気環境に係る事業所等の監視・指導

ディーゼル車運行規制の検査

II-2-② 広域連携等の推進

他自治体連携による取組

交通の事業者等連携

II-2-③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進

国際的な環境保全活動への支援・連携

II-3-① 交通環境配慮行動の促進

次世代自動車の普及促進

エコ運搬制度の運用

エコドライブの普及促進

交通量・交通流対策の推進

II-3-② 事業者の自主的な取組の支援

工場・事業場の自主的取組を促す取組の推進

環境負荷低減行動計画書の適正な運用

Ⅱ-4-② 環境影響の低減に向けた取組

環境影響評価の推進

Ⅱ-4-③ 環境影響の低減に向けた調査研究

脱炭素等新たな課題に関する調査研究

※脱炭素化に向けた取組として、本市では 2050 年の脱炭素化の実現をめざすことを宣言し、「カーボンゼロチャレンジ 2050」を策定するなど、市民・事業者とともに更なる取組を進め、関連する分野間の連携した取組が必要であるため、本計画においても、上記のような取組を通じて連携を図ります。

(イ) 自然共生

多様な水生生物との共生につながる良好な河川・海域の水質保全など、自然共生に寄与する取組

○基本施策ごとの取組

Ⅱ-1-① 大気や水辺に親しむ取組の推進

水辺に親しむ機会の創出

水辺の生き物調査（親水施設調査等）及び普及啓発

川崎港の生き物調査及び普及啓発

Ⅱ-1-② 環境教育・環境学習の推進

水環境体験教室の実施

Ⅱ-2-① 市民協働・連携の取組

市民参加型環境調査

Ⅱ-4-② 環境影響の低減に向けた取組

環境影響評価の推進

(ウ) 資源循環

事業者の廃棄物削減に向けた自主的取組の支援や水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など、資源循環に寄与する取組

○基本施策ごとの取組

Ⅱ-3-② 事業者の自主的な取組の支援

環境負荷低減行動計画書の適正な運用

Ⅱ-4-② 環境影響の低減に向けた取組

環境影響評価の推進

Ⅱ-4-③ 環境影響の低減に向けた調査研究

水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究

イ 大気や水などの環境に影響する連携施策

大気や水などの環境に影響する取組は、本市の様々な部局で行われており、これらの取組が結びつき、つながることで良好な環境に向けた取組が進んでいきます。

こうした取組については、大気や水などの環境への効果を踏まえ、「大気や水などの環境に影響する連携施策」として位置づけ、基本施策ごとに連携施策の取組を以下のとおり示します。

連携施策の取組は、川崎市総合計画第2期実施計画に掲げられている事務事業名で示します。その際に、各事務事業が基本施策とどのような関係があるのかを示すため、以下のとおり、「a アスベスト対策」、「b 下水道整備」等の見出しをつけて整理しています。

連携施策として位置づけた取組の詳細は、巻末付属資料の取組一覧に記載します。

（ア）【大気や水などの環境保全に係る連携施策】

a アスベスト対策

- ・ 建築・宅地に関する指導・審査事業

b 下水道整備

- ・ 高度処理事業、合流式下水道の改善事業、下水道の管きょ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業、下水道水質管理・事業場指導業務

c 浄化槽管理

- ・ し尿・浄化槽収集事業

d 健康影響調査

- ・ 健康調査事業

e 健康被害予防、補償給付

- ・ 公害健康被害補償事業、公害健康被害予防事業

f ぜん息患者医療費助成

- ・ 成人ぜん息患者医療費助成事業、小児ぜん息患者医療費支給事業

g 水質検査

- ・ 環境衛生事業

h 産業廃棄物の適正処理

- ・ 産業廃棄物指導・許可等事業

（イ）【環境配慮意識の向上に係る連携施策】

a 自転車活用推進

- ・ 自転車活用推進事業

b 生物多様性推進

- ・ 生物多様性推進事業

c 生活排水対策等の推進

- ・下水道普及促進業務

d 環境に配慮した河川の保全

- ・河川・水路維持補修事業、河川改修事業、河川環境整備事業

e 環境教育・環境学習の推進

- ・環境教育推進事業、多摩川市民協働推進事業、多摩川プラン推進事業、港湾振興事業、「エコシティたかつ」推進事業

(ウ) 【多様な主体との協働・連携に係る連携施策】

a 市民協働による地域緑化

- ・市民150万本植樹運動事業、都市緑化推進事業、河川環境整備事業

b 自治体連携

- ・多摩川プラン推進事業、多摩・三浦丘陵広域連携事業

c 国際貢献

- ・国際環境産業推進事業、グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業、上下水道分野における国際展開推進事業

(エ) 【事業者の自主的な取組の促進に係る連携施策】

a 公共交通施策の推進

- ・地域交通支援事業、鉄道計画関連事業、市バスネットワーク推進事業

b 次世代自動車等の導入

- ・市バス地域貢献事業

c 道路整備

- ・道路計画調査事業

d 経済的支援

- ・内陸部操業環境保全対策事業、環境エネルギー推進事業、中小企業融資制度事業

(オ) 【環境影響の未然防止に係る連携施策】

a 建築物環境配慮

- ・建築物環境配慮推進事業

b 平常時河川流量の維持

- ・建築・宅地に関する指導・審査事業、道路舗装事業、下水道の管きょ・施設の維持管理業務、雨水流出抑制施設指導業務

c 緑地保全・緑化推進

- ・緑化協議による緑のまちづくりの推進事業、里山再生事業、緑地保全事業、農環境保全・活用事業、農業体験提供事業、「エコシティたかつ」推進事業

d 農薬の適正使用

- ・公園緑地維持管理事業、農業経営支援・研究事業

(6) 地域の特性を踏まえた取組

ア 地域の取組の必要性

本市の大気や水などの環境は、市全体としては環境基準を概ね達成していますが、環境基準等の達成状況には地域により差異があるため、地域的な特性や課題を把握し、そのことを踏まえた取組を実施することにより、更なる環境の向上につなげる必要があります。

また、大気、水などの環境に関するアンケート等の結果によると、地域の環境が良好であるという実感が高まっているとは言えず、良好な環境を保全する取組が地域でどのように行われているか、市民に十分認知されていない状況があると考えられます。そのため、市民が「住んでいる地域の状況」、「住んでいる地域において、どういう目的でどのような取組が行われているか」について理解できるよう情報発信するほか、身の回りの生活環境に目を向けることができる市民参加型の環境調査を実施するなど、身近な地域環境への関心を高めるようにする必要があります。

このため、本計画では「基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上」の「③ 効果的な情報発信の推進」において、「地域ごとの取組や環境データの情報発信」を位置づけ、身近な地域における環境保全の取組や地域の環境データについて紹介していく取組を進めます。

また、以上に述べた地域の特性や課題を踏まえた取組を実施するため、具体的な地域区分等を踏まえた取組の方向性等を以下のとおり示し、身近な地域環境の関心を高め、環境が良好であるという実感の向上を図るとともに、地域ごとの特性を踏まえた取組を推進していきます。

イ 地域区分と各地域の課題及び取組の方向性

川崎市の都市構造、土地利用の状況は地域ごとに特徴があり、その特徴や市民の生活行動圏に応じて川崎市を大きく分けると、南部（臨海部）・中部（内陸部）・北部（丘陵部）の3つに分類することができます。この分類は、立地的特徴の面で地域の特性を表すとともに、市民意識の面でも地域ごとの違いがみられることから、基本施策に位置づけられた取組を推進するにあたり、地域の特性を踏まえることが大切です。

一方で、統計データや環境データはほぼ行政区別に整理されていることから、立地的特徴を踏まえつつ、地域ごとの情報発信を進めるため、以下のとおり行政区を基本とした地域区分の考え方を示します。また、各地域の特性・課題及び取組の方向性を示します。

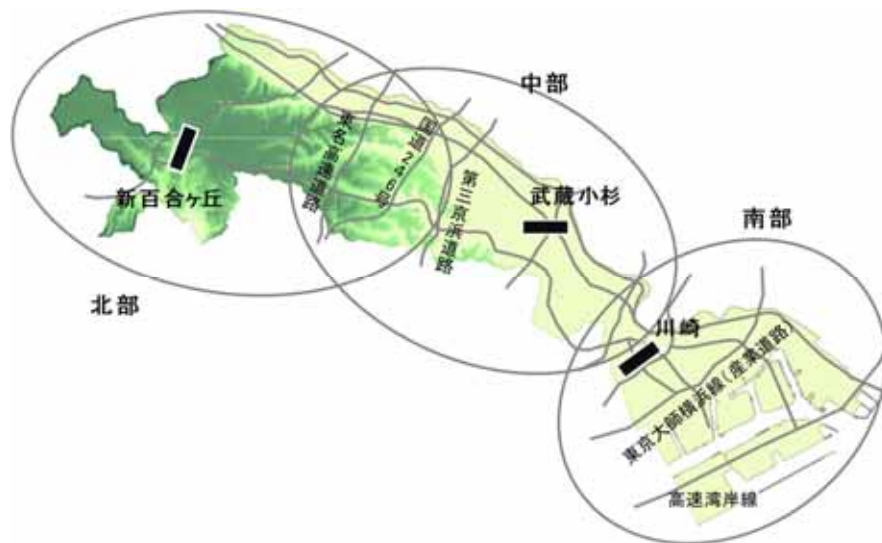


図 4-2 川崎市の地域区分

(ア) 南部（臨海部）・・・主に川崎区

産業道路以南の工業専用地域は東京湾に面し、石油化学、鉄鋼、発電所等の大規模な工場が集積しており、近年では研究開発機関や物流施設の集積も進んでいます。また、産業道路以北では工場跡地に大規模集合住宅が建設されるなど、工業・商業地域の一部が住宅地となっており、工場・商業施設・住宅が混在しています。

環境面では、大型車交通量の多い幹線道路（産業道路等）が存在し、沿道等で二酸化窒素の濃度が高い場所が見られます。河口干潟には多様な生物が生息しています。下水道は、市街地は合流式区域で、工業専用地域は下水道処理区域外となっています。

a 主な特性・課題

- ・工業地帯には大規模な工場・事業場が集積している。さらに、物流施設が集積していることから大型車交通量が多く、道路沿道での二酸化窒素濃度が高い。
- ・発生源の特定が困難な広域的な悪臭等の苦情がある。
- ・埋立地の下水道処理区域外では、工場・事業場は海域に排水している。
- ・干潟など特徴のある水辺地が存在している。
- ・化学物質を取り扱う事業者の多くが臨海部の工場地帯に立地しており、市全体の化学物質排出量の約9割を占めている。

b 取組の方向性

- ・工場・事業場の大气汚染や排水に係る監視・指導に継続して取り組む。
- ・道路沿道の排出ガス対策として、次世代自動車の普及促進や交通環境配慮行動の促進を図る。

- ・発生源の特定が困難な広域的な悪臭など特徴のある苦情に対して、適切に相談対応を行い、未然防止に向けた取組を推進する。
- ・干潟など特徴のあるフィールドを活用した水辺に親しむ取組を進める。
- ・地域ごとに環境リスク評価を行うとともに、主に臨海部に多く立地する化学物質を取り扱う事業者による自主的な取組を促進する。

(イ) 中部（内陸部）・・・主に幸区、中原区、高津区

多摩川沿いに広がる比較的平坦な地域です。道路・鉄道網が発達し、交通利便性が高いことから、大規模集合住宅が多く、近年、若年層人口が増加しています。また、住宅地と中小規模の工場、商業地、研究施設等が混在している地域でもあります。

環境面では、河川が市街地近くを流れ、親水護岸整備区間があります。市を横断する幹線道路も居住地近くに存在しています。下水道は合流式区域と分流式区域が混在しています。

a 主な特性・課題

- ・市を横断する幹線道路がある。
- ・主要駅周辺の商業系地域では騒音・振動の苦情が多い。
- ・飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情が多い。
- ・下水処理が分流方式の区域では、雨水は道路側溝などを通じて河川に流入している。
- ・河川の親水施設など特徴のある水辺地が存在している。

b 取組の方向性

- ・道路沿道の排出ガス対策として、次世代自動車の普及促進や交通環境配慮行動の促進を図る。
- ・商業系地域の騒音・振動、飲食店からの悪臭など特徴のある苦情に対して、適切に相談対応を行い、未然防止に向けた取組を推進する。
- ・分流式下水道区域では生活排水等が河川に直接流れ込むことによる水質汚濁を防止するため環境配慮意識の向上に効果的な情報発信を行い普及啓発を図る。
- ・河川の親水施設など特徴のあるフィールドを活用した水辺に親しむ取組を進める。

(ウ) 北部（丘陵部）・・・主に宮前区、多摩区、麻生区

生田緑地や多摩丘陵など、豊かな自然が残されています。一方で、定住化する都市型住宅が多く、高齢化が進行しています。

環境面では、豊かな緑が多く、湧水も多く存在しています。河川には親水護岸整備区間があります。下水道は分流式区域となっていますが、浄化槽も存在しています。

a 主な特性・課題

- ・飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情が多い。
- ・雨水は道路側溝などを通じて河川に流入している。
- ・飲用井戸が存在している。
- ・湧水地など特徴のある水辺地が存在している。

b 取組の方向性

- ・野焼き等のばい煙など特徴のある苦情に対して、適切に相談対応を行い、未然防止に向けた取組を推進する。
- ・生活排水等が河川に直接流れ込むことによる水質汚濁を防止するため、環境配慮意識の向上に効果的な情報発信を行い普及啓発を図る。
- ・飲用井戸に配慮して地下水質の監視に継続して取り組む。
- ・湧水地など特徴のあるフィールドを活用した水辺に親しむ取組を進める。

ウ 地域ごとの主な取組

取組の方向性を踏まえて、地域ごとに次のような取組を進めます。地域の取組は、巻末付属資料の取組一覧で具体的取組ごとに該当する地域を示しています。

(ア) 南部（臨海部）

- ・法や条例による工場・事業場の大気汚染や排水に係る監視・指導の実施
- ・大型車からの大気汚染物質排出量の削減に向けた次世代自動車の普及促進等の取組
- ・広域的な悪臭、粉じん苦情への対応及び未然防止に向けた取組
- ・多摩川河口干潟や人工海浜を活用した水辺に親しむ取組
- ・環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進

(イ) 中部（内陸部）

- ・道路沿道の排出ガス対策としての交通量削減に向けた再配達抑制等の取組
- ・市民からの騒音・振動・悪臭などの苦情相談への対応
- ・河川の水質改善に向けた市民向け普及啓発の推進
- ・汽水域の多様な生物や、親水護岸を活用した水辺と親しむ取組

(ウ) 北部（丘陵部）

- ・野焼き等のばい煙をはじめとする苦情への対応及び未然防止に向けた取組
- ・河川の水質改善に向けた市民向け普及啓発の推進
- ・湧水地等を活用した水辺と親しむ取組
- ・飲用井戸の保全のための地下水質の監視

第5章 推進体制及び進行管理

大気や水などの環境を保全して更なる向上を図る施策を総合的に推進することをめざすには、庁内の連携を強化して取組の実効性を高める必要があるため、庁内推進組織を設け、本計画の進捗に関して単年度ごとに取組状況を把握、点検して取組の修正を行うなど、適切に進行管理を行います。

年度ごとに、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の指標の実績、リーディングプロジェクトの実施状況、基本施策の主な具体的取組の実施状況、進行管理の指標における取組成果指標の実績、地域の取組の実施状況等を取りまとめ、環境審議会に報告するとともに公表します。（図の＜単年度ごとの小さなPDCAサイクル＞）。

進行管理を実施する中で、次のとおり PDCA サイクルを基本とした仕組みで取組の実効性を評価し、新たな取組や既存の取組の見直しを図る観点から、本計画については策定後5年で見直すこととし、また、必要に応じて各種制度や条例の見直しについても検討していきます。

（１）計画（Plan）

目標や基本的な施策の方向性等及び具体的な取組を定めた計画を策定・改定する。

（２）実施（Do）

計画に定める各取組について、適切に予算措置をした上で実施する。

（３）点検・評価（Check） ＜単年度ごとの小さなPDCAサイクル＞

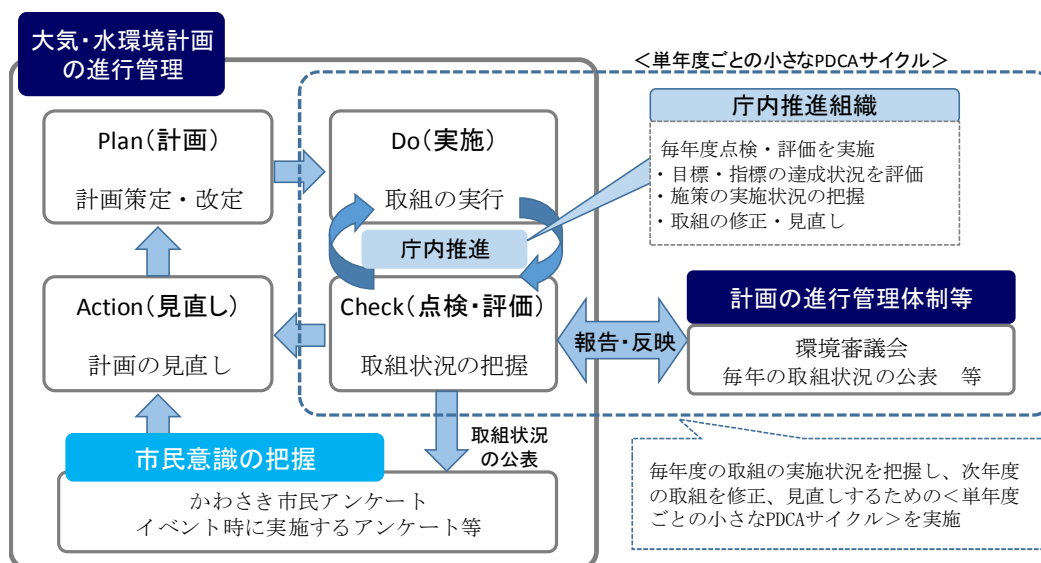
- a 指標を活用して取組状況を適切に把握・点検し、取組の修正・見直しを行う。
- b 把握した取組状況を環境審議会に報告した上で公表し、取組の見直しを反映する。

（４）市民意識の把握

かわさき市民アンケート等を活用して施策の実施状況に係る市民意識を把握する。

（５）見直し（Action）

点検・評価の結果を踏まえて取組を見直し、計画の見直しに反映する。



付 属 資 料

資料 1 環境基準等一覧

資料 2 「光化学オキシダント環境改善評価指標値」の算出方法について

資料 3 「水辺の親しみやすさ評価指標」について

資料 4 取組一覧

資料 5 用語集

資料1. 環境基準等一覧(大気質、水質、土壌汚染、騒音、振動に関する基準)

【大 気】

＜市環境目標値及び市対策目標値並びに環境基準＞

		川崎市		国	
		環境目標値	対策目標値	環境基準	評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下	0.04ppm以下	0.04ppm以下	短期的評価：1時間値の1日平均値と1時間値が共に基準値以下
	1時間値	0.10ppm以下	0.10ppm以下	0.1ppm以下	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値	0.075mg/m ³ 以下	0.10 mg/m ³ 以下	0.10 mg/m ³ 以下	長期的評価：1日平均値の年間2%除外値が基準値以下、かつ、基準値を超える1日平均値が2日以上連続しない。
	1時間値	—	0.20 mg/m ³ 以下	0.20 mg/m ³ 以下	
	年平均値	0.0125 mg/m ³ 以下	—	—	
微小粒子状物質	1日平均値	—	—	35μg/m ³ 以下	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。1日平均値については、長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価する。
	1年平均値	—	—	15μg/m ³ 以下	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.02ppm以下	0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	日平均値の年間98%値がゾーン内又はそれ以下
光化学オキシダント	1時間値	—	—	0.06ppm以下	1時間値が0.06ppm以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値	—	—	10ppm以下	短期的評価：1時間値の1日平均値と1時間値の8時間平均値が共に基準値以下 長期的評価：1日平均値の年間2%除外値が基準値以下、かつ、基準値を超える1日平均値が2日以上連続しない。
	1時間値の8時間平均値	—	—	20ppm以下	

備考：年間2%除外値：年間の1日平均値の高い方から2%除外した1日平均値
 年間98%値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する1日平均値
 微小粒子状物質については、2009年9月に国が策定した環境基準を設定

＜有害大気汚染物質の環境基準＞

物質	環境基準	物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ (3 μg/m ³) 以下であること	テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ (200 μg/m ³) 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ (130 μg/m ³) 以下であること	ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ (150 μg/m ³) 以下であること

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（中央公害対策審議会答申）

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

【水 質】

ア 健康項目（環境基準）

項 目	河川	海或	項 目	河川	海或
	基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)		基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003 以下	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエチレン	1 以下	1 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエチレン	0.006 以下	0.006 以下
鉛	0.01 以下	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
砒素	0.01 以下	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	シマジン	0.003 以下	0.003 以下
PCB	検出されないこと	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下	セレン	0.01 以下	0.01 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0 以下	1.0 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	ふっ素	0.8 以下	—
1,1,2-トリクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下	ほう素	1 以下	—
			1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.05 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値。

イ 生活環境項目

① 河川（湖沼を除く）（環境基準）

項目 類 型	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
B類型	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25 mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C類型	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50 mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D類型	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100 mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E類型	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考 1 基準値は日間平均値。BODについては、年間の日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足しているもの。

2 B類型：多摩川中・下流（拝島橋より下流）、多摩川支流（二ヶ領本川、平瀬川） C類型：多摩川支流（三沢川）

D類型：鶴見川上流（鳥川合流点より上流） E類型：鶴見川下流（鳥山川合流点より下流）

3 雨水幹線及び二ヶ領用水円筒分水下流の水或は、環境基準の類型が指定されていないため、雨水幹線は合流先の多摩川中・下流（拝島橋より下流）、二ヶ領用水円筒分水下流は上流の多摩川支流（二ヶ領本川）の類型を当てはめて評価。

（水生生物保全水質環境基準）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物B	コイ、フナ等比較的高水温を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 生物B：多摩川中・下流（拝島橋より下流）、多摩川支流（二ヶ領本川、平瀬川、三沢川）、鶴見川

② 海域 (環境基準)

項目 類型	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	n-ヘキサ抽出物質 (油分等)
B類型	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	検出されないこと
C類型	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—

備考 1 基準値は日間平均値とする。CODについては、年間の日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足しているもの。

2 B類型：運河等を除く川崎港 C類型：運河等

(窒素及び燐に係る環境基準)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値 (年間平均値)	
		全 窒 素	全 燐
IV	水産3種、工業用水、生物生態環境保全	1.0 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3 生物生態環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(水生生物保全水質環境基準)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

ウ 地下水質

項 目	環境基準 (mg/L)	項 目	環境基準 (mg/L)
カ ド ミ ウ ム	0.003 以下	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下
六 価 ク ロ ム	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒 素	0.01 以下	1, 3 - ジクロロプロパン	0.002 以下
総 水 銀	0.0005 以下	チ ウ ラ ム	0.006 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	シ マ ジ ン	0.003 以下
P C B	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル プ	0.02 以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 以下	ベ ン ゼ ン	0.01 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 以下	セ レ ン	0.01 以下
ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 以下	ふ っ 素	0.8 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.1 以下	ほ う 素	1 以下
1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 以下	1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 以下

【土壌汚染（環境基準）】

項 目	環境上の条件
カドミウム※	検液 1L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロイタリ	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロイチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロイチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロイタリ	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロイタリ	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロイチレン※	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロイチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4 ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。

備考 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8 mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4 mg 及び 3mg とする。

※ 2021 年 3 月までカドミウムの基準値は検液 1L につき 0.01mg 以下、トリクロロエチレンの基準値は検液 1L につき 0.03mg 以下である。

ダイオキシン類(環境基準)

媒体	基準値
大 気	年間平均値が ^a 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	年間平均値が ^a 1 pg-TEQ/L 以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
水 底 の 底 質	150 pg-TEQ/g 以下

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-*p*-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が^a250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

【騒音】

① 道路に面する地域以外の地域(一般地域) (環境基準)

(単位：デシベル)

地域類型	該 当 地 域	基準値 (L _{Aeq, T})	
		昼 間 (午前6時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A	第一種・第二種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域	55以下	45以下
B	第一種・第二種住居地域 準住居地域、その他の地域	55以下	45以下
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	60以下	50以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

② 道路に面する地域 (環境基準)

(単位：デシベル)

地 域 の 区 分	基準値 (L _{Aeq, T})	
	昼 間 (午前6時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車か安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(単位：デシベル)

基 準 値 (L _{Aeq, T})	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
70以下	65以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

備考 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）
- ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1 項第1 号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m

③ 自動車騒音に係る要解限度 (要解限度)

(単位：デシベル)

区域の区分	基準値 (L _{Aeq, T})	
	昼 間	夜 間
	午前6時～午後10時	午後10時～翌日の午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

備考 a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、その他の地域

c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から20mの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず特例として次のとおりとする。

(単位：デシベル)

基準値 (L _{Aeq, T})	
昼 間	夜 間
75	70

④ 鉄道：新幹線沿線（環境基準）

（単位：デシベル）

地 域 の 区 分	基 準 値
・主として住居の用に供される地域	70以下
・商工業の用に供される地域 ・通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

⑤ 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針（指針）

新線	等価騒音レベル（ $L_{Aeq,T}$ ）として、昼間（7～22 時）については60デシベル(A)以下、夜間（22 時～翌日7時）については55デシベル(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

【振 動】

① 道路交通振動に係る要請限度（要請限度）

（単位：デシベル）

区域の区分		時間の区分	
該当地域		8時から19時	19時から翌日の8時
		昼間	夜間
第1種区域	第一種低層住居専用地域	65	60
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域、第二種住居地域		
	準住居地域、無指定		
第2種区域	近隣商業地域	70	65
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

② 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（指針）

新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策を講ずること。（ここでいう補正加速度レベルは、振動加速度レベルと同一のものである。）

資料2. 「光化学オキシダント環境改善評価指標値」の算出方法について

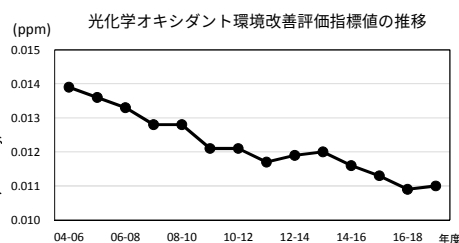
本計画では、市独自の新たな指標として、光化学オキシダント対策の効果が把握できる光化学オキシダント日中生成量（3年移動平均値）を設定します。

【新たな市独自の評価指標】

光化学オキシダント環境改善評価指標値

光化学オキシダント日中生成量（3年移動平均値）

光化学スモッグが発令される4月から10月までの日中の光化学オキシダントの生成量に着目した指標です。



<光化学オキシダント日中生成量（3年移動平均）の算出方法>

①使用する常時監視データ

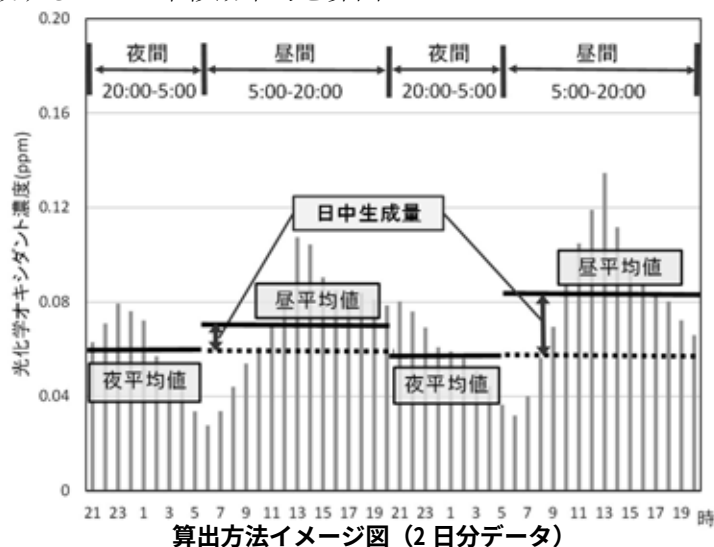
4月1日から10月31日までの光化学オキシダントの1時間値

②日中（昼間）と夜間の考え方

- ・ 「環境大気常時監視マニュアル 第6版（環境省）」で光化学オキシダントについて、昼間と定義している5時から20時までを昼間とする。
- ・ 昼間ではない期間として、前日の20時から当日の5時までを夜間*とする。
 - * 昼間に生成した量を算出するためには、前日の夜間からの影響を考慮する必要があるため、夜間を前日の20時からとしている。

③算出方法

- ・ 6時から20時までの1時間値から15時間平均値を算出（昼平均値）
 - ・ 前日21時から当日5時までの1時間値から9時間平均値を算出（夜平均値）
- 【光化学オキシダント日中生成量】 = 【昼平均値】 - 【夜平均値】
- ・ 上記計算式で算出し、4月から10月までの平均値を算出
 - ・ 一般環境大気測定局9局の平均値を算出
 - ・ 気象要因の影響を軽減するため3年移動平均を算出



資料3. 「水辺の親しみやすさ評価指標」について

水辺の親しみやすさについて、市民が自ら調査を行い、川のふれあいやすさや、快適に利用できるかを段階的に評価する指標を作成しました。

●評価項目

項目		調査のポイント
整備・安全	歩道の整備	川にそった歩道や道路があるか
	岸辺、水ぎわへのアプローチ	道路から階段などで岸辺に近づけるか、水ぎわ（川の水のすぐそば）に近づけるか
	増水時の避難	急な雨で川の水が増えたときに逃げられるか
	川底の状況	川の底に踏んで危ないものがないか
	水の流れ	水の深さ、流れの速さ
快適	水の臭い	川沿いや川の水のにおい
	水の透明さ	川の底（石や砂、水草など）が見えるか
	ごみの多さ	大きなごみや、手のひらより大きいごみがあるか
	川の風景	川のまわりの風景に木や草などの緑があるか

●評価方法

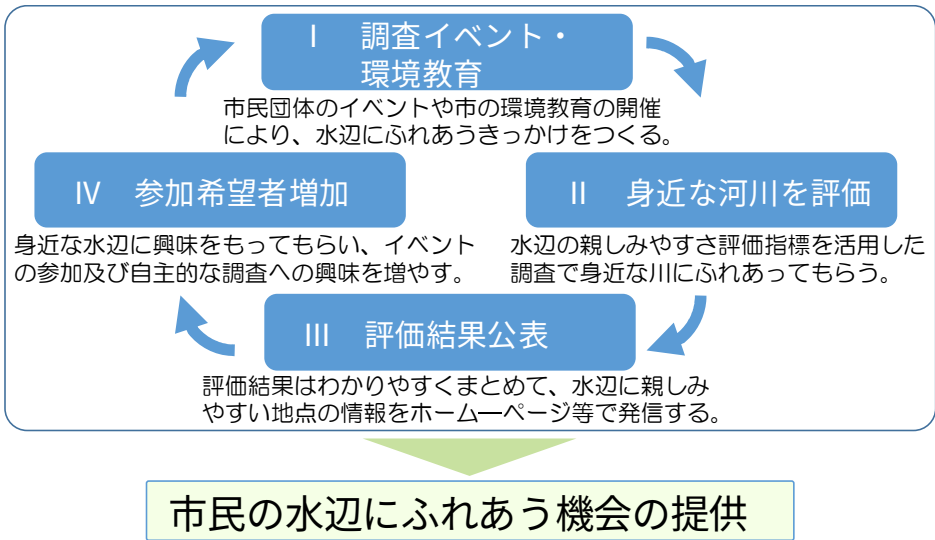
- ①「整備・安全」の項目から川の利用区分を分類
- ②川の利用区分ごとに「快適」のランクを評価

●総合評価

		快適のランク		
		★ 利用できる	★★ 気持ちよく利用できる	★★★ とても気持ちよく利用できる
川の利用区分	I 「川沿い」が利用できる（散歩など）	川沿いが利用できる	川沿いが気持ちよく利用できる	
	II 「岸辺」が利用できる（休憩、川をのぞく）	岸辺が利用できる	岸辺が気持ちよく利用できる	岸辺がとても気持ちよく利用できる
	III 「水際」が利用できる（水にさわる、水遊び）	水際が利用できる	水際が気持ちよく利用できる	水際がとても気持ちよく利用できる

「市民の水辺にふれあう機会の提供」について

市民団体のイベントや市の環境教育で、水辺の親しみやすさ評価指標を活用して、市民が行った評価結果を公表し、イベントの参加希望者を増やしていくことで、「市民の水辺にふれあう機会の提供」を行います。



資料4 取組一覧

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
I-1 大気や水などの環境保全										
① 大気環境に係る事業所等の監視・指導										
	1 大気環境に係る法や条例等に基づく立入調査	法律や条例等に基づき、ばい煙、VOC、ダイオキシン類、悪臭等について、工場・事業場の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●大気汚染防止法及び市条例等に基づく届出等の確認に伴う立入調査 ●ばい煙、VOC及びダイオキシン類等の測定等に伴う立入調査	○				○	○	○
	2 大気環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導	法律や条例等に基づき、大気、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●大気汚染防止法及び市条例等に基づく施設の設置、変更の届出等の審査・指導 ●ダイオキシン類特別措置法に基づく届出等の審査・指導等	○				○	○	○
	3 発生源自動監視システムによる常時監視	窒素酸化物等の排出量が多い対象工場の測定データを、テレメータで常時監視します。	●総量規制基準等の遵守状況等の把握を目的とした、発生源自動監視システムによる常時監視	○				○	○	
	4 法や条例等に基づく排出量の把握	法律や条例の遵守状況等を把握するため、工場・事業場の大気汚染物質排出状況を調査します。	●工場・事業場に対する大気汚染物質排出量の削減指導に向けた排出量調査の実施 ●窒素酸化物排出量等の把握	○				○	○	○
	5 石綿(アスベスト)飛散防止対策に係る立入調査	石綿飛散防止のため、石綿除去工事等の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●大気汚染防止法及び市条例に基づく建築物解体工事等における石綿飛散防止対策に係る立入調査	○				○	○	○
	6 石綿(アスベスト)飛散防止対策に係る届出等の審査・指導	石綿飛散防止のため、法律や条例に基づき、建築物解体工事等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●大気汚染防止法及び市条例に基づく建築物解体工事等における石綿飛散防止対策に係る届出等の審査・指導	○				○	○	○
	7 騒音、振動に係る届出等の審査	解体工事等に伴う騒音、振動防止のため、法律や条例に基づき、事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●騒音規制法、振動規制法及び市条例に基づく届出等の審査・指導	○				○	○	○
	8 騒音、振動防止対策に係る立入調査	解体工事等に係る騒音、振動の防止対策を推進し、市民の生活環境の保全を図るため、解体工事現場等へ立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●騒音規制法、振動規制法及び市条例に基づく届出等の現地確認に伴う立入調査	○				○	○	○
	9 大気汚染注意報発令時の対応	市民の健康被害を防止するため、注意報等発令時(光化学スモッグ注意報、PM2.5高濃度予報)の広報活動を実施します。	●光化学スモッグ注意報発令に伴う周知・広報の実施 ●PM2.5高濃度予報に伴う周知・広報の実施	○				○	○	○
	10 ディーゼル車運行規制の検査	自動車からの粒子状物質削減のため、県条例に基づき、路上検査、ビデオ調査等によるディーゼル車の運行規制の検査及び不適合車の指導を実施します。	●県条例に基づくディーゼル車運行規制の検査の実施	○				○		脱炭素化
	11 公害防止組織の整備に係る手続きの運用	特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届を受け付けるとともに、選任・届出等の指導を行います。	●特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届の受付 ●公害防止管理者等の選任・届出等の指導	○	○	○				
	12 環境情報システムの運用	公害対策に関する関係法令に基づき収集した各種の情報を環境情報システムにより効率的に管理し、地域環境対策業務に活用します。	●環境情報システムの運用 ●環境情報システムの保守及びOSアップデート等によるシステム更新	○	○	○				
② 水環境に係る事業所等の監視・指導										
	1 水環境に係る法や条例等に基づく立入調査 ＜水質＞	法律や条例等に基づき、施設の届出確認、排水基準の遵守状況の監視、水質事故対応について工場・事業場の立入調査を行います。	●水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づく、施設の届出確認 ●水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づく、排水基準の遵守状況の確認 ●水質事故対応としての立入調査	○				○	○	○

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
	2 水環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導<水質>	法律や条例等に基づき、水質、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づく施設の設置、変更の届出等の審査・指導 ●水質汚濁防止法に基づく、総量規制基準の監視として汚濁負荷量測定結果報告書による汚濁負荷量の把握	○			○	○	○	
	3 地盤沈下の防止に係る地下水揚水の届出等の審査・指導<水量>	地盤沈下の未然防止のため、法や条例に基づき、地下水揚水に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●工業用水法及び市条例に基づく地下水揚水施設の届出、変更の届出等の審査・指導	○			○	○		
	4 地下水揚水量の把握<水量>	法や条例に基づき、地盤沈下の未然防止のため、事業者の地下水揚水量を把握します。	●地下水の過剰な揚水を防止し、地下水量を維持するため、事業者の地下水揚水量を把握	○			○	○	○	
	5 事業所地下水調査<水質>	地下水汚染が確認されている工場・事業場の地下水調査を実施し、地下水汚染状況の把握及び監視を行います。	●市条例に基づき、地下水汚染が確認されている工場・事業場の地下水汚染状況の把握	○			○	○	○	
	6 土壌汚染に係る届出等の審査・指導	法律や条例に基づき、土壌汚染に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●土壌汚染対策法及び市条例に基づく、土壌汚染に係る届出の審査・指導	○	○		○	○	○	
	7 汚染土壌処理業の許可申請等の審査・指導	法律に基づく汚染土壌処理業者からの申請等について適正な事業計画となるよう審査・指導を行います。	●土壌汚染対策法に基づく、汚染土壌処理業者からの許可申請等に係る審査・指導	○			○			
	8 公害防止組織の整備に係る手続きの運用【再掲】	特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届を受け付けるとともに、選任・届出等の指導を行います。	●特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届の受付 ●公害防止管理者等の選任・届出等の指導	○	○	○				
	9 環境情報システムの運用【再掲】	公害対策に関する関係法令に基づき収集した各種の情報を環境情報システムにより効率的に管理し、地域環境対策業務に活用します。	●環境情報システムの運用 ●環境情報システムの保守及びOSアップデート等によるシステム更新	○	○	○				
③ 大気環境に係るモニタリングの実施										
	1 大気環境の監視	法律に基づき、一般環境大気測定局(9局)、道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局(9局)で大気汚染物質を常時監視し、環境基準等の達成状況を確認します。 また、有害大気汚染物質及びダイオキシン類についても、常時監視調査を実施し、環境基準等の達成状況を確認します。	●測定局におけるNO2、SO2、SPM、PM2.5、CO等の常時監視 ●健康影響を未然に防止することを目的とした有害大気汚染物質(ベンゼン等)の常時監視 ●ダイオキシン類による汚染状況の把握を目的とした常時監視	○		○		○	○	○
	2 光化学オキシダントに係る監視	光化学オキシダントの原因物質の削減効果を把握するため、NOxと非メタン炭化水素(VOCの一種)について、常時監視を行うとともに、光化学オキシダントが高濃度となる4月から10月までのデータ解析を行います。また、国の新指標についても把握します。	●光化学オキシダントの原因物質であるNOx、NMHCの常時監視及びデータ解析 ●光化学オキシダントの高濃度域に着目した国の新指標による長期的な傾向の把握	○				○	○	○
	3 酸性雨の環境調査	酸性雨の状況を把握するため、pH等の測定を実施します。	●降水中のpH等の測定実施	○				○		
	4 フロン等の環境濃度調査	フロン等の環境濃度を把握するため、特定フロン及び代替フロン等の測定を実施します。	●特定フロン及び代替フロン等の測定実施	○				○	○	○
	5 土壌浄化モデル施設の性能把握	沿道の大気環境の改善を図るために設置した土壌による大気浄化システムについて、施設の性能や二酸化窒素等の除去率を把握し、施設を効率的に稼働します。	●大気中の二酸化窒素等の除去率把握のための測定実施	○				○		
	6 石綿(アスベスト)の環境濃度調査	大気中の石綿濃度を把握するため、測定を実施します。	●石綿濃度の測定実施	○				○	○	○
	7 交通騒音、振動の監視	法律や条例に基づき、自動車騒音、振動の実態調査を行い、環境基準の達成状況を確認します。また、中原区・麻生区付近の航空機騒音の実態把握のため、騒音レベルを継続的に監視します。	●自動車騒音、振動の測定実施 ●航空機騒音の実態把握	○				○	○	○

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
	8 一般環境騒音の監視	法律に基づき、一般環境の騒音測定を実施し、環境基準の達成状況を確認し	●一般環境における騒音測定の実施	○				○	○	○
④ 水環境に係るモニタリングの実施										
	1 河川、海域の水質調査 ＜水質・水量＞	法律等に基づき、河川、海域の水質環境基準項目等について、測定を行います。	●水質汚濁防止法に基づき神奈川県が定めた公共用水域の水質測定計画に基づく、河川、海域の水質の常時監視 ●市計画に基づく河川、海域の水質調査 ●河川の流量調査 ●ダイオキシン類に係る河川、海域の水質及び海域の底質の常時監視	○				○	○	○
	2 川崎港底質調査 ＜水質＞	東京湾の水質汚濁の要因となる底質の汚染状況について、東京湾岸の自治体が連携して測定を行います。	●東京湾の水質汚濁の要因調査に向けて川崎港の底質の調査の実施	○				○		
	3 地下水質の監視 ＜水質＞	法律等に基づき地下水質調査を実施し、地下水の水質の状況を把握します。	●水質汚濁防止法に基づき神奈川県が定めた地下水の水質測定計画に基づく、地下水の水質の常時監視 ●市計画に基づく、地下水の水質調査 ●ダイオキシン類に係る地下水の水質及び土壌の常時監視	○				○	○	○
	4 精密水準測量による地盤沈下量の監視 ＜水量＞	精密水準測量により、水準点の標高を年1回測定し、地盤沈下の状況を監視します。	●精密水準測量による水準点の地盤沈下量の把握	○				○	○	○
	5 地盤沈下観測所における地下水位及び地層変動量の監視 ＜水量＞	地下水の過剰な揚水による地盤沈下の未然防止を図るため、観測用井戸の水位、地層変動量を常時監視します。	●市内9箇所の地下水位観測用井戸における地下水位の常時監視 ●川崎区の5箇所の地盤沈下観測所における地層変動量の常時監視	○				○	○	○
	6 地下水塩水化調査 ＜水量＞	過剰な揚水による地下水の塩水化の状況を把握するため、塩水化調査を実施します。	●川崎区、幸区の地下水位観測用井戸における地下水の塩水化調査の実施	○				○		
⑤ 苦情相談への対応										
	1 騒音、振動に係る苦情相談対応	騒音、振動に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や条例に基づき、適切に対応を行います。	●騒音規制法、振動規制法及び市条例等に基づいた苦情相談対応 ●騒音、振動の苦情相談に係る現地調査	○				○	○	○
	2 悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応	悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や条例に基づき、適切に対応を行います。	●悪臭防止法、大気汚染防止法及び市条例等に基づいた苦情相談対応 ●悪臭、ばい煙、粉じん等の苦情相談に係る現地調査	○		○		○	○	○
	3 水質等に係る苦情相談対応	水質等に係る公害苦情相談に対して関係機関と連携して現地調査を行った上で、法律や条例に基づき、適切に対応を行います。	●市民からの水質事故の通報に対して、関係機関と連携して現地調査 ●水質汚濁防止法及び市条例に基づく、水質事故の報告、再発防止指導	○						
⑥ 緊急時等の対応										
	1 事故時の対応	大気汚染物質の漏洩や水質事故などに的確に対応します。	●大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市条例等の事故時の措置に基づく対応 ●水質事故の通報に対して、関係機関と連携して現地調査 ●水質汚濁防止法及び市条例に基づく、水質事故の報告、再発防止指導	○	○			○	○	○
	2 災害時の対応	災害時協定等に基づき災害時の環境調査等に迅速に対応します。	●災害時協定に基づいた協働連携の推進	○	○	○		○	○	○
	3 放射線安全推進	東日本大震災に伴う事故由来放射性物質による環境の影響を把握する等、市民の安全・安心な生活環境を確保します。	●放射性物質による環境影響の把握		○			○	○	○
	4 環境放射能調査	川崎市地域防災計画に基づき、市内の原子炉施設周辺の放射線量を調査します。	●原子炉施設周辺の環境放射能調査の実施	○	○			○		○

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
	⑦ 大気や水などの環境保全に係る連携施策 ※具体的取組は総合計画における事務事業の名称									
	1【アスベスト対策】 ・建築・宅地に関する指導・ 審査事業	安全で良質な宅地や建築物を形 成、維持・保全するため、法に基づ く許認可・審査業務や監察業務等 を円滑かつ的確に行います。	●アスベスト含有調査費用の 補助 ●アスベスト除去等費用の補 助	○						
	2【下水道整備】 ・高度処理事業 ＜水質＞	これまでの下水処理に加え、赤潮 などの原因となる窒素やりんも大幅 に除去できるよう、水処理センター の高度処理化を推進します。	●水処理センターの高度処理 化の推進		○					
	3・合流式下水道の改善事業 ＜水質＞	合流式下水道による公共用水域の 水質汚濁を防止するため、遮集幹 線の能力増強に向けた整備などを 推進します。	●合流式下水道の改善目標 達成に向けた取組の推進		○					
	4・下水道の管きょ・施設の老 朽化対策及び未普及解消事 業 ＜水質＞	ストックマネジメント計画に基づく下 水道の管きょや施設・設備の老朽 化対策を進めます。また、未普及地 域の解消にむけた取組を推進しま す。	●ストックマネジメント計画に 基づいた老朽化対策の推進 ●未普及地域の解消に向け た取組の推進		○					
	5・下水道水質管理・事業場 指導業務 ＜水質＞	水処理センターの水質管理により 良好な放流水質を確保するととも に、下水道の機能を保全するため に、事業場指導を継続して実施し ます。	●下水処理工程の水質分析 による適正な水質管理 ●有害物質等を取り扱う事業 場への立入調査の実施		○					
	6【浄化槽管理】 ・し尿・浄化槽収集事業	市民の生活環境の保全のため、し 尿収集・浄化槽清掃作業を実施す るとともに、浄化槽管理者への維持 管理指導及び災害用トイレの備蓄 を実施します。	●し尿収集・浄化槽清掃作業 の実施 ●浄化槽管理者への維持管 理指導 ●災害用トイレの備蓄		○					
	7【健康影響調査】 ・健康調査事業	地域人口集団の健康状態と大気汚 染との関連を定期的・継続的に観 察し、必要に応じて所要の措置を 講ずるために委託調査等を実施し ます。	●環境保健サーベイランス調 査の実施 ●光化学スモッグ健康被害対 応の実施 ●公害防止調査研究の実施	○						
	8【健康被害予防、補償給付】 ・公害健康被害補償事業	公害健康被害被認定者に各種補 償金を給付します。また公害健康 被害被認定者に対して必要なバス 乗車券(証)を交付し、空気清浄機 の購入費補助を実施します。	●公害健康被害被認定者に各種 補償金給付の実施 ●公害健康被害被認定者に対し 通院に係るバス乗車券(証)交付 の実施 ●公害健康被害被認定者への空 気清浄機購入費補助の実施	○						
	9・公害健康被害予防事業	気管支ぜん息を主とするアレルギー疾 患患者(児)、及びアレルギー素因保有 児童とその保護者等に対する健康回 復・増進、予防知識・自己管理の普及 等のため、運動プログラムを取り入れ た事業や、相談事業、講演会等を実施 することにより、療養上有効となる保健 指導や正しい予防知識の普及等の取 組を進めます。	●公害健康被害予防事業の実施	○						
	10【ぜん息患者医療費助成】 ・成人ぜん息患者医療費助 成事業	成人の気管支ぜん息に係る医療費 の一部を助成することにより、健康 の回復と福祉の増進を図ります。	●事業継続とともに、アレル ギー疾患対策の方向性の検 討	○						
	11・小児ぜん息患者医療費支 給事業	小児ぜん息患者に対し、保険医療 費の自己負担額(食事療養標準負 担額を除く)を助成します。	●令和3年度については継続実 施 ●令和4～7年度については総合 計画に基づき適正に実施	○						
	12【水質検査】 ・環境衛生事業	法や条例に基づく立入検査等を実施 することにより、専用水道、簡易専用水 道、小規模水道及び小規模受水槽水 道における、安全で衛生的な飲料水 を確保します。	●専用水道等の検査指導、水質検査 の実施 ●小規模受水槽水道の、検査指導等 の実施 ●飲用井戸等の水質検査の実施		○					
13【産業廃棄物の適正処理】 ・産業廃棄物指導・許可等 事業	産業廃棄物の排出・処理事業者に 対する許認可・指導等を通じて適正 な処理を進めるとともに、3Rを推進 します。	●「産業廃棄物処理指導計画」に基 づく施策の推進 ●排出事業者に対する3R及び適正 処理の指導の実施 ●廃棄物処理業等に係る許認可、適 正処理の促進 ●廃棄物処理施設設置等に係る許認 可、適正処理の促進 ●廃棄物不適正処理対策の実施 ●PCB廃棄物の処理の推進		○	○					

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係							連携する 環境分野	
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部		
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る											
Ⅱ-1 環境配慮意識の向上											
① 大気や水辺に親しむ取組の推進											
	1 水辺に親しむ機会の創出 ＜水辺地＞ 【リーディングプロジェクト】	より良い水環境をめざすため、市民が河川などの水辺に親しむ機会を創出することで、水環境への配慮意識の向上を図ります。	●水辺の親しみやすさ評価指標を活用した水環境の評価 ●調査結果を活用した情報発信	○			○		○	○	自然共生
	2 湧水地の保全に向けた普及啓発 ＜水量・水生生物・水辺地＞	市内の水源であり、貴重な生物の生息地でもある湧水地の保全に向けた普及啓発を図ります。	●本市が整備した湧水地の保全に係る現地案内板及びホームページによる普及啓発 ●湧水地における水質、生物調査イベントの実施	○			○	○	○	○	自然共生
	3 水辺の生き物調査(親水施設調査等)及び普及啓発 ＜水生生物・水辺地＞	市内河川や海域にある親水施設に生息する、水生生物の調査を定期的に行います。調査の結果は、身近な河川における水生生物や、海辺の生きものについての環境学習に利用できるように公開します。	●市内の水生生物のモニタリング調査の継続と、環境教育用冊子の改定等を実施	○			○	○	○	○	自然共生
	4 川崎港の生物調査及び普及啓発 ＜水生生物＞	川崎港における生物調査を行い、水質と生物生息状況を把握するとともに、市民の水環境への関心を高めるため、川崎港の生物の情報発信を行います。	●川崎港における水生生物調査の実施 ●リーフレット、ホームページを活用した情報発信	○			○	○			自然共生
	5 水環境に係る調査研究(河川の生物調査など) ＜水生生物＞	市内河川、河口干潟、人工海浜、その他、市内の池や湧水地などにおける水質測定や生物の生息状況の調査をおこない、希少種や外来種を含めた水生生物の生息状況を、水辺に親しみ、生物多様性を保全するため、広く情報提供しています。	●市内の生物モニタリング調査の継続と、市内水域や親水施設等での生物生息調査等の共同調査を実施	○	○			○	○	○	自然共生
	6 大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進	大気をより身近に感じてもらうため、視程調査等の新たな環境調査手法を展開していく取組を推進します。	●視程調査手法の検討・展開 ●施設等を活用した視程調査の推進 ●市民参加による視程調査の実施	○					○	○	○
② 環境教育・環境学習の推進											
	1 出前授業(大切な大気・水環境のはなし)の推進 【リーディングプロジェクト】	環境教育の機会を増やし、環境保全の取組などの現状を知ってもらうため、市内の小学生を対象に、大気や水環境を守る業務の概要、大気・水環境の大切さ、みんなにできること等について説明して質問を受ける出前授業を行います。授業後は家庭で学習内容を伝えてもらい、効果を親世代にもつなげます。	●市内の小学校での出前授業の実施 ●実施効果の把握及び授業内容の更新 ●実施校の拡充	○	○		○	○	○	○	
	2 出前講座等の充実	環境学習の機会を増やし、大気・水環境分野の情報提供を積極的に行うため、出前講座等を充実させます。	●出前講座等の実施	○	○		○	○	○	○	
	3 水辺に親しむイベント等の実施 ＜水質・水生生物・水辺地＞	市民の水環境への関心を高めるため、水環境に関して学んだ後、川や湧水地にふれあうとともに、水質や生物調査を行います。	●水環境体験教室の開催 ●効果的な実施内容の検討・実施	○			○		○	○	自然共生
	4 環境・リスクコミュニケーションの推進【再掲】	事業者や市民を対象としたセミナーを実施するなど化学物質による環境リスクに関する情報共有等に向けた取組を推進し、市民や事業者等の理解を促進します。	●セミナー等の実施 ●効果的な情報共有に向けた取組の実施			○	○	○	○	○	
	5 環境学習教材の充実(ツール提供など)	燃料電池自動車模型や顕微鏡などの環境学習用物品の貸出やホームページ用コンテンツの公開など、多様な主体や世代が環境学習を実践できるよう支援体制を整えます。また、水辺に親しむための環境学習ツールを提供します。	●環境学習用物品の貸出等支援の実施 ●水辺地市民調査マニュアルの発行	○	○	○	○	○	○	○	

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
③ 効果的な情報発信の推進	1 多様な世代に合わせた情報発信	大気・水環境分野の情報提供を有効に行うため、発信する内容や情報を伝える世代等を意識して、効果的にSNS等を活用します。また、研究所の取組等を発信するほか、公害の歴史や優れた環境の取組等を展示するアーカイブスペース等により情報を発信します。このほか、大気・水環境分野に係る普及啓発について、分かりやすさを意識しながら適切に行います。	●大気・水環境分野についてSNS等による情報発信 ●環境総合研究所Twitter、Facebookの管理・運営 ●アーカイブスペースの管理・運営 ●公害の歴史や環境の取組等に係る情報発信 ●市政だより等の紙媒体による情報発信 ●効果的な情報発信に向けた検討	○	○	○	○	○	○	
	2 地域ごとの取組や環境データの情報発信	地域の状況や取組を容易に把握できるように、地域ごとの取組や環境データの公表・提供を行います。	●地域ごとの取組や環境データの公表・提供	○	○	○	○	○	○	
	3 市民・事業者が利用しやすいデータの構築・提供	環境調査結果等のデータをCSV等の利用しやすい形で提供（オープンデータ化）します。	●市ホームページでの環境データの提供	○	○	○	○	○	○	
	4 生活排水対策等の推進 ＜水質＞	生活排水による水質汚濁を防止するため、市民、事業者に普及啓発を図ります。	●リーフレットを活用した市民、事業者への普及啓発		○		○	○	○	
	5 平常時の河川流量維持に向けた普及啓発 ＜水量＞	平常時の河川流量を維持するため、市民、事業者へ雨水浸透ます設置の普及啓発を図ります。	●ホームページを活用した市民、事業者への普及啓発		○		○		○	
	④ 環境配慮意識の向上に係る連携施策 ※具体的取組は総合計画における事務事業の名称									
	1【自転車活用推進】 ・自転車活用推進事業	川崎市自転車活用推進計画に基づき、安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりを推進します。	●安全で快適な自転車通行環境整備の推進 ●駐輪場の適正配置及び利用促進 ●自転車の利用による環境負荷の低減等に関する取組の推進	○						
	2【生物多様性推進】 ・生物多様性推進事業 ＜水生生物＞	地域に息づく生き物の生息環境の保全、普及啓発などの取組を進めます。	●新たな戦略に基づく生物多様性の保全の推進		○	○	○			
	3【生活排水対策等の推進】 ・下水道普及促進業務 ＜水質＞	公共下水道への接続に向けた指導を行い、水洗化率の向上を図ります。	●ウェブサイト、パンフレット等による広報 ●助成・融資あっせん制度の活用		○					
	4【環境に配慮した河川の保全】 ・河川・水路維持補修事業 ＜水辺地＞	河川・水路の適切な維持補修を行うことにより、水害の防止と環境の保全に取り組み、市民の安全を守ります。	●河川・水路の維持補修		○					
	5・河川改修事業	平瀬川支川において、多自然川づくりを進め、都市環境の向上と良好な水辺空間の形成を図ります。	●平瀬川支川河川改修事業の推進		○					
6・河川環境整備事業 ＜水辺地＞	河川・水路について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。	●渋谷環境整備事業の推進		○						
7【環境教育・環境学習の推進】 ・環境教育推進事業	環境配慮の考え方が定着することにより、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むことができるよう、教育プログラム、人材育成、情報発信を充実します。	●環境教育・学習に関する機会の提供	○	○	○	○				
8・多摩川市民協働推進事業	市民との協働や流域自治体との連携により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して多摩川の魅力を発信します。	●市内3校の水辺の楽校活動支援、川の安全教室及び丸子の渡しイベント等の実施		○		○				
9・多摩川プラン推進事業	多摩川の環境資源を活かして、憩いの場、遊びの場となる施設の充実を進め、多摩川の魅力向上を図ります。	●運動施設等の整備 ●多摩川の魅力を活かす取組の水深		○		○				
10・港湾振興事業 ＜水辺地＞	港の果たす役割を市民に理解してもらうため、関係団体と連携し、川崎みなと祭りなど各種イベントを実施し、川崎港の振興を図ります。	●川崎みなと祭り、ビーチバレーボール川崎市長杯等の開催 ●港湾緑地をはじめとする川崎港の魅力向上に向けた取組方針の策定		○		○				
11・「エコシティかつ」推進事業 ＜水生生物＞	学校ビオトープ等を活用した環境学習、水・緑・生き物の調査や間伐体験等を通し身近な森の再生過程を学習する機会の提供を図ります。	●区内市立小学校等への環境学習支援の実施		○		○				

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携										
① 市民協働・連携の取組										
	1 ワークショップ等による市民参加の促進 【リーディングプロジェクト】	様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じ、大気や水などの環境への関心を高めるとともに、市民参加の促進を図ります。	●様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携したワークショップ等の実施	○	○	○	○	○	○	
	2 市民参加型環境調査 ＜水辺地＞	大気や水などの環境について関心を持ってもらうため、市民参加型の環境調査を実施し、市民協働・連携の推進を図ります。	●市民参加による視程調査の実施 ●市民参加による水辺の親しみやすさ指標を活用した調査の実施	○	○		○	○	○	自然共生
② 広域連携等の推進										
	1 他自治体連携による取組	広域的な大気や水などの環境課題を解決するために、九都県市首脳会議等の近隣自治体との連携を強化し、各種調査や普及啓発等の取組を実施します。 (神奈川県公害防止推進協議会、九都県市首脳会議大気保全専門部会、六大都市自動車技術評価委員会、関東地方大気環境対策推進連絡会等)	●他自治体と連携した取組の推進 ・自動車環境対策の推進に向けた取組 ・光化学オキシダント及びPM2.5対策の推進に向けた取組	○			○	○	○	脱炭素化
	2 鶴見川流域協議会の取組 ＜水量＞	鶴見川流域における水循環に係る課題の解決を目指して、流域の自治体等で構成された協議会で連携して対応します。	●施策ごとに目標期間を設定したアクションプランを策定し、市民、行政が連携・協働を図りながら取組を推進		○		○		○	
	3 交通の事業者等連携	自動車に係る環境問題の解決に向け、事業者、市民、関係団体及び関係行政機関が相互の連携のもと、地域環境対策及び地球温暖化対策を総合的に推進します。	●かわさき自動車環境対策推進協議会の取組等の検討、具体的取組メニューの策定、取組の促進 ●産業道路クリーンライン化事業等による交通環境対策の取組推進 ●交通量削減に向けた再配達抑制等の取組の検討	○				○	○	脱炭素化
	4 環境の保全に関する協定の適正な運用(災害時協定含む)	災害時協定を含めた、事業者との協定を適正に運用します。	●適正な協定の運用	○	○	○	○	○	○	
	5 国・地方研究機関等との共同研究による取組等	大気汚染物質、水質、水生生物等について、国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究を実施します。	●国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施	○	○	○		○	○	
	6 脱炭素等新たな課題に関する調査研究(水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など)【再掲】	ブルーカーボンや水環境中のマイクロプラスチックなど、新たな課題に関する調査研究を実施します。	●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進 ●共同研究事業に関する情報発信 ●国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施		○			○	○	脱炭素化 資源循環
	7 国、自治体等が連携した東京湾の環境調査 ＜水質・水生生物＞	東京湾再生への関心を高め、水質環境の把握、汚濁メカニズムの解明等を目的として、国、東京湾岸の自治体が連携し、企業、市民団体の参加を募り、東京湾岸域で一斉調査を実施します。	●東京湾環境一斉調査への参加 ●企業、市民団体との連携強化		○		○	○		

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
	③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進									
	1 国際的な環境保全活動への支援・連携	川崎の優れた環境技術による国際貢献の推進及び環境技術情報を収集・発信します。	●都市間連携事業等による国際的な環境保全活動への支援・連携 ●UNEP等との連携の実施	○	○		○			脱炭素化
	2 海外視察等の受入	海外視察等の受入れにより、国際機関、海外都市等とのネットワークを構築します。	●海外からの視察・研修の受入	○	○		○			
	④ 多様な主体との協働・連携に係る連携施策 ※具体的取組は総合計画における事務事業の名称									
	1 【市民協働による地域緑化】 ・市民150万本植樹運動 (市民100万本植樹運動) 事業	ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向け、市民・事業者との協働により、令和6年度までに150万本の植樹を目指します。 (令和元年12月に当初目標であった100万本の植樹を達成しました。)	●市民や事業者との協働による取組の推進		○		○			
	2 ・都市緑化推進事業 ＜水量＞	花や緑に囲まれたまちを目指し、地域緑化推進地区への花苗等の提供や緑のボランティアなどへの活動支援、緑化推進重点地区計画の見直し、重点地区内の道路等の再整備などを通じて都市緑化を推進します。	●地域緑化推進地区の指定と活動支援 ●緑の活動団体の活動支援 ●緑化推進重点地区計画の見直しに向けた取組 ●緑化推進重点地区内の整備		○		○			
	3 ・河川環境整備事業 ＜水量・水生生物・水辺地＞	ニヶ領用水総合基本計画に基づき、河川維持管理、特に樹木においては、地元ボランティア団体との協働により、清掃等を実施しています。	●地元ボランティア団体との協働による清掃活動等		○					
	4 【自治体連携】 ・多摩川プラン推進事業	多摩川の魅力向上のため、市民や流域自治体との協働・連携による取組を推進します。	●多摩川プラン推進会議の実施 ●多摩川流域懇談会等による流域連携の実施		○		○			
	5 ・多摩・三浦丘陵広域連携事業	多摩・三浦丘陵の緑と水の保全・再生・創出・活用について関係する自治体と連携して検討・推進するため、会議、ウォーキングイベント、シンポジウム等による企画運営を行います。	●関係13自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催		○		○			
	6 【国際貢献】 ・国際環境産業推進事業	市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングの場を提供するとともに、環境関連の多様な主体によるネットワーク組織であるグリーンイノベーションクラスターを通じて、海外展開を支援します。	●環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングに向けた場の提供 ●川崎国際環境技術展・企業等へのビジネスマッチングの推進 ●グリーンイノベーションクラスターのプロジェクト創出による企業の海外展開の支援	○	○	○				
7 ・グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業	グリーンイノベーションを効果的に実施するため、グリーンイノベーションクラスターとの連携、多様な主体と連携したプロジェクトの展開、情報の共有・発信、リーディングプロジェクト実施などの取組を推進します。	●「グリーンイノベーション推進方針」に基づく取組の推進に向け、「かわさきグリーンイノベーションクラスター」等と連携した研究会などの開催 ●展示会等を通じた情報発信の実施				○				
8 ・上下水道分野における国際展開推進事業	水関連企業の海外展開支援と世界の水環境改善のため、上下水道分野の国際展開を推進します。	●官民連携による国際展開の推進 ●技術協力による国際貢献の推進				○				

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野	
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部		
Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進											
① 交通環境配慮行動の促進											
1 次世代自動車の普及促進 【リーディングプロジェクト】	大気環境中の二酸化窒素濃度等の低減や脱炭素社会の実現に向けて、車両1台当たりの窒素酸化物やCO2の排出量が少ない次世代自動車の普及を促進します。	●EVカーシェアリングを活用した普及方策の検討及び取組の推進 ●充電設備及び水素ステーションなどのインフラ整備に向けた取組 ●民間事業者と連携したEVの普及拡大に向けた取組 ●HVのトラック・バスの導入支援 ●公用乗用車への電動車（xEV:EV,PHV,HV,FCV）の順次導入 ●廃棄物発電を活用したEVごみ収集車の運用 ●トラック・バス等のディーゼル車をZEVへ転換させるための基礎調査及び施策の実施	○					○	○	○	脱炭素化
2 エコ運搬制度の運用	貨物自動車等から排出される大気汚染物質及びCO2削減のため、条例に基づき、市内の荷主・荷受人が主体となって運送事業者等に対し環境に配慮した運搬の要請を行うエコ運搬制度を推進します。	●市条例に基づき、要請実施状況等に関する報告等の審査・指導等 ●市条例に基づく立入調査の実施 ●社会状況の変化に対応した制度の見直し	○					○	○	○	脱炭素化
3 エコドライブの普及促進	自動車から排出される大気汚染物質及びCO2の削減のため、かわさきエコドライブ宣言登録制度により、市民や事業者に対し、エコドライブの普及啓発を行います。また、講習会等によりエコドライブの普及促進を行います。	●かわさきエコドライブ宣言登録制度の運用 ●エコドライブ講習会の実施 ●リーフレット等による普及啓発の実施	○					○	○	○	脱炭素化
4 交通量・交通流対策の推進	自動車交通量の削減及び交通混雑の改善のため、関係機関と連携して、迂回経路への誘導や環境レーンの取組等についての啓発活動を実施します。	●迂回経路への誘導（環境ロードプライシング）の周知・広報 ●沿道環境に配慮した環境レーンの周知・広報	○					○			脱炭素化
② 事業者の自主的な取組の支援											
1 工場・事業場の自主的取組を促す取組の推進（環境行動事業所制度の運用）	環境保全に関する配慮を積極的に実施している事業所が、ある一定の基準を満たしている場合、事業所からの申請により「環境行動事業所」に認定します。	●環境行動事業所の認定 ●環境行動事業所の取組や成果についての広報手法の検討・実施	○	○	○			○	○	○	脱炭素化
2 環境配慮型の施設導入に向けた支援	中小企業者による公害発生の防止又は環境負荷低減等の取組を促進する支援を行います。	●中小企業者に対する融資制度、助成金等の情報提供 ●社会状況等を踏まえた公害防止資金融資制度の検証	○	○	○			○	○	○	
3 環境負荷低減行動計画書の適正な運用	一定規模以上の指定事業所による環境への負荷を低減するため、環境負荷低減行動計画の策定と実施を事業者へ指導します。	●環境負荷低減行動計画書の届出受付 ●事業者への環境負荷低減行動計画策定の指導	○	○	○			○	○	○	脱炭素化 資源循環
4 揮発性有機化合物（VOC）排出削減に向けた取組の推進（事業者の排出状況の把握及び削減取組の支援）	光化学オキシダント等の原因物質であるVOCについては、事業者の自主的な削減取組を促進するため、工場・事業場のVOC排出状況を把握し、VOC削減に向けた支援及び普及啓発を実施します。	●事業者に対する、VOC排出対策に関するアドバイスや作業環境測定等の支援 ●事業者への普及啓発の実施 ●VOC排出推計結果等を活用した削減物質の情報発信 ●庁内等におけるVOC削減の推進	○					○	○	○	
③ 事業者との情報共有の促進											
1 事業者交流の取組（事業者との連絡会など）	事業者との連絡会等、事業者と行政の交流を通じて、事業者の環境対策に係る自主的取組の推進支援等を実施します。	●事業者との新たな連絡会の設置及び連絡会を通じた交流の推進	○	○	○			○	○	○	

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野		
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部			
	2 事業者向け事前相談の充実	市内事業者の環境対策等の円滑化を図るため、事前相談の充実に取り組めます。	●相談窓口の周知・運用				○	○	○			
	④ 事業者の自主的な取組の促進に係る連携施策 ※具体的取組は総合計画における事務事業の名称											
	1【公共交通施策の推進】 ・地域交通支援事業	バス事業者と連携し、路線バスネットワークの充実とサービス向上に向けた取組を推進します。	●バス路線の充実に向けた取組の推進				○					
	2・鉄道計画関連事業	広域的な鉄道ネットワークの機能強化に向け、各鉄道計画に関する検討・調整や、鉄道の輸送力増強や輸送サービスの改善の促進等を行います。	●鉄道の輸送サービス改善促進等に向けた関係事業者との協議・調整 ●横浜市営地下鉄3号線の延伸等の広域的な鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進				○					
	3・市バスネットワーク推進事業	市バス輸送サービスの利便性を高めるため、利用実態や走行環境の変化、市のまちづくりに対応した運行を行い、市バスネットワークの維持・充実を図ります。	●輸送需要に対応した路線の見直しやダイヤ改正				○					
	4【次世代自動車等の導入】 ・市バス地域貢献事業	地域貢献に向けた取組を推進するとともに、市バスのイメージアップに取り組めます。	●低公害車両の導入等による環境対策の推進				○					
	5【道路整備】 ・道路計画調査事業	「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進めます。	●道路整備プログラムに基づく計画的な整備の推進				○					
	7【経済的支援】 ・内陸部操業環境保全対策事業	がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度を活用して、中小製造業者による操業環境の整備・改善に向けた取組を推進します。	●住工共生のまちづくり活動の支援 ●都市計画道路「宮内新横浜線」建設に伴う移転対象事業者の市内への立地誘導 ●操業環境の整備・改善の支援 ●積極的な産業立地の誘導				○					
	8 環境エネルギー推進事業	脱炭素社会の実現に向けて、市内中小規模事業者を対象にエコ化支援補助を実施します。	●市内中小規模事業者を対象としたエコ化支援補助の実施				○					
	9・中小企業融資制度事業	市信用保証協会や取扱金融機関との連携による間接融資制度の実施により、中小企業者等の資金調達の円滑化を図ります。	●中小企業者等への安定的な資金供給 ●中小企業者等の資金調達の支援 ●円滑な融資の促進に向けた市信用保証協会の経営基盤の安定化支援				○	○	○			

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
Ⅱ-4 環境影響の未然防止										
① 化学物質の適正管理の推進と理解の促進										
	1 環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進【リーディングプロジェクト】	環境リスク評価を活用し、事業者による自主的な管理の優先度が高い化学物質を示すことで、事業者による自主的な化学物質の適正管理を促進します。	●優先度が高い化学物質を示すこと等による事業者の適正管理の促進 ●物質見直しに向けた検討・調整		○			○	○	○
	2 環境濃度調査及び環境リスク評価の実施	化学物質による環境影響の未然防止を目的に、環境濃度調査を実施するとともに、調査結果を用いた環境リスクの評価を行います。	●環境濃度調査の実施 ●環境リスク評価の実施		○			○	○	○
	3 PRTR制度の推進	PRTR制度は、事業者が、自らの化学物質取扱量及び環境への排出量・移動量を把握するとともに、その排出量・移動量について市を経由して国へ届出を行います。国や市はその届出データを集計し公表します。	●PRTR制度運用		○			○	○	○
	4 市条例等による化学物質の適正管理の促進	事業者に対する化学物質の適正管理に関する調査を行うなど、市条例等により事業者による化学物質の適正管理を促進します。	●事業者への指導・助言等		○			○	○	○
	5 環境・リスクコミュニケーションの推進	事業者や市民を対象としたセミナーを実施するなど化学物質による環境リスクに関する情報共有等に向けた取組を推進し、市民や事業者等の理解を促進します。	●セミナー等の実施 ●効果的な情報共有に向けた取組の実施		○	○		○	○	○
	6 化学物質排出量の詳細な実態把握	PRTR制度対象事業所以外からの市内における化学物質排出量の実態把握に努めます。	●対象事業所以外の排出量の実態把握		○			○	○	○
② 環境影響の低減に向けた取組										
	1 環境性能に優れた施設(トップランナー等)導入促進	環境負荷低減に向けて、施設の新設及び更新の際には、環境性能が優れた施設を導入するよう、普及啓発を行います。	●環境性能が優れた燃焼施設(トップランナー)等の更なる導入促進に向けた普及啓発の実施	○	○			○	○	○
	2 揮発性有機化合物(VOC)排出削減に向けた取組の推進(事業者の排出状況の把握及び削減取組の支援)【再掲】	光化学オキシダント等の原因物質であるVOCについては、事業者の自主的な削減取組を促進するため、工場・事業場のVOC排出状況を把握し、VOC削減に向けた支援及び普及啓発を実施します。	●事業者に対する、VOC排出対策に関するアドバイスや作業環境測定等の支援 ●事業者への普及啓発の実施 ●VOC排出推計結果等を活用した削減物質の情報発信 ●庁内等におけるVOC削減の推進	○				○	○	○
	3 苦情発生の未然防止	苦情を未然に防ぐため、FAQの市ホームページへの掲載やリーフレット等による事業者向け普及啓発等を行います。	●FAQの市ホームページ掲載	○	○	○	○	○	○	○
	4 地下水揚水量の把握【再掲】 ＜水量＞	法や条例に基づき、地盤沈下の未然防止のため、事業者の地下水揚水量を把握します。	●地下水の過剰な揚水を防止し、地下水量を維持するため、事業者の地下水揚水量を把握		○			○	○	○
	5 平常時の河川流量維持に向けた普及啓発【再掲】 ＜水量＞	平常時の河川流量を維持するため、市民、事業者により雨水浸透ます設置の普及啓発を図ります。	●ホームページを活用した市民、事業者への普及啓発		○		○			○
	6 環境影響評価の推進	大規模な工事や開発事業などの実施に当たり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を縦覧の上、市民意見も踏まえて市長意見を述べるなどし、環境の保全について適正な配慮を促します。	●環境影響評価手続の的確な実施	○	○	○	○	○	○	脱炭素化 自然共生 資源循環
③ 環境影響の低減に向けた調査研究										
	1 大気環境に係る調査研究(光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など)	光化学オキシダントやPM2.5の原因物質の削減に向けた今後の取組等を検討するために、生成過程が未解明な光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究を推進します。	●光化学オキシダントの高濃度現象の調査研究を実施、施策提案に向けた検討 ●広域連携での解析や有識者と解析方針を検討しながら本市の光化学オキシダント低減に資する調査解析を実施 ●PM2.5の調査研究の実施、施策提案に向けた検討	○		○				

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
	2 化学物質に係る調査研究 (環境リスク評価など)	化学物質の環境実態を把握するため、既存分析法を本市の環境調査用に改良して環境調査を行うことや、環境リスク評価手法の検討を行うなど、化学物質に関する調査研究を行います。	○	○	○		○	○	○	
	3 脱炭素等新たな課題に関する調査研究(水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など)	ブルーカーボンや水環境中のマイクロプラスチックなど、新たな課題に関する調査研究を実施します。		○			○	○	○	脱炭素化 資源循環
	④ 環境影響の未然防止に係る連携施策 ※具体的取組は総合計画における事務事業の名称									
	1 【建築物環境配慮】 ・建築物環境配慮推進事業	環境に配慮した建築物の増加により環境の負荷低減を図ります。環境計画書の届出を受け、内容を確認して市のホームページに内容を公開します。また、説明会やホームページ等により、制度の普及・啓発活動を実施します。	○	○	○					
	2 【平常時河川流量の維持】 ・建築・宅地に関する指導・審査事業 <水量>	開発行為等の審査に際して、雨水浸透施設の設置の可否について適切に判断します。		○						
	3 ・道路舗装事業 <水量>	歩道での透水性舗装等の導入により、雨水の浸透を行います。		○						
	4 ・下水道の管きよ・施設の維持管理業務 <水量>	雨水浸透ますの設置については、公共下水道への接続協議時に、排水設備技術基準等に基づき適切に指導します。		○						
	5 ・雨水流出抑制施設指導業務 <水量>	大規模(1,000㎡以上)の建築行為及び開発行為では、雨水流出抑制施設技術指針に基づき雨水流出抑制施設の設置を指導しており、浸透施設の併用についても指導を行っています。		○						
	6 【緑地保全・緑化推進】 ・緑化協議による緑のまちづくりの推進事業 <水量>	「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」等に基づく緑化協議及び都市計画法や「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」等関係法令に基づく公園・緑地等に関する協議を行い、緑豊かなまちづくりの取り組みを推進します。		○						
	7 ・里山再生事業 <水量>	緑の基本計画において「緑と農の3大拠点」として位置付けられている黒川、岡上、早野地区の樹林地を保全・再生することで、良好な里山環境を次世代に継承していきます。		○						
	8 ・緑地保全事業 <水量>	特別緑地保全地区等の緑地保全施策を推進するとともに、公有地化した緑地の管理施設や斜面安定施設等の整備を実施します。		○						
	9 ・農環境保全・活用事業 <水量>	多面的な機能を持つ農地の保全を図るほか、市民が農業へ親しみ理解を深めるため、農業情報の発信等を行い、農地の活用を進めます。		○						

施策の方向性 基本施策	具体的取組	具体的取組の概要	目標との関係				地域			連携する 環境分野
			大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
	10・農業体験提供事業 ＜水量＞	市民が「農」にふれる場づくりを推進するため、川崎市市民農園を運営するとともに、農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行います。		○						
	11・「エコシティたかつ」推進事業 ＜水量＞	地球温暖化等に対する取組を、地域レベルにおいて多様な主体との連携により推進し、持続可能な社会（エコシティ）の形成をめざします。		○						
	12【農業の適性使用】 ・公園緑地維持管理事業	老朽化した施設の計画的な改修等を実施し、公園緑地の適切な維持管理を行います。			○					
	13・農業経営支援・研究事業	施設整備や農業機械等の導入などにより生産性を向上させ、経営の合理化に取り組む農業者を支援します。また、農業技術支援センターにおいて、農業経営向上に資する農業技術の研究・普及に取り組みます。			○					

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

資料5 用語集

アルファベット

AI (人工知能)

大まかには「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」のこと。様々な商品・サービスに組み込まれて利活用がはじまっている。身近なところでは、インターネットの検索エンジンやスマートフォンの音声応答アプリケーションや掃除ロボットなどが例として挙げられる。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、BODは、Biochemical Oxygen Demandの略号。

この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODは、Chemical Oxygen Demandの略号。

この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

ESG 投資

環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選別して行う投資のこと。

IoT(モノのインターネット)

Internet of Thingsの略で、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

NMHC

「非メタン炭化水素」を参照

PDCA サイクル

(1)方針・計画（Plan）、(2)実施（Do）、(3)点検（Check）、(4)是正・見直し（Act）というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというもの。

PRTR

Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

SDGs（持続可能な開発目標）

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

17のゴール・169のターゲットから構成されている。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであるとされている。

PM2.5

「微小粒子状物質」を参照

悪臭防止法

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

石綿（アスベスト）

天然に産する極めて細い繊維状の鉱物で、高い抗張力と柔軟性を持ち、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性に優れ、物理的、化学的にも安定なことから、建築材や自動車用ブレーキ、家庭用品など幅広く利用されてきた。

アスベストを吸入するとアスベスト肺や肺がん、悪性中皮種などの深刻な疾病を誘発する恐れがある。

一般環境大気測定局

住宅地等の一般的な生活環境における大気の汚染の状況を常時監視するための測定局。

エコ運搬

市内の荷主や荷受人が主体となって、製品や貨物の出荷、原材料の購入、廃棄物の運搬などの際、運送事業者や取引先事業者に対して、環境に配慮した運搬（エコ運搬）の実施を書面等で要請する制度をいう。

エコドライブ

急発進や急加速をしない、アイドリングストップの励行など環境に配慮した運転方法。CO₂や排気ガスを抑制する環境改善効果があり、また燃料代の節約効果もある。さらに、穏やかな運転につながり、事故防止の効果も期待できる。

河川法

河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的としている。

川崎市環境基本計画

先に制定された川崎市環境基本条例に基づき、平成6（1994）年に全国に先駆けて策定した。計画全体の目標となる「めざすべき環境像」や計画がめざす「6つのまちの姿」を明らかにするとともに、これらの実現に向け、今後10年間に取り組む重点分野や基本的施策の内容、目標等を定めている。

川崎市公害防止条例（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例）

川崎市において、工場及び事業場において遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図り、もって現在及び将来の市民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保することを目的としている。当条例は平成11年12月に改正されており、前身である旧公害防止条例は、大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る公害防止対策の手法として、環境目標値、地区別許容排出総量及び規制基準を相互に関連付けることによって、いわゆる川崎方式と呼ばれる市独自の諸規制の体系化を図ったものであり、我が国における総量規制の草分けとして、国や他自治体における公害防止対策の推進に先駆的な役割を果たした。

川崎市水環境保全計画

良好な水環境の保全に向けて、水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素を総合的に捉えて施策を推進するため、平成24（2012）年度に策定した計画。計画期間は令和3（2020）年度までであり、以降は本計画に統合して施策を推進する。

環境影響評価

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たりあらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づきその事業について適正な環境配慮を行うこと。川崎市では、全国に先駆けて環境影響評価に関する条例を制定している。

環境基準

大気の汚染、水の汚濁、土壌の汚染、騒音に係る環境上の条件として、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」に定められている。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくものである。事業活動等を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。

環境目標値

市民の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい水準として環境基本条例第3条の2に規定する目標値。大気分野（二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）について環境基準と同等又はより厳しい目標値を定めている。

なお、環境目標値の達成に向けて、公害防止等生活環境の保全に関する条例において講ずべき対策上の目標値として、対策目標値が設定されている。

環境リスク

化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生

息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。

環境・リスクコミュニケーション

環境に関する情報を市民、事業者、行政等の各ステークホルダー（利害関係者）で情報共有し、相互理解を深めていくこと。環境リスクを低減する取組を進めていくための基礎となる。

環境行動事業所認定制度

ISO14001の認証取得等により、事業所の環境管理・監査の体制を確立し、その取組を自ら公表している指定事業所を、申請に基づき「環境行動事業所」として認定し、公表する制度である。認定期間は最大3年間。

揮発性有機化合物（VOC）

揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、接着剤溶剤、インク、ガソリン等に含まれている。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどであり、主なもので約200種類ある。

VOCは、有害性を持つことから健康影響が生ずる可能性があるほか光化学オキシダントや微小粒子状物質の原因物質でもある。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物が太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等植物へも影響を与えるため、大気の汚染に係る環境基準が設けられている。光化学スモッグは、光化学オキシダントに起因するスモッグのことをいう。

光化学オキシダント環境改善評価指標値

光化学オキシダント（Ox）対策効果を評価するために市独自で設定した日中のOx生成量を把握するための指標。Oxは工場・事業場、自動車などから発生する窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）などが原因物質となり、これらが太陽の紫外線と反応（光化学反応）することで生成される。このため、光化学反応が起こる日中のOx生成量を

把握することで、原因物質削減による O_x 低減の効果を把握することができる。

光化学スモッグ

大気が安定で、風が弱く、日射が強く、気温が高いなどの気象条件下で、光化学反応により地表付近の光化学オキシダント濃度が高くなるようなときに視程が悪くなる現象。

「光化学スモッグ注意報」は、地方自治体が大気汚染緊急時対策として「発令」する措置の一つであり、予報・警報などがある。

公共用水域

河川、港湾、沿岸海域、これらに接続する水路などの水域のことで、公共下水道等の終末処理場に接続している下水道管などを除いたものをいう。

工業用水法

工業用水の合理的供給を確保し、また、地下水の保全、地盤沈下の防止を図るため、1956年に制定された。指定地域内では、一定規模以上の工業用井戸から地下水を採取する場合、都道府県知事の許可が必要となる。実態としては、許可基準として地下水採取の難しい深い地層に設定してあるので、事実上禁止に近い形となっている。

高度処理

下水処理において通常行われる固形物の除去と微生物による有機物の除去機能をさらに向上させる処理、またはこれらの処理と同時に窒素やリンなどの栄養塩を除去する処理を指す。

さ 行

酸性雨

二酸化硫黄 (SO_2) や窒素酸化物 (NO_x) などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象。河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶

かしたり、金属に錆を発生させるなどして建造物や文化財に被害を与える。

自動車新時代戦略会議

自動車を取り巻く大きな環境変化の中で、環境問題や渋滞問題などの解決に積極的に貢献していくための戦略を検討する経済産業大臣主催の会議。2050年までの長期ゴールとして、温室効果ガス排出量を2010年比で8割程度削減（乗用車については9割程度削減）することを目指すことを中間整理において定めた。

自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染が考えられる交差点、道路及び道路端付近において、大気汚染の状況を常時監視するための測定局。

情報通信技術 (ICT)

Information and Communications Technology の略で、情報通信技術のこと。我が国が抱える様々な課題（地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等）に対応するため、社会の様々な分野（農林水産業、地方創生、観光、医療、教育、防災、サイバーセキュリティ等）における ICT の効果的な利活用が不可欠となっている。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)

人に感染する「コロナウイルス」として2019年に見つかった「新型コロナウイルス」による感染症のこと。世界的に拡大し、各国では都市封鎖や工場の操業停止などの措置がとられた。日本においては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月）、2020年3月からの学校臨時休業要請、4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出され、社会経済活動へ大きな影響が出ている。「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の影響による大気汚染状況の変化」（環境省中央環境審議会 大気・騒音振動部会（第14回）資料5-2、令和2年8月19日）によると、環境に関しては、2020年の大気汚染物質濃度と過年度の濃度を比較した結果、PM2.5と NO_x について濃度の減少が見られたことから、緊急事態措置による交通、物流など社会経済活動

の変化が一定程度、大気濃度の減少に寄与する可能性が示唆された。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について基準値の設定等による規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

次世代自動車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等がある。

水質汚濁防止法

工場、事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等により、公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としている。

生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

人の生活に密接な関係のある、財産や動植物及びその生息環境等の保全を目的とした基準。公共用水域（河川、湖沼、沿岸海域）は、人の生活の中で様々に利用されており、各水域の利用を保全するために必要な水質項目について基準値が設定されている。

精密水準測量

地盤沈下を監視するため、市内に設置した水準点の標高を高精度で測量するもの。毎年、測量を行い、前年度の標高と比較することで地盤沈下量を算出。

全窒素

窒素化合物全体のこと、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素（NH₄-N）、亜硝酸態窒素（NO₂-N）、硝酸態窒素（NO₃-N）に分

けられる。有機態窒素はタンパク質に起因するものと、非タンパク性のものとに分けられる。窒素は、富栄養化の要因になるもの。

全燐

燐化合物全体のこと、無機態燐と有機態燐に分けられる。燐は、富栄養化の要因になるもの。

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について基準値の設定等による規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

総量規制（大気汚染に関する）

工場・事業場が集合し大気汚染が進んでいる地域で、濃度規制や発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減していく規制方法。

地域を指定し、総量削減の計画を作り、その達成のために個々の発生施設ごとの規制よりも厳しい基準を設けていくことになる。

た 行

第一種指定化学物質

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある等の有害性の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するとして、化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本と

すべき基準が定められているとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としている。

大気汚染防止法

大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的としている。固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならない。

第 5 次環境基本計画（国）

国が環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。計画は約 6 年ごとに見直し、第五次環境基本計画は平成 30 年 4 月 17 日に閣議決定された。

第 5 次計画では分野横断的な 6 つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定した。

対策目標値

環境基本条例第 3 条の 2 に規定する環境目標値の達成に向けて、公害防止等生活環境の保全に関する条例において講ずべき対策上の目標値をいう。

代替フロン

昭和 63 年 12 月 27 日にオゾン層の保護のためのウィーン条約の締約国において義務づけられたモントリオール議定書により、オゾン層破壊への影響が大きいとして、生産が全廃された特定フロン類の代替品として開発されたフロン類似品のことで、フロンと同等の性質を持ち、かつオゾン層の破壊能が低い又はないものである。代表的な代替フロンとしてはハイドロフルオロカーボン（HFC）などがあるが、地球温暖化の原因物質であることから、排出抑制が求められている。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・

創出するために、河川管理を行うことである。

地下水涵養

降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に水が供給されること。

道路冠水・家屋の浸水・河川洪水の防止、地盤沈下や地下水塩水化の防止、地下水資源の確保、湧水やせせらぎの復活など自然環境の機能回復、地中温度の上昇（ヒートアイランド現象）の防止などに有効である。

窒素酸化物(NOx)

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。

光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつである。

鶴見川流域水マスタープラン

鶴見川の流域を基本単位として、総合的に水循環系にかかわる諸課題をマネジメントするため策定された。

都市・地域再生を「健全な水循環系」構築の視点から、水循環系にかかわる各計画、施策を総合的に進めるための基本として、新たなビジョン、計画、推進方策の提案を行い、流域計画地域と定め「健全な水循環系」構築の視点から、流域の安全、安心、自然との共存などの課題を把握し、これら流域の諸課題の総合的なマネジメントと流域（流域圏※）にかかわる市民、市民団体、企業、行政の多様な連携、協働によって新たな施策を立案、推進するとされている。

ディーゼル車運行規制

神奈川県では県の条例により、「粒子状物質の排出基準」を満たさない旧式ディーゼル車の県内全域での運行を禁止する「運行規制」が、平成 15 年 10 月 1 日から実施されている。

低 VOC 塗料

顔料等の不揮発分以外に含まれる成分のうち VOC 成分が非常に少ない又は VOC 成分

を含まない塗料のこと。水性塗料、無溶剤塗料、ハイソリッド型塗料などがある。

特定第一種指定化学物質

第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性等があると評価されているものとして、化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質。

特定フロン（＝クロロフルオロカーボン）（CFC）

オゾン層の破壊物質の一つである。日本では、昭和 63 年 12 月 27 日に発令されたモントリオール議定書に基づき、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定して、1989 年 7 月からオゾン層破壊物質の生産・輸出入の規制を開始し、着実に削減していくための施策を行っている。HCFC は 2020 年 1 月に生産が全廃された。

土壌汚染対策法

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている。土壌汚染の状況を把握するため、汚染の可能性のある土地について、一定の契機をとらえて調査を行うこと等が定められている。

な 行

二酸化窒素

物質が高温で燃焼する際に、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成されるもので、発生源は工場、自動車などの燃焼過程などである。

燃焼過程からほとんど一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

また、光化学オキシダントや酸性雨の原因物質の一つである。

は 行

ばい煙

物の燃焼等に伴い発生するいおう酸化物、ばいじん（いわゆるスス）、有害物質 1) カドミウム及びその化合物、2) 塩素及び塩化水素、3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素、4) 鉛及びその化合物、5) 窒素酸化物）をいう。大気汚染防止法では、33 の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められている。

パリ協定

平成 27（2015）年 11 月 30 日から 12 月 13 日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締結国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。平成 28（2016）年 11 月 4 日に発効した。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの。

一般に浮遊粒子状物質（SPM）よりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子（硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等）などである。

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

水環境の汚染を通じて、人の健康に影響を及ぼす恐れがある水質項目が選定されており、26 物質の濃度について全国一律の基準値が設けられている。

非メタン炭化水素（NMHC）

炭素と水素からなる有機化合物（炭化水素）のうち、光化学反応性の乏しいメタンを除くものの総称で、光化学反応により光化学スモッグを引き起こす原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の一種である。

非メタン炭化水素の発生源は、自動車排出ガス、石油タンク、ガソリンスタンド、塗装作業などである。

富栄養化

元は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念。近年は、人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、窒素、リン等植物の栄養となる物質の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。更に進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については、窒素・リンに関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中の粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管等に沈着するなどして、呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」に分類される。

プラスチック廃棄物

日用品として広く用いられているプラスチックの廃棄物のこと。プラスチック廃棄物の排出量は世界的に増加しており、陸上から海洋へのプラスチックごみの流出が、世界的な課題となっている。また、プラスチック製品を製造するための原料として使われる米粒大のプラスチック粒や、環境中に流れ出て紫外線や波等の外的要因により劣化・崩壊して小さな細片状になったプラスチックであるマイクロプラスチック（大きさが 5mm 以下のサイズのものをいう）も問題となっており、環境省では全国の海岸

にて漂着ごみの調査が実施されているほか、G7 や G20 のサミットにおいても海洋ごみが議題とされ、国際連携・協力の必要性の認識も高まっている。

や 行

有害大気汚染物質

低濃度ではあるが長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある物質であり、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」が 248 物質、その中でも有害性の程度や大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる物質として、ホルムアルデヒドなど 23 の「優先取組物質」がリスト化されている。

川崎市大気・水環境計画

2021（令和3）年 月策定

発行 川崎市

編集 川崎市環境対策部環境管理課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2398

FAX 044-200-3922